平成２０年（判）第２４号

審　　決

兵庫県宝塚市新明和町１番１号
被審人　新明和工業株式会社
同代表者　代表取締役　金　木　　忠
同代理人　弁　護　士　福　田　　浩
同　　坂　本　　成

公正取引委員会は，上記被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第３５号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく課徴金納付命令審判事件について，公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第８２条の規定により審判長審判官大久保正道，審判官中出孝典及び同秋吉信彦から提出された事件記録に基づいて，同審判官らから提出された別紙審決案を調査し，次のとおり審決する。

主　　文

被審人は，課徴金として金５０４万円を平成２２年７月２７日までに国庫に納付しなければならない。

理　　由

１　当委員会の認定した事実，証拠，判断及び法令の適用は，いずれも別紙審決案の理由第１ないし第５と同一であるから，これらを引用する。

２　よって，被審人に対し，独占禁止法第５４条の２第１項及び規則第８７条第１項の規定により，主文のとおり審決する。

平成２２年５月２６日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹島一彦

委　員　後藤晃

委　員　神垣清水

委　員　濵田道代

委　員　細川清

別　紙

平成２０年（判）第２４号

審　　決　　案

兵庫県宝塚市新明和町１番１号
被審人　新明和工業株式会社
同代表者 代表取締役　金　木　　忠
同代理人 弁　護　士　福　田　　浩
同　　坂　本　　成

上記被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第３５号。以下「改正法」という。）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく課徴金納付命令審判事件について，公正取引委員会から独占禁止法第５１条の２及び公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第３１条第１項の規定に基づき担当審判官に指定された本職らは，審判の結果，次のとおり審決することが適当であると考え，規則第８２条及び第８３条の規定に基づいて本審決案を作成する。

主　　文

被審人は，課徴金として金５０４万円を国庫に納付しなければならない。

理　　由

第１　事実等

１　課徴金に係る違反行為

被審人は，別添平成１６年（判）第４号審決書（写し。以下，当該審決を「本案審決」という。）記載のとおり，他の事業者と共同して，別紙１記載の工事（以下「東京都発注の特定ポンプ設備工事」という。）について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，東京都発注の特定ポンプ設備工事の取引分野における競争を

実質的に制限していたものであって，これは，独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し，同法第３条の規定に違反するものであり，かつ，同法第７条の２第１項に規定する役務の対価に係るものである。

２　課徴金の計算の基礎となる事実

(1)　被審人は，ポンプ据付け工事の建設業を営む者である。（争いがない。）

(2)　被審人の前記１記載の違反行為（以下「本件違反行為」という。）の実行としての事業活動を行った日は，平成１２年７月２８日以前である。また，被審人は，平成１５年７月２９日以降，本件違反行為を取りやめており，同月２８日にその実行としての事業活動はなくなっている。（本案審決によりこのように認められる。）

　したがって，被審人については，本件違反行為の実行としての事業活動を行った日から本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が３年を超えるため，独占禁止法第７条の２第１項の規定により，実行期間は，平成１２年７月２９日から平成１５年７月２８日までの３年間（以下「本件実行期間」という。）となる。

(3)　本件実行期間における東京都発注の特定ポンプ設備工事に係る被審人の売上額は，改正法附則第２条のなお従前の例によることとする規定により，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成１７年政令第３１８号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（以下「独占禁止法施行令」という。）第６条の規定に基づき算定すべきところ，当該規定に基づき算定すると，別紙２のとおり，８４００万円である。（売上額については争いがない。）

３　課徴金額の算定

　被審人が国庫に納付しなければならない課徴金の額は，独占禁止法第７条の２第１項の規定により，前記８４００万円に１００分の６を乗じて得られる５０４万円である。

第２　争点

１　被審人は本件違反行為の不存在を主張し得るか。

２　別紙２記載の工事（以下「本件工事」という。）が独占禁止法第７条の２第１項所定の「当該役務」に該当するものとして課徴金算定の対象となるか。

３　課徴金算定の基礎となる本件工事の売上額には消費税相当額も含まれるか。

４　課徴金算定において売上額に乗じるべき割合はいくらにすべきか。

第３　争点２ないし４についての双方の主張

１　争点２（本件工事の「当該役務」該当性）について

(1)　被審人の主張

被審人は本件工事について受注調整を行っていない。すなわち，仮に，本件違反行為が存在していたとしても，少なくとも本件工事に関して被審人を受注予定者とする受注調整が行われた事実はなく，被審人は，アウトサイダーとして本件工事を落札したものである。このことは，以下の事情からして明らかである。

ア　被審人が他の事業者との間で，本件工事に関して受注調整を行ったことを具体的に裏付ける証拠は皆無である。

イ　本件工事の入札に先立ち，被審人の技術部門は，同工事の見積価格を８９７７万円と算定する内容の見積計算書（審第１号証。以下「本件計算書」という。）を作成した。これに対して，当時の被審人が東京都に対する納入実績を有しなかったこともあって，何とか本件工事を落札したいと考えていた被審人の営業部門は，上記価格は入札価格として高すぎると考え，営業部長の裁断で大幅に入札価格を下げ，８０００万円で入札した。仮に，被審人が本件工事について受注調整を行っていたのであれば，他の事業者との価格競争を意識して上記のような大幅な下方修正をする必要はなかった。

なお，審査官は，本件計算書の上記見積価格について，真摯に算定された金額かどうか疑わしい旨主張するが，東京都の方には８３０９万円という予定価格の積算表があるはずであり，この積算表と本件計算書を突き合わせれば，上記金額の相違がどういう理由により発生したか判明するであろうから，見積価格の信憑性を争うのであれば，審査官において立証すべきである。

ウ　被審人は，東京都発注の特定ポンプ設備工事に関しては，直径５００mm以下の水中型ポンプの工事についてのみ入札資格を認められていた。本案審決において平成１１年４月１日から平成１５年７月２９日までの間（以下「本件期間」という。）に発注されたとされている東京都発注の特定ポンプ設備工事計４７物件（以下「４７物件」という。）のうち，水中型ポンプ工事は７物件のみであるが，そのうち，被審人が入

札に参加できる程度の営業活動を積み重ねるに至ったのは３物件にとどまっており，１回入札に参加してから次の入札の機会までに１年以上も経過するのである。また，直径５００mm以下の水中型ポンプの工事は規模が小さく，４７物件のうち被審人が入札に参加した３物件（以下「被審人参加３物件」という。）の予定価格（合計３億３５００万円）は他の４４物件のそれ（合計約２５２億１３００万円）に比べて圧倒的に少額であり，被審人の行為が東京都発注の特定ポンプ設備工事の取引分野に及ぼす影響は少ないと評価できる。以上によれば，本件工事についてアウトサイダーである被審人が落札したとしても，東京都発注の特定ポンプ設備工事についての受注調整（以下「本件受注調整」という。）を行っていた他の事業者らが，これを問題にせず，業界において話題に上らなかったとしても，何ら不思議ではない。

エ　本件工事は，４７物件のうち被審人が入札に参加した最初の物件であった。本件受注調整を行っていた他の事業者らにおいて，本件工事の入札に被審人が参加することを知ったのは，平成１２年８月２４日（仕様書渡し日）ころと考えられるところ，同日から本件工事の入札の日（同年９月７日）まで２週間程度しかなく，この間に被審人と接触しようにも窓口となる人物が分からず，説得に当たる者の人選も難しかったために，結果として，被審人との間で受注調整を実施することができずに，アウトサイダーである被審人が落札したことを黙認したとみるべきである。

(2)　審査官の主張

ア　独占禁止法第７条の２第１項所定の「当該商品又は役務」とは，当該違反行為の対象となった商品又は役務，すなわち本件違反行為に基づく受注調整を行う対象工事に含まれていたものであれば，特段の事情のない限り，上記「当該商品又は役務」に該当するというべきである（公正取引委員会平成２０年７月２９日審決〔大木建設株式会社に対する件〕参照）。

イ　本案審決における本件違反行為の対象役務は東京都発注の特定ポンプ設備工事であり，本件工事がその範ちゅうに含まれることは明らかである。

ウ　そして，前記アの特段の事情は，以下のとおり存在しない。

⑺ 以下の諸事情によれば，本件工事についての本件計算書の見積価格８９７７万円（以下「本件見積価格」という。）は精緻なものとはいえず，被審人が当該価格から９７７万円減額した価格で入札したことは，被審人が本件工事について受注調整と関係なく入札を行ったことを示す重要な間接事実に当たるとはいえない。

すなわち，本件見積価格は，本件工事の税抜予定価格８３０９万円（査第２号証）を大幅に上回る高額である。本件見積価格が前提としている本件工事の仕様は被審人の技術提案によるものであり，被審人製ポンプをそのまま納入できる内容となっていた。８９７７万円という価格になったのは，被審人が，本件工事のような特別仕様の工事の見積りをめったに行っておらず，見積計算業務の経験が乏しく，適正な見積りを行えなかったからにすぎない。また，被審人においては，見積価格の算定の際には利益率１２％で固定して利益分を計上することとされており，しかも，本件工事に関しては，本件計算書における工事原価６５８０万円のうち，約２割を占める１２７１万７０００円は被審人の社内製品（その仕切価格は「大体７掛け」とされている。）に係るものであって値下げが容易であったのであり，そうすると，本件見積価格から利益分１２％相当の金額及び社内製品の価格に含まれる利益分相当の金額を減額したとしても，被審人が損失を被ることはなかったのである。被審人においては，技術部門が算定した見積価格から２０％程度の値下げであれば，営業部門が技術部門との相談を経ずに受注できるというルールが存在したのであるが（永井啓二参考人），このようなルールが存在し得たのは，技術部門の見積りが相当に高い利益を見込んだものであったからと解される。実際に，被審人は，本件工事の受注後に実行予算を組み直し，３．５％（２８０万２０００円）の利益を確保している。

なお，被審人の営業部門は，本件工事の入札価格を決定した際，技術部門に相談することなく，したがって本件計算書に拘束されることなく上記価格決定をしていたのであるから，仮に，被審人の技術部門が本件計算書を真摯に作成していたとしても，営業部門独自の判断で，技術部門の関知なく本件受注調整を行うことは十分にあり得ることである。

㈠　被審人は，本件工事の入札に関してアウトサイダーであったとして，その根拠について縷々主張するが，これらの主張は，結局のところ，本件違反行為の存在を否定するものにすぎず，そのような主張は許されない。

また，被審人は，４７物件のうち被審人参加３物件の予定価格は，他の物件の予定価格より圧倒的に少額であって当該取引分野における影響は小さいから，被審人がアウトサイダーであったとしても，他の事業者が無視することはあり得ることである旨を主張するが，４７物件の中に，被審人参加３物件より予定価格の低いものが７物件（新設工事に限っても３物件）存在しており，被審人参加３物件の工事代金が他の工事と比べて低いという事情はないし，受注調整を行い，コンサルタント業者らへのいわゆる汗かきをして，真剣に落札・受注を目指していた受注予定者にとっては，仮にその工事代金が低額であったとしても，当該物件を落札できないという事態は重大であるから，基本合意があり，これに基づく受注調整が行われていた工事について，アウトサイダーが落札するといった事態になれば，代金額の高低にかかわらず，当該取引業界で騒ぎになり話題となるはずであって，上記被審人の主張は説得力を欠くものである。

２　争点３（売上額算定における消費税相当額の処理）について

(1)　被審人の主張

本件工事の代金額のうち消費税相当額については，被審人が国に代わって担税者たる東京都から受領し，最終的に国に移管されたものであり，いわば一時の預かり金であって，役務の対価として受領したものではない。現実に収益でないものに課徴金を課するのは正義に反する。

(2)　審査官の主張

東京高等裁判所平成１８年２月２４日判決（公正取引委員会審決集５２巻７４４頁）も判示しているように，商品の購入者等の資産の譲受人は消費税相当額を経済的に転嫁されて負担する立場にとどまり，法律的には納税者ではないことに照らせば，当該商品等を販売した事業者は税金として納付すべき金員を納税義務者から預り金のごとく受領しているわけではなく，当該商品等を販売した事業者自身が行うべき将来の納税に備えて販売価格を増額させているにすぎないから，消費税相当額が商品等の「対価

の額」（独占禁止法施行令第６条第１項）に含まれることは明らかである。

３　争点４（売上額に乗じるべき割合）について

(1)　被審人の主張

被審人が本件工事によって得た利益は，実質的には０円であった。

課徴金算定の際に売上額に乗じる割合については，実質的に考慮し，実態に即して判断すべきであるから，１００分の６ではなく，０とすべきである。

なお，被審人は，本件工事受注後の実行予算において１２万２０００円，本件工事完了後の経理部における実算書において２８０万２０００円の利益を計上しているが，これらは，自社製品の価格を大幅に値引きすることによって導き出された数字にすぎず，正当な利益ではない。

(2)　審査官の主張

課徴金の算定率は，実際に生じた利得を加味して適用すべきものではない。このことは，最高裁判所平成１７年９月１３日判決（公正取引委員会審決集５２巻７２３頁）や東京高等裁判所平成９年６月６日判決（公正取引委員会審決集４４巻５２１頁）からも明らかである。

第４　審判官の判断

１　争点１（本件違反行為不存在の主張の可否）について

被審人は，本件違反行為は存在しない旨主張し，本案審決の事実認定について，様々な理由を挙げて，証拠法則を無視し経験則に違背するものである旨主張している。

しかしながら，本件審判は，本件違反行為に関し，審判手続を経た上で，公正取引委員会が本件違反行為の存在を認定し，独占禁止法第５４条第２項の規定により本案審決を行った後，本件違反行為について同一の被審人に対して課徴金納付命令が発せられたことに由来する課徴金に係る審判であるところ，被審人には，本案審決に係る審判手続において本件違反行為の存否を争う機会が与えられており，公正取引委員会は，被審人の主張立証を踏まえて本件違反行為の存在を認定して本案審決を行ったものである。

このような場合には，課徴金に係る審判において，被審人が重ねて本件違反行為の不存在を主張することは許されないと解するのが相当であるから，本件違反行為が存在しない旨の被審人の主張はそれ自体失当であり，本件審判においては，本案審決の認定に係る本件違反行為の存在を前提とした上で，

判断すべきこととなる（なお，被審人は，本案審決の取消しを求める訴えを提起したが，東京高等裁判所は平成２０年１２月５日付けで被審人の請求を棄却する旨の判決をし，この判決は確定している。）。

2　争点２（本件工事の「当該役務」該当性）について

(1) 独占禁止法第７条の２第１項所定の「当該商品又は役務」とは，本件のような受注調整による違反行為の場合には，①当該期間において販売又は提供された違反行為の対象となった商品又は役務のうち，②違反行為に係る基本合意に基づいて受注予定者が決定されること又は受注予定者が決定されるまでには至らなくても調整手続に上程されることによって具体的に競争制限効果が発生するに至ったものを指すと解すべきである。そして，上記①に該当する商品又は役務については，それでも上記②の事情が生じなかったと認めるべき特段の事情（例えば，特定の入札について基本合意に基づく受注調整が一切行われなかったこと，受注調整は行われたが具体的な競争制限効果が発生しなかったことなど）のない限り，上記②の事情が生じたものと推定し，上記「当該商品又は役務」に該当するものとして課徴金の算定対象に含めるのが相当である（公正取引委員会平成１７年９月２８日審決・公正取引委員会審決集５２巻１１１頁，公正取引委員会平成２０年７月２９日審決・公正取引委員会審決集５５巻３５９頁参照）。

本案審決において認定された本件違反行為の対象となった役務は，東京都発注の特定ポンプ設備工事であり，本件工事がその範ちゅうに属することは明らかである。

(2) そこで，以下，本件工事について，本件違反行為の対象となった役務であるにもかかわらず，前記(1)の推定を覆すに足りる特段の事情があるか否かについて検討する。

ア　被審人は，その営業部門が，技術部門が作成した本件見積価格よりも大幅に低い８０００万円という価格で本件工事を入札したことを指摘し，被審人が他の事業者と本件受注調整を行っていたのであれば，このような大幅な下方修正をする必要はなかった旨主張し，当時の被審人の東京本部営業部長を務めていた中根実雄及び当時の被審人のポンプシステム工事の積算見積作業の責任者を務めていた永井啓二も，これに沿う供述をしている（審第３号証，第４号証，永井啓二参考人）。

しかしながら，本件見積価格は，本件工事の税抜予定価格８３０９万円を大幅に超過するものであったから（査第２号証），被審人が本件工事を落札するためには，本件見積価格から大幅な減額をせざるを得なかったのであって，上記予定価格を前提とすれば，本件見積価格は，工事原価に大幅な利益を上乗せしたものであった可能性がある。また，被審人においては，技術部門が見積りをするに際して，見積金額の１２％を固定利益分として計上するという社内ルールがあり（審第１号証，永井啓二参考人），他方で，技術部門の見積価格から２０％程度の値下げであれば，営業部門の判断で，技術部門と相談せずに受注できるとのルールも存在していたのであって（永井啓二参考人），このような事情からすれば，被審人の技術部門の見積りは，一般的にいって，実際に取引先と合意に達する受注金額と比較して，かなり利益率の高いものであったと推認せざるを得ない。さらに本件見積価格でも，上記社内ルールのとおり，１２％（約１０７７万円）の固定利益が計上されていたことに加えて，工事原価６５８０万円のうち約２割を占める１２７１万７０００円は，被審人の社内製品の価格であって，同価格にも被審人の利益分が含まれていた（審第１号証，永井啓二参考人）のである。これらの事情を総合すれば，本件見積価格は，実際の工事原価に相当高額な利益を上乗せしたものであったと推認され，翻って，８０００万円という被審人の本件工事の入札価格についても，被審人にとって利益を出す余地のないような厳しい価格設定であったとは認められない。

また，４７物件の大部分について受注調整が行われたことは本案審決により明らかであるところ（この点は被審人も特に争っていない。），この中には，２回目又は３回目の入札が行われるに至った事例が少なからず見受けられるのであって（本案審決別紙審決案別紙表４），このような事態となったことについては，これらの入札において予定価格が公表されていなかった（本案審決別紙審決案１０頁参照）ことに起因するだけでなく，予定価格自体が入札参加者らの想定以上に低く設定されていたことにも起因しているとも推認されるところである。これらの事情に照らせば，本件においては，たとえ受注調整を済ませている入札参加者であっても，その入札価格を思い通りに設定できる状況ではなかったと推認される。

以上検討したところによれば，被審人が本件見積価格より大幅に低い価格で入札したということをもって，前記(1)の推定を覆すに足りる特段の事情があるということはできない。

イ　被審人は，前記第３の１(1)ウ及びエのとおり，本件受注調整を行っていた他の事業者らにおいて，①アウトサイダーである被審人を放置していたと考えられる，あるいは②被審人がアウトサイダーとして本件工事を落札することについて何も対抗手段がなかった可能性もある旨主張し，その根拠として種々の事情を挙げる。

しかしながら，上記各主張は，本件違反行為の存在を前提とした上で，本件工事については特段の事情があって本件違反行為とは無関係に被審人が落札したのであるという趣旨の主張ではなく，いずれも，つまるところ，被審人が本件工事の入札の当時においてそもそも本件受注調整に参加していなかった（それゆえに本件工事についての受注調整にも参加しなかった）という趣旨のものであって，その立証活動も，上記主張を裏付けようとするものにすぎないから，結局のところ，本件工事について前記(1)の推定を覆すに足りる特段の事情があることを主張立証するものとはいえない。

ウ　その他，本件全証拠によっても，本件工事について，前記(1)の特段の事情があるとは認められない。

(3)　したがって，本件工事については，独占禁止法第７条の２第１項所定の「当該役務」に該当するものとして課徴金算定対象に含めるのが相当である。

３　争点３（売上額算定における消費税相当額の処理）について

独占禁止法第７条の２第１項は，課徴金の算定基礎となる「売上額」を「政令で定める方法により算定」する旨規定し，これを受けて，本件で適用される独占禁止法施行令第６条第１項は，同「方法」について，「商品の販売又は役務の提供に係る契約により定められた対価の額」を合計する方法とする旨規定している。

消費税は，事業者が「課税資産の譲渡等」を行った場合に，当該譲渡等を行ったこと自体により，自ら，当該譲渡等の「対価の額」に一定税率を乗じて得られる額の納付義務を負うものであり（消費税法第５条第１項，第２８条第１項，第２９条），譲受人の納付すべき税金を事業者が預かって代わり

に納付するというものではない。したがって，事業者が商品販売等を行った際に，その「本体価格」に「消費税相当額」を付加した金額の代金を受領したとしても，当該「消費税相当額」について，形式的にも実質的にも，相手方からの預かり金等とみる余地はなく，上記「商品の販売又は役務の提供に係る契約により定められた対価の額」の一部とみるほかない。

以上によれば，上記「売上額」の算定において消費税相当額を控除すべきものと解することはできない（最高裁判所平成１０年１０月１３日判決・判例タイムズ９９１号１０７頁，東京高等裁判所平成９年６月６日判決・公正取引委員会審決集４４巻５２１頁，同裁判所平成１８年２月２４日判決・公正取引委員会審決集５２巻７４４頁参照）。争点３に関する被審人の主張は採用できない。

４　争点４（売上額に乗じるべき割合）について

独占禁止法第７条の２第１項等は，「売上額」に乗じるべき一定比率を「乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない」と規定しており，その他の関連法令の規定内容からしても，同法が，公正取引委員会に対し，事業者や売上額に関する個別事情（事業者が得た実質的利益の額等）に応じて課徴金の額を増減させる権限を付与しているものとは解されない（前掲の東京高等裁判所平成９年６月６日判決参照）。課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではない（最高裁判所平成１７年９月１３日判決・民集第５９巻７号１９５０頁参照）。

以上によれば，課徴金の額の算定において売上額に乗じるべき割合について，事業者が得た実質的利益の額等に応じて減じるべきものと解することはできない。争点４に関する被審人の主張も採用できない。

第５　法令の適用

以上によれば，本件については，独占禁止法第７条の２第１項の規定を適用して，被審人に対し，同法第５４条の２第１項の規定により，主文のとおり審決することが相当であると判断する。

平成２２年３月１６日

公正取引委員会事務総局

審判長審判官　　大久保　正　道

審判官　　中　出　孝　典

審判官　　秋　吉　信　彦

別紙１

東京都が下水道局において一般競争入札，公募制指名競争入札又は希望制指名競争入札の方法により発注する主ポンプ（汚水ポンプ，雨水ポンプ及び放流ポンプをいい，これらのポンプに準ずるものとして発注されている管渠内排水ポンプを含む。以下同じ。）又は汚泥ポンプ（汚泥ポンプ及び送泥ポンプをいう。以下同じ。以下主ポンプ及び汚泥ポンプを「主ポンプ等」という。）に関する工事のうち，新たに建設する公共下水道及び流域下水道の施設（以下「下水道施設」という。）に主ポンプ等を据え付ける工事（既存の下水道施設の敷地内に新たに下水道施設を設置する場合及び主ポンプ等が設置されていない下水道施設に新たに主ポンプ等を設置する場合を含む。），既存の下水道施設に主ポンプ等を追加して据え付ける工事及び既存の主ポンプ等を撤去して新たな主ポンプ等を据え付ける工事

別紙２

課徴金算定対象物件一覧

番号	工事名	入札日	契約日	実行期間内に金額に係る契約内容の変更があった場合における当該変更が行われた年月日	実行期間内の契約金額（消費税込，円）（契約内容に変更があった場合には変更後の契約金額）
1	鮫洲ポンプ所合流改善施設排水ポンプ設備工事	平成12年9月7日	平成12年9月8日	－	84,000,000

別　添

平成１６年（判）第４号

審　　決

被審人　別紙１の表１－１被審人目録記載のとおり
代理人　別紙１の表１－２代理人目録記載のとおり

公正取引委員会は，上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第３５号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく平成１６年（判）第４号独占禁止法違反審判事件について，公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第８２条の規定により審判長審判官原啓一郎及び審判官小林渉から提出された事件記録並びに規則第８４条の規定により被審人株式会社日立製作所，被審人三菱重工業株式会社，被審人株式会社鶴見製作所及び被審人新明和工業株式会社から提出された異議の申立書及び規則第８６条の規定により被審人株式会社日立製作所，被審人三菱重工業株式会社及び被審人株式会社鶴見製作所から聴取した陳述に基づいて，同審判官らから提出された別紙２審決案を調査し，次のとおり審決する。

主　　文

１　被審人株式会社荏原製作所，被審人古河機械金属株式会社，被審人株式会社電業社機械製作所，被審人株式会社鶴見製作所，被審人新明和工業株式会社及び被審人新日本造機株式会社の６社（以下主文において「６社」という。）は，被審人株式会社日立製作所，被審人三菱重工業株式会社，被審人株式会社粟村製作所（以下主文において「３社」という。）及び別紙１の表２記載の事業者と共同して，遅くとも平成１１年４月１日以降行っていた東京都が下水道局において発注する下記の工事（以下，下記の工事を主文において「特定ポンプ設備工事」という。）で，一般競争入札，公募制指名競争入札又は希望制指名競争入札の方法により発注されるものについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを，それぞれ，取締役会において決議しなけ

ればならない。

記

公共下水道及び流域下水道の施設に係る主ポンプ（汚水ポンプ，雨水ポンプ及び放流ポンプをいい，これらのポンプに準ずるものとして発注されている管渠内排水ポンプを含む。）又は汚泥ポンプ（汚泥ポンプ及び送泥ポンプをいう。）に関する工事のうち，新たに建設する前記施設において前記主ポンプ又は前記汚泥ポンプを据え付ける工事，既存の前記施設において前記主ポンプ又は前記汚泥ポンプを追加して据え付ける工事及び既存の前記施設において前記主ポンプ又は前記汚泥ポンプを撤去して新たな前記主ポンプ又は前記汚泥ポンプを据え付ける工事

2　６社のうち被審人古河機械金属株式会社を除く５社（以下主文において「５社」という。）は，それぞれ，次の(1)及び(2)の事項を東京都に通知しなければならない。

また，被審人古河機械金属株式会社は，次の(1)の事項を東京都に通知するとともに，別紙１の表３記載の事業者に通知しなければならない。

これらの通知の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

⑴　前項に基づいて採った措置

⑵　今後，他の事業者と共同して，東京都が下水道局において競争入札の方法により発注する特定ポンプ設備工事について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

3　５社は，今後，それぞれ，他の事業者と共同して，東京都が下水道局において競争入札の方法により発注する特定ポンプ設備工事について，受注予定者を決定してはならない。

また，被審人古河機械金属株式会社は，今後，別紙１の表３記載の事業者をして，他の事業者と共同して，東京都が下水道局において競争入札の方法により発注する特定ポンプ設備工事について，受注予定者の決定をさせてはならない。

4　５社は，今後，それぞれ，他の事業者と共同して，東京都が下水道局において競争入札の方法により発注する特定ポンプ設備工事について，受注予定者を決定しないよう，営業担当者に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に関する研修，法務担当者による定期的な監査等を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については，あらかじめ，当委

員会の承認を受けなければならない。

また，被審人古河機械金属株式会社は，別紙１の表３記載の事業者に対し，今後，別紙１の表３記載の事業者が，他の事業者と共同して，東京都が下水道局において競争入札の方法により発注する特定ポンプ設備工事について，受注予定者を決定しないよう，営業担当者に対する同法に関する研修，法務担当者による定期的な監査等を行うために必要な措置を講じるよう指導しなければならない。この指導の内容については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

5　６社は，それぞれ，第１項，第２項及び第４項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告しなければならない。

6　３社が，６社及び別紙１の表２記載の事業者と共同して，遅くとも平成１１年４月１日以降行っていた東京都が下水道局において一般競争入札，公募制指名競争入札又は希望制指名競争入札の方法により発注する特定ポンプ設備工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた行為は，独占禁止法第３条の規定に違反するものであり，かつ，当該行為は，既に無くなっていると認める。

7　３社の前項の違反行為については，３社に対し，格別の措置は命じない。

理　　由

1　当委員会の認定した事実，証拠，判断及び法令の適用は，後記第２項のとおり訂正するほかは，いずれも別紙２審決案の理由第１ないし第７と同一であるから，これらを引用する。

なお，別紙２審決案中の被審人株式会社酉島製作所に対しては，審決案を送達した後，同社から同意審決の申出が行われ，平成２０年２月１９日，独占禁止法第５３条の３の規定に基づき，同意審決を行った。

2　別紙２審決案を以下のとおり訂正する（ページ数は，同審決案のページ数を指す。）。

１１１ページ２４行目から１１２ページ１２行目までを次のように改める。

「そして，本件違反行為を行っていたことを示す具体的証拠ないし事実としては，荏原につき前記２（８）ほか，日立につき前記２（７）ほか，酉島につき査第２８５号証ほか，古河につき前記２（２）ほか，電業社につき前記２（４）ほか，三菱につき前記２（６）ほか，粟村につき査第９１号証ほか，新日本造機に

つき査第１１２号証ほか，クボタにつき前記２（７）ほか，石垣につき前記２（５）ほか，石川島播磨につき査第１１２号証ほか，由倉につき査第８３号証ほかがある。鶴見及び新明和については，元由倉の荒木は，供述調書（査第８３号証）において，鶴見が落札し，新明和が相指名業者として参加し入札が行われた物件番号２３番の工事を含む違反行為期間中に由倉が入札に参加した東京都下水道局発注の１２物件について受注調整が行われたことを述べるとともに，東京都発注の特定ポンプ設備工事について鶴見及び新明和を含む入札参加事業者名を挙げた上で「古くから続くポンプ業界の受注調整におきまして，ポンプ業界のルールを認識しない方と出会うようなことはありませんでした」とするなど，鶴見及び新明和を含む東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札参加業者の全社が本件違反行為を行っている旨述べている。同様に由倉の沼田も，供述調書（査第９４号証）において，本件受注調整の方法について具体的に述べた上，鶴見が落札し，新明和が相指名業者として参加し入札が行われた物件番号２３番の工事を含む違反行為期間中に由倉が入札に参加し，沼田が担当した東京都下水道局発注の９物件について受注調整が行われたことを述べている。また，前記２（５）のとおり，鶴見及び新明和も入札に参加した物件番号３６番の工事について，受注調整のための具体的な話合いが専ら酉島，石垣及び電業社の間でなされていることは，上記の供述からすれば，鶴見及び新明和を含めた他社は当然にこの話合いの結果に従うことを前提としているものと認められる。さらに，鶴見及び新明和は，主ポンプ水中型等の水中ポンプを主力製品としているため入札参加実績は少ないものの，鶴見又は新明和が違反行為期間中に受注した物件（物件番号１８番，２３番，３３番の工事）は入札前に鶴見又は新明和がコンサルタント業者等の技術照会に対して回答又はこれらの者に技術提案を行った案件であり（査第１２３号証，第１８５号証，第２６８号証），これは本件基本合意において新設工事の受注予定者を決定する場合に勘案される事情に合致し，鶴見及び新明和が入札に参加した各物件に係る入札価格の状況をみても，鶴見及び新明和においても，本件違反行為の下における受注調整に参加していたものと考えて不自然なところはない。これらなどからすると，鶴見及び新明和も本件違反行為を行っていたと認められる。」

３　よって，被審人株式会社荏原製作所，被審人古河機械金属株式会社，被審人株式会社電業社機械製作所，被審人株式会社鶴見製作所，被審人新明和工業株式会社及び被審人新日本造機株式会社に対し，独占禁止法第５４条第２項及び規則第８７条第１項の規定により，被審人株式会社日立製作所，被審人三菱重工業株

式会社及び被審人株式会社粟村製作所に対し，独占禁止法第５４条第３項及び規則第８７条第１項の規定により，主文のとおり審決する。

平成２０年４月１６日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水

別　紙１

表１－１　被審人目録

事業者	本店の所在地	代表者
株式会社荏原製作所	東京都大田区羽田旭町１１番１号	代表取締役　矢後夏之助
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内一丁目６番６号	代表執行役　古川　一夫
古河機械金属株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目２番３号	代表取締役　吉野　哲夫
株式会社電業社機械製作所	東京都大田区大森北一丁目５番１号	代表取締役　渡邉　昌信
三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目１６番５号	代表取締役　佃　　和夫
株式会社鶴見製作所	大阪市鶴見区鶴見四丁目１６番４０号	代表取締役　辻本　　治
株式会社粟村製作所	大阪市北区梅田一丁目３番１－３００号	代表清算人　明田　　務
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町１番１号	代表取締役　井手　寿之
新日本造機株式会社	東京都品川区大崎二丁目１番１号	代表取締役　保永　重治

表１－２　代理人目録

被審人	代理人
株式会社荏原製作所	弁護士　志田至朗 復代理人弁護士　鈴木一洋
株式会社電業社機械製作所	
株式会社日立製作所	弁護士　山田宰 同　對﨑綾子 同　竹田久美子 同　石原達夫
古河機械金属株式会社	弁護士　岩下圭一 同　佐藤水暁
新日本造機株式会社	
三菱重工業株式会社	弁護士　川合弘造 復代理人弁護士　弘中聡浩 同　紺野博靖
株式会社鶴見製作所	弁護士　塩路広海 同　奥田聡子 同　川瀬まやな 同　堀政哉
株式会社粟村製作所	弁護士　森本宏 同　川口久美子 同　松岡直樹 同　児玉実史 同　生沼寿彦
新明和工業株式会社	弁護士　福田浩 同　坂本成

表２

事業者	本店の所在地	代表者
株式会社クボタ	大阪市浪速区敷津東一丁目２番４７号	代表取締役　幡掛　大輔
株式会社石垣	東京都中央区京橋一丁目１番１号	代表取締役　石垣　　真
株式会社酉島製作所	大阪府高槻市宮田町一丁目１番８号	代表取締役　大江　佳典
石川島播磨重工業株式会社	東京都江東区豊洲三丁目１番１号	代表取締役　伊藤　源嗣
株式会社由倉	東京都千代田区麹町五丁目７番地秀和紀尾井町テービーアールビル７０３号	代表取締役　小倉　義人

表３　被審人及び表２記載の事業者以外の者で，会社分割によりポンプ据付け工事の建設業を承継した事業者

事業者	本店の所在地	備　考
古河産機システムズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号	古河機械金属株式会社が，平成１６年５月１９日に全額出資により設立し，平成１７年３月３１日に会社分割により，ポンプ据付け工事の建設業を承継した者である。

別紙２

平成１６年（判）第４号

審　　決　　案

被審人　別紙の表１－１被審人目録記載のとおり
代理人　別紙の表１－２代理人目録記載のとおり

前記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第３５号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づく平成１６年（判）第４号独占禁止法違反審判事件について，公正取引委員会から独占禁止法第５１条の２及び公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）による改正前の公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（以下「規則」という。）第３１条第１項の規定に基づき担当審判官に指定された本職らは，審判の結果，次のとおり審決することが適当であると考え，規則第８２条及び第８３条の規定に基づいて本審決案を作成する。

主　　文

１　被審人株式会社荏原製作所，被審人株式会社酉島製作所，被審人古河機械金属株式会社，被審人株式会社電業社機械製作所，被審人株式会社鶴見製作所，被審人新明和工業株式会社及び被審人新日本造機株式会社の７社（以下主文において「７社」という。）は，被審人株式会社日立製作所，被審人三菱重工業株式会社，被審人株式会社栗村製作所（以下主文において「３社」という。）及び別紙の表２記載の事業者と共同して，遅くとも平成１１年４月１日以降行っていた東京都が下水道局において発注する下記の工事（以下，下記の工事を主文において「特定ポンプ設備工事」という。）で，一般競争入札，公募制指名競争入札又は希望制指名競争入札の方法により発注されるものについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを，それぞれ，取締役会において決議しなければならない。

記

公共下水道及び流域下水道の施設に係る主ポンプ（汚水ポンプ，雨水ポン

プ及び放流ポンプをいい，これらのポンプに準ずるものとして発注されている管渠内排水ポンプを含む。）又は汚泥ポンプ（汚泥ポンプ及び送泥ポンプをいう。）に関する工事のうち，新たに建設する前記施設において前記主ポンプ又は前記汚泥ポンプを据え付ける工事，既存の前記施設において前記主ポンプ又は前記汚泥ポンプを追加して据え付ける工事及び既存の前記施設において前記主ポンプ又は前記汚泥ポンプを撤去して新たな前記主ポンプ又は前記汚泥ポンプを据え付ける工事

2　７社のうち被審人古河機械金属株式会社を除く６社（以下主文において「６社」という。）は，それぞれ，次の(1)及び(2)の事項を東京都に通知しなければならない。

また，被審人古河機械金属株式会社は，次の(1)の事項を東京都に通知するとともに，別紙の表３記載の事業者に通知しなければならない。

これらの通知の方法については，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1) 前項に基づいて採った措置

(2) 今後，他の事業者と共同して，東京都が下水道局において競争入札の方法により発注する特定ポンプ設備工事について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

3　６社は，今後，それぞれ，他の事業者と共同して，東京都が下水道局において競争入札の方法により発注する特定ポンプ設備工事について，受注予定者を決定してはならない。

また，被審人古河機械金属株式会社は，今後，別紙の表３記載の事業者をして，他の事業者と共同して，東京都が下水道局において競争入札の方法により発注する特定ポンプ設備工事について，受注予定者の決定をさせてはならない。

4　６社は，今後，それぞれ，他の事業者と共同して，東京都が下水道局において競争入札の方法により発注する特定ポンプ設備工事について，受注予定者を決定しないよう，営業担当者に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に関する研修，法務担当者による定期的な監査等を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。

また，被審人古河機械金属株式会社は，別紙の表３記載の事業者に対し，今後，別紙の表３記載の事業者が，他の事業者と共同して，東京都が下水道局に

おいて競争入札の方法により発注する特定ポンプ設備工事について，受注予定者を決定しないよう，営業担当者に対する同法に関する研修，法務担当者による定期的な監査等を行うために必要な措置を講じるよう指導しなければならない。この指導の内容については，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。

5　７社は，それぞれ，第１項，第２項及び第４項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

6　３社が，７社及び別紙の表２記載の事業者と共同して，遅くとも平成１１年４月１日以降行っていた東京都が下水道局において一般競争入札，公募制指名競争入札又は希望制指名競争入札の方法により発注する特定ポンプ設備工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた行為は，独占禁止法第３条の規定に違反するものであり，かつ，当該行為は，既に無くなっていると認める。

7　３社の前項の違反行為については，３社に対し，格別の措置は命じない。

理　　由

第１　前提事実

１　被審人の概要等

⑴　被審人株式会社荏原製作所（以下「荏原」という。），被審人株式会社酉島製作所（以下「酉島」という。），被審人株式会社電業社機械製作所（以下「電業社」という。），被審人株式会社鶴見製作所（以下「鶴見」という。），被審人新明和工業株式会社（以下「新明和」という。），被審人新日本造機株式会社（以下「新日本造機」という。）は，それぞれ，別紙の表１－１中の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き，ポンプの製造業を営むとともに，建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に基づき国土交通大臣の許可を受け，ポンプ据付け工事の建設業を営む者である。

被審人株式会社日立製作所（以下「日立」という。），被審人古河機械金属株式会社（以下「古河」という。），被審人三菱重工業株式会社（以下「三菱」という。）及び被審人株式会社栗村製作所（以下「栗村」という。）は，それぞれ，別紙の表１－１中の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き，ポンプの製造業を営むとともに，建設業法の規定に基づき国

土交通大臣の許可を受け，ポンプ据付け工事の建設業を営んでいた者であるが，現在，同事業を営んでいない。

なお，粟村は，平成１７年８月１日，株主総会の決議により解散し，現在，清算手続中である。

⑵　株式会社クボタ（以下「クボタ」という。）及び株式会社石垣（以下「石垣」という。）は，それぞれ，別紙の表２中の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き，ポンプの製造業を営むとともに，建設業法の規定に基づき国土交通大臣の許可を受け，ポンプ据付け工事の建設業を営む者である。

石川島播磨重工業株式会社（以下「石川島播磨」という。）は，別紙の表２中の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き，ポンプの製造業を営むとともに，建設業法の規定に基づき国土交通大臣の許可を受け，ポンプ据付け工事の建設業を営んでいた者であるが，平成１８年４月１日，同事業を荏原に営業譲渡しており，現在，同事業を営んでいない。

⑶　株式会社由倉（以下「由倉」という。）は，別紙の表２中の「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き，ポンプの製造業を営むとともに，建設業法の規定に基づき国土交通大臣の許可を受け，ポンプ据付け工事の建設業を営んでいた者であるが，平成１８年６月１日，株式会社荏原由倉ハイドロテック（当時の商号は荏原ハイドロテック株式会社。以下「荏原由倉ハイドロテック」という。）に吸収合併されて消滅した。

（争いがない。以下，被審人１０社，クボタ，石垣，石川島播磨及び由倉を併せて「１４社」という。）

２　対象工事等の概要

⑴　下水道

下水道は，下水（汚水及び雨水をいう。以下同じ。）を排除するために設けられる排水管，排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。），これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体（下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２条第２号参照）である。

下水道には，公共下水道（同法第２条第３号参照），流域下水道（同法第２条第４号参照）及び都市下水路（同法第２条第５号参照）があり，東京都は，特別区の区域における公共下水道及び都内の流域下水道を設置し，

管理している。（査第１５号証）

⑵　東京都が下水道局において発注する下水道ポンプ設備工事等

ア　東京都の下水道施設について

東京都が設置し，管理している下水道を構成する施設（以下「下水道施設」という。）のうち，主要なものは，以下のとおりである。

⑺　管渠

管渠とは，下水を集め，処理場（水再生センター）や放流先まで導くための排水管，排水渠等の施設であり，下水道法第２条第２号に規定される排水施設に当たる。

⑴　水再生センター

水再生センターとは，下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設であり，下水道法第２条第６号に規定される終末処理場に当たる。東京都は，平成１６年３月以前においては，水再生センターのことを「処理場」又は「水処理センター」と称していた。

⑼　ポンプ所

ポンプ所とは，管渠が深くなり過ぎたり，放流先の水位が高く下水を自然排水できない場合に，ポンプにより揚水するための施設であり，下水道法第２条第２号に規定されるポンプ施設のことである。ポンプ所は，水再生センター内のほか，水再生センター外にも設置される。（査第１７号証ないし第２０号証，第３１１号証ないし第３１４号証，第３２７号証）

イ　ポンプの種類について

⑺　東京都の下水道施設に設置される主要なポンプの種類としては，以下のものがある。

ａ　汚水ポンプ

汚水を揚水，送水することを目的としたポンプで，水再生センターやポンプ所に設置される。

ｂ　雨水ポンプ

雨水を付近の河川等に放流することを目的としたポンプで，水再生センターやポンプ所に設置される。

ｃ　放流ポンプ

処理水を河川に放流することを目的としたポンプで，水再生センターに設置される。

ｄ　管渠内排水ポンプ

管渠にためた雨水等を水再生センター又はポンプ所に送水し，腐敗による臭気等の発生を防ぐことを目的としたポンプで，管渠内に設置される。

ｅ　汚泥ポンプ

水処理施設で発生した汚泥を水再生センター内の汚泥貯留施設まで送ることを目的としたポンプで，送る距離は短い。

ｆ　送泥ポンプ

水再生センターで発生した汚泥を汚泥処理施設まで送ることを目的としたポンプで，送る距離は長い。

(ｲ)　東京都は，「機械設備及び電気設備工事で使用する設備機器の製作者の指定等に関する要綱」第２条第１項に基づき，下水道用設備工事に使用される機器等について，製作者を指定する必要のある機器の品目の指定及び品目ごとの製作者の指定を行い，設備機器製作者指定リストを作成している。当該リストにおいて，汚水ポンプ，雨水ポンプ及び放流ポンプは口径の大きさごとに「主ポンプ」として，管渠内排水ポンプは「主ポンプ水中型」として，また，汚泥ポンプ及び送泥ポンプは一定の条件を付して「汚泥ポンプ」として，それぞれ設備機器製作者が指定されている。

このように，東京都は，汚水ポンプ，雨水ポンプ及び放流ポンプを「主ポンプ」と，管渠内排水ポンプを「主ポンプ水中型」と称しており，また，汚泥ポンプ及び送泥ポンプを併せて「汚泥ポンプ」と称している（以下では，汚水ポンプ，雨水ポンプ及び放流ポンプを併せて「主ポンプ」と，管渠内排水ポンプを「主ポンプ水中型」と，汚泥ポンプ及び送泥ポンプを併せて「汚泥ポンプ」という。また，主ポンプ，主ポンプ水中型及び汚泥ポンプを併せて「主ポンプ等」という。）。（査第２１号証ないし第２５号証，第３５号証ないし第４０号証）

ウ　東京都が下水道局において発注する下水道ポンプ設備工事等

(ｱ)　東京都が下水道局において発注する下水道施設にポンプを据え付

ける工事（以下「下水道ポンプ設備工事」という。）の種類としては，以下のものがある。

ａ　新設工事

新設工事とは，新たに建設する下水道施設に主ポンプ等を据え付ける工事，既存の下水道施設の敷地内に新たに建設する下水道施設に主ポンプ等を据え付ける工事，主ポンプ等が設置されていない下水道施設に新たに主ポンプ等を据え付ける工事である。

ｂ　増設工事

増設工事とは，既存の下水道施設に主ポンプ等を追加して据え付ける工事である。

ｃ　再構築工事

再構築工事とは，既存の主ポンプ等を撤去して，機能を向上させた新たな主ポンプ等を据え付ける工事である。

なお，東京都は，かつては，再構築工事という名称は用いず，後記(ｲ)の工事と併せて改良工事と称していた。

ｄ　取替工事

取替工事とは，既存の主ポンプ等を撤去して新たな主ポンプ等を据え付ける工事で，再構築工事を除くものである。

なお，東京都は，取替工事という名称は用いず，後記(ｲ)の工事と併せて改良工事と称している。

(ｲ)　東京都は，下水道ポンプ設備工事のほかに，既存のポンプを撤去することなく部品の取替えを行うなどしてポンプを改良する工事や既存ポンプの性能を維持するために修理等を行う工事を発注しており，このうち，予定価格が比較的高いものを改良工事，比較的低いものを補修工事と称している。

（査第２６号証，第２７号証）

３　東京都が下水道局において発注する下水道ポンプ設備工事の発注方法等

(1)　下水道施設の発注

東京都がポンプを設置する下水道施設を建設するに当たっては，原則として，下水道施設全体に係る基本設計，土木工事の実施設計，土木工事，建築工事の実施設計，建築工事，下水道ポンプ設備工事の実施設計，下水道ポンプ設備工事の順で発注が行われる。

東京都は，下水道施設全体に係る基本設計並びに土木工事及び建築工事の実施設計をコンサルタント業者に委託している。

（査第２７号証）

⑵　下水道ポンプ設備工事の発注方法等

ア　発注までの概略

下水道ポンプ設備工事の実施設計は，東京都が自ら行っており，東京都は，必要に応じて，下水道ポンプの製造業者に対し，ポンプの仕様等について技術照会を行い，また，具体的な仕様を示して，当該仕様を満たすポンプの見積書の提出を依頼している。（査第２７号証）

イ　発注方法の種類

(ｱ)　一般競争入札

東京都は，予定価格が，平成１２年１０月以前にあっては５０億円以上，同年１１月から平成１４年３月までの期間にあっては２５億円以上，同年４月以降にあっては９億円以上の下水道ポンプ設備工事については，一般競争入札の方法により発注しており，その実施に当たっては，公告により入札参加希望者を募り，所定の入札参加資格を満たす希望者すべてを当該一般競争入札の参加者としている。この一般競争入札における入札参加資格のうち主なものは，発注物件の工事内容に応じて定められる施工実績要件を満たすことである。

なお，入札参加資格要件とはされていないが，主ポンプ等に関する下水道ポンプ設備工事を施工するに当たっては，当該ポンプの設備機器製作者に指定された者が製造したポンプを用いることが要求されている。

(ｲ)　公募制指名競争入札

東京都は，予定価格が，平成１２年１０月以前にあっては２５億円以上５０億円未満，同年１１月から平成１４年３月までの期間にあっては９億円以上２５億円未満の工事については，公募制指名競争入札の方法により発注しており，その実施に当たっては，東京都下水道局契約事務規程第２７条に基づき作成された有資格者名簿に登録されている者（以下「登録業者」という。）を対象に，入札参加希望者を募り，所定の入札参加資格を満たす希望者すべてを当該公募制指名競争入札の参加者として指名していた。この公募制指名競争入札におけ

る入札参加資格のうち主なものは，東京都から設備機器製作者に指定されていること，発注物件の工事内容に応じて定められる施工実績要件を満たすことである。

(ｳ) 希望制指名競争入札

東京都は，予定価格が，平成１２年１０月以前にあっては２５０万円超２５億円未満，同年１１月以降にあっては２５０万円超９億円未満の下水道ポンプ設備工事については，希望制指名競争入札の方法により発注しており，その実施に当たっては，登録業者を対象に，入札参加希望者を募り，所定の入札参加資格を満たす希望者の中から原則として１０名を指名している。この希望制指名競争入札における入札参加資格のうち主なものは，主ポンプ等に関する下水道ポンプ設備工事については，東京都下水道局工事請負指名競争入札参加に係る技術格付適格者認定基準（平成１５年５月７日以前にあっては東京都下水道局工事請負指名競争入札参加者指名基準細目）に定める技術格付適格者（以下「技術格付適格者」という。）であることである。

（査第２７号証ないし第５１号証，第３１０号証，第３１１号証）

ウ　発注手続の流れ

(ｱ) 一般競争入札

東京都は，一般競争入札を行う場合，入札日の６ないし７週間前に発注予定の公告を行い，入札参加希望者を募っている。入札参加を希望する者は，入札参加資格があることの確認を受けることを要するが，その申込みは，公告の日から７営業日までの期間受け付けられ，東京都に設置されている一般競争入札運営委員会において確認が行われ，その結果が申込者に通知される。また，入札参加を希望する者は，当該申込みに際し，入札の対象となる工事に専任可能な主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を所定の書面（工事希望票兼予定監理技術者等調書。以下「希望票」という。）に記載して提出することが求められている。

東京都は，仕様書を入札参加者に渡した後，１５日程度を経て入札を実施している。入札は，消費税及び地方消費税に相当する額を含まない価格で行われ，落札金額は，消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とされている。

また，入札参加者は，平成１４年４月以降，入札に当たって，その入札価格の積算内訳書の提出が求められている。

(ｲ) 公募制指名競争入札及び希望制指名競争入札

東京都は，公募制指名競争入札及び希望制指名競争入札を行う場合，おおむね入札日の６週間程度前に発注予定表を公表して，希望票を受け付ける方法により入札参加希望者を募っている。入札参加を希望する者は，入札の対象となる工事に専任可能な主任技術者等を希望票に記載して提出することが求められている。

東京都は，入札参加希望者からの希望票を受け付けた後，指名業者の選定を行い，指名業者として選定した者に仕様書を渡した後，１５日程度を経て入札を実施している。入札は，消費税及び地方消費税に相当する額を含まない価格で行われ，落札金額は，消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とされている。

また，入札参加者は，平成１４年４月以降，入札に当たって，その入札価格の積算内訳書の提出が求められている。

（査第２７号証，第２９号証，第３２号証，第３３号証，第５２号証ないし第５６号証）

エ　予定価格の事前公表について

東京都は，平成１０年７月から平成１１年７月までの間に入札参加希望者を募った物件については，予定価格が９億円以上のものの中から選定して試行的に予定価格の事前公表を行い，同年８月から平成１２年１０月までの間に入札参加希望者を募った物件については，予定価格が９億円以上のものについて予定価格を事前公表して発注し，同年１１月から平成１４年３月までの間に入札参加希望者を募った物件については，予定価格が７億円以上のものについて予定価格を事前公表して発注し，同年４月以降については，すべての下水道ポンプ設備工事で予定価格を事前公表して発注している。（査第２９号証，第３２７号証）

オ　１４社の地位について

平成１１年４月１日から平成１５年７月２９日までの間において，東京都が下水道局において，一般競争入札，公募制指名競争入札又は希望制指名競争入札の方法により発注した主ポンプ等の新設工事，増設工事，再構築工事又は取替工事は，別紙の表４の「物件名」欄記載の４７物件

であり，１４社は，当該４７物件に係る競争入札に参加した事業者のすべてである。（査第１０８号証，第１０９号証，第３１５号証，第３１６号証）

第２　本件の争点

本件の争点は，次の２点である。

１　１４社による違反行為の有無

２　排除措置の必要性の有無

第３　争点１（１４社による違反行為の有無）に関する当事者の主張

１４社による違反行為の有無に関する審査官の主張は後記１のとおりであり，被審人らの主張は後記２ないし９のとおりである。

１　審査官の主張

⑴　違反行為等について

ア　本件違反行為の骨子

１４社は，遅くとも，平成１１年４月１日以降，東京都が下水道局において一般競争入札，公募制指名競争入札又は希望制指名競争入札の方法により発注する主ポンプ等に関する新設工事，増設工事，再構築工事及び取替工事（以下「東京都発注の特定ポンプ設備工事」という。）について，受注価格の低落を防止するため，

(ｱ)　増設工事，再構築工事及び取替工事（以下「既設工事」という。）については，当該工事の対象となる下水道施設に係る下水道ポンプ設備工事を以前に受注した者（以下「既設者」という。）を受注予定者とし，既設者が当該入札に参加できない場合は，入札参加者間の話合いにより受注予定者を決定する

(ｲ)　新設工事については，東京都から当該工事の対象となる下水道施設に係る設計を請け負ったコンサルタント業者又は発注者である東京都への技術提案等の事情を勘案して，入札参加者間の話合いにより受注予定者を決定する

(ｳ)　受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者の定めた価格で受注できるよう協力する

旨の合意（以下，当該合意を「本件基本合意」という。）の下に受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた（以下，この行為を「本件違反行為」という。）。

イ　受注予定者の具体的決定方法等

受注予定者の決定方法等を敷えんすると，以下のとおりである。

(ｱ)　１４社は，既設工事については，既設者が受注することとし，既設者が指名停止を受けているなど特段の事情により入札に参加できない場合は，受注を希望する者の間の話合いにより受注予定者を決めていた。この場合に，話合いにより既設者以外の者が当該工事を受注したとしても，当該下水道施設に係るその後の既設工事の既設者を変更しない取扱いとしていた。

(ｲ)　１４社は，新設工事については，東京都から当該工事の対象となる下水道施設に係る設計を請け負ったコンサルタント業者又は東京都（以下「コンサルタント業者等」という。）からの技術照会に対する貢献度やコンサルタント業者等に対する技術提案の貢献度が最も高い者が受注することとし，受注を希望する者の間の話合いにより受注予定者を決定していた。

(ｳ)ａ　平成１４年３月以前は，原則として予定価格が公表されていなかったことから，１回目の入札で予定価格に達せず複数回入札が実施されることに備え，受注予定者は，必要に応じて，他の入札参加者に対して，２回目以降のものを含め，自らの入札価格を連絡していた。

ｂ　平成１４年４月以降は，東京都発注の特定ポンプ設備工事の全物件の予定価格が事前に公表されるようになったことから，受注予定者は，予定価格から消費税及び地方消費税を控除した額（以下「税抜予定価格」という。）の９５％程度に相当する価格で入札し，他の入札参加者は，自らが受注しないであろう価格で入札することにより，１４社は，受注予定者がその定めた価格で受注できるようにしていた。ただし，日立は，平成１４年１月，茨城県石岡市と玉里村で構成する湖北水道企業団が発注した浄水場施設工事に関する競売妨害罪事件（いわゆる業際研事件）で同社の社員が逮捕されたことから，受注調整の発覚を回避するため，自社が受注予定者となった物件については，税抜予定価格の９５％程度ではなく，同９２％程度に相当する価格で入札していた。

なお，東京都が，平成１４年４月以降，入札に当たって，入札価

格の積算内訳書の提出を求めるようになったことから，受注予定者は，その定めた入札価格の見積りの内訳を他の入札参加者に知らせることもあった。

ウ　本件違反行為の終了

平成１５年７月２９日，公正取引委員会が本件について立入検査を行って審査を開始したところ，１４社は，同日以降，本件基本合意に基づき受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている（平成１１年４月１日から平成１５年７月２９日までの期間を，以下「本件違反行為期間」という。）。

⑵　違反行為の立証について

以下の証拠関係及び事実関係によれば，本件違反行為が存在していたことは明らかというべきである。

ア　本件違反行為を直接証する証拠

(ｱ)　電業社の従業員髙松宗次（以下「電業社の髙松」又は「髙松」という。），電業社の元従業員嶋村隆一（以下「元電業社の嶋村」又は「嶋村」という。），栗村の従業員山本壮（以下「栗村の山本」又は「山本」という。），由倉の従業員沼田喜見男（以下「由倉の沼田」又は「沼田」という。），由倉の元従業員奥田裕二（以下「元由倉の奥田」又は「奥田」という。）及び由倉の元従業員荒木知幸（以下「元由倉の荒木」又は「荒木」という。）は，いずれも，１４社が東京都発注の特定ポンプ設備工事について受注調整を行っていた旨供述調書（査第８９号証ないし第９４号証，第５７号証，第８３号証，第８８号証，第９５号証）において述べている。これらの供述は，その内容等からみて，いずれも信用性が高い。

(ｲ)　石垣の社内報告書（査第２４４号証）及び酉島の会議資料（査第２８５号証，第２８７号証）は，既設工事については既設者が受注予定者となること及び新設工事についてはコンサルタント業者に対する技術提案等の程度により受注予定者が決まることを示しており，これらの資料における「既得権」，「受注権利」，「汗カキ」等の記載は，このことを端的に表すものである。

(ｳ)　荏原の営業担当者のノート（査第７５号証）には，「入札メンバー調整の上，業界の元，受注する」等と記載されており，これは，新設

工事に関する受注予定者の決定方法を示すものである。このノートは，荏原の大阪支社から留置されたものであるが，特に地域を限定せず「業界」という表現が使われている上，大阪地区の物件に関する受注調整は東京で行われていたとの石垣の従業員の供述（査第２９５号証）もあることからすれば，本件違反行為を立証する証拠となるものである。

(ｴ) 三菱の「ポンプ事業の変革整合性モデル」と題する文書（査第９８号証）には，「既得権益不可侵の慣行」と記載されているが，これは，既設工事については既設者が受注できることを前提とした内容である。ここでいう「既得権益」とは，三菱が後記６(3)アで主張するような，発注者における所管部署の間の権限のことではなく，入札参加者間の受注調整に関するものであることは明らかである。

(ｵ) 石川島播磨の松波悠（以下「石川島播磨の松波」又は「松波」という。）の平成１４年版手帳（査第１０１号証）には，「増設→１号機を納めたところがとる」と記載されており，これは，増設工事に関する受注調整ルールの核心を端的に示すものである。

イ　本件違反行為を裏付ける事実及びその証拠

(ｱ) 既設工事の受注状況

本件違反行為期間中に発注された東京都発注の特定ポンプ設備工事４７物件中２９物件の既設工事のうち，既設者が入札に参加できなかった３物件（別紙の表４の物件番号４，６及び３０番の工事。以下，別紙の表４記載の個別物件を示す場合に，その「物件番号」欄の番号を用いて，単に「物件番号○番の工事」ということがある。）を除く２６物件すべてについて，各物件の既設者が当該物件を受注しており，本件違反行為の内容どおりの受注結果が生じている。また，当該２６物件の落札率（税抜予定価格に対する落札価格の割合をいう。以下同じ。）は９０．５７％ないし９９．８４％の高い範囲内に収まっており，かかる受注状況は，他の間接事実とあいまって本件違反行為を推認させるものである。

なお，物件番号６番の工事は，既設者である三菱が東京都から指名停止処分を受けていたため，その入札に参加できなかったものであるが，同じ下水道施設に係る増設工事である物件番号３１番の工事は三

菱が受注しており，このことは，本件違反行為においては，話合いにより既設者以外の者が当該工事を受注したとしても，前記(1)イ(ｱ)のとおり，その後の既設工事の既設者を変更しない取扱いとなっていたことを裏付けるものである。

(ｲ) 新設工事の受注状況

本件違反行為期間中に発注された東京都発注の特定ポンプ設備工事４７物件中，新設工事は１８物件であり，新設工事の受注者は，いずれもコンサルタント業者に対する技術提案等を行い，受注したものであり，これは，本件違反行為の内容と整合する結果である。また，当該１８物件の落札率は９１．６２％ないし９８．４３％の高い範囲内に収まっている。

(ｳ) 既設工事と新設工事の確認

被審人らは，営業会議資料に工事ごとに既設工事と新設工事の別や既設者名を記載し，あるいは，発注物件の概要をまとめた書面に「既設」という欄を設け，既設者名を記載するなどしてこれを確認していた。これは，本件違反行為において，受注予定者の決定方法が異なる既設工事と新設工事の別を把握しておくことが重要であったためであるとみられる。

(ｴ) 既設工事における被審人らの行動

ａ　被審人らは，他社が既設者である既設工事については受注目標とはせず，コンサルタント業者に対する技術提案等を積極的に行うことはなかった。

ｂ　他方，自社が既設者である既設工事については，コンサルタント業者等からの技術照会等に積極的に対応し，発注内容等が自らの希望に沿ったものとなるように努力していた。

ｃ　コンサルタント業者である株式会社東京設計事務所（以下「東京設計事務所」という。）が，平成１１年ないし１２年に，東京都から，優先発注すべき既設工事を判断するための資料作成を目的とする「ポンプ場雨水流入特性調査委託」業務を受託した際，荏原，日立，クボタ，酉島，電業社及び三菱の６社は，同資料の内容を知り，かつ，同資料に前記６社の意見を反映させること等を目的として，東京設計事務所に対し，既設ポンプ所内に設置された下水道ポンプ

設備の下水増加に伴う性能強化の必要性に関するデータ分析を共同して委託し，その分析の下請として他のコンサルタント業者３社が行った業務の費用を，前記６社が既設者となっているポンプ所等の割合により按分して負担した。これは，既設者として受注が予定される工事を，より有利な条件で受注するための行動であると評価できる。

(ｵ) 新設工事における行動

ａ　被審人らは，新設工事について，社内の営業会議等において，計画の初期段階からコンサルタント業者等に対して積極的に技術提案等の協力をするよう周知徹底し，これを実施していた。

ｂ　被審人らは，前記ａの行動を採るために，コンサルタント業者を把握し，相互に情報を交換するなどして，どの事業者がコンサルタント業者に技術提案を行っているかについて確認をしていた。

ｃ　被審人らは，自社がコンサルタント業者に対してどのような技術提案等を行っているのかを逐一記録しており，中でも石垣は，資料や図面等を自社宛に郵送して未開封のまま保管し，消印の日付をもって技術提案等の証拠としていた。

(ｶ) 受注予定者の決定

ａ　既設工事における受注予定者の決定

既設工事では原則として既設者が受注予定者となるため，被審人らは，具体的な話合いを行っていなかったが，既設者が入札に参加できない場合には，例外的に受注予定者を決定するための話合いを行っていた。物件番号３０番の工事では，既設者である電業社が希望票を取り下げたことから，平成１３年１１月１３日ころ，当該工事の受注を希望する荏原，酉島，石垣及び栗村が酉島東京支社において受注予定者決定についての話合いを行い，最終的には荏原が受注予定者となったことが，酉島の惠藤友康（以下「酉島の惠藤」という。）のノートである査第１５７号証等の証拠から合理的に推認できる。

ｂ　新設工事における受注予定者の決定

新設工事について，コンサルタント業者に対する技術提案等の貢献度などを主張し合う者の間で受注予定者決定のための話合いが

行われていたことは，物件番号３６番，４４番及び４５番の工事における受注予定者決定のための話合いの状況から明らかである。

(a)　物件番号３６番の工事

平成１４年１０月８日ころ，本物件の受注を希望した石垣，酉島及び電業社が受注予定者に関する話合いを行い，石垣及び酉島がコンサルタント業者に対する技術提案等を行っていたことを主張し合い，電業社は本物件を受注しないことを表明し，酉島はその場での回答を留保したことは石垣の坂口禎一（以下「石垣の坂口」という。）のダイアリーである査第１９０号証から明らかである。そして，酉島が，最終的に，石垣の方がコンサルタント業者に対する技術提案等の貢献度が高いことを認め，石垣が受注予定者となることを了解したことも酉島の萱場治郎（以下「酉島の萱場」という。）の供述調書である査第１９２号証及び酉島の「主要目標物件機能図」と題する書面である査第１９６号証から推認できる。

(b)　物件番号４４番の工事

古河は，東京都による指名通知前に，汚泥ポンプの技術格付適格者である７社に対して希望票の提出の有無等を確認していたところ，平成１５年６月上旬ころ，希望票を提出していなかった２社以外の５社から，古河が本物件を受注することについての了解を得て受注予定者となったことは，査第２２６号証のメモ（物件番号４４番の工事の指名通知書の裏面に古河の担当者により記載されたもの）から明らかである。

(c)　物件番号４５番の工事

クボタは，平成１５年６月９日ころ，日立に対し，自社が既設者であった志茂ポンプ所の代替施設として神谷ポンプ所が建設されたこと，基本設計段階で行った技術提案等に基づき雨水ポンプの台数等が決定されたこと，本物件と同日に入札が実施される物件番号４６番の工事については日立が受注する予定になっており，本物件まで日立が受注することは取り過ぎであることなどを主張した。しかし，志茂ポンプ所の近隣の代替施設であることをもってクボタを既設者とする理由にはならないこと，自社のコ

ンサルタント業者等に対する貢献度が最も高かったことを主張する日立が，後日，クボタから受注予定者となることについての了解を得た。さらに，日立は，同年７月７日ころ，石垣を訪問し，自社がコンサルタント業者への技術提案等を積極的に行ってきたことを説明した結果，石垣から受注予定者となることについての了解を得た。以上のことは査第２３９号証（メモ），査第２４１号証（手帳）等の証拠上明らかである。

c　入札に参加しなかった者による協力

物件番号４１番の工事において，既設者である古河が他の事業者に対して希望票の提出を依頼したところ，酉島及び新日本造機は，希望票を出さないことにより古河が受注することを了解した。このことは，既設者であった古河が受注することへの協力に当たり，本件違反行為の存在を裏付ける事実である。

なお，入札への不参加を決定した者が，当該決定時点において，競争を回避することにより受注予定者が受注するとの結果が実現することを理解していたのであれば，他にどのような意図を併せ持っていたとしても，受注予定者が受注することを認識・認容していたという事実が失われるものでないから，当該不参加は受注調整への協力と評価できる。

d　事前に受注予定者が決定されていることを前提とした各社の行動

(a)　荏原の不自然な対応

荏原においては，入札に参加するに当たって，その営業関係部署が技術関係部署に対して，事前に，「作業依頼書兼技術者登録申請書」と題する書面（以下「依頼書」という。）をファックスにより送信するなどの方法により，主任技術者等の選定を依頼していたところ，自社が既設者として受注した物件番号２４番，２７番，２９番及び４０番の工事については，「Ⓐ物件」，「専任可能な技術者」などと記載した依頼書を送信して，実際に専任可能な技術者を選定する必要がある旨を技術関係部署に伝えている。他方で，自社以外の者が既設者である物件番号１７番，２１番，２６番，２８番，３０番，３１番，３２番，３４番，３５番，

４１番，４２番，４３番及び４７番の工事については，「©物件」，「どなたでも結構」などと記載した依頼書を送信して，実際に専任可能な技術者を選定する必要がない旨を伝えており，その結果，物件番号３０番の工事を除き，荏原以外の者が受注している。

このことは，荏原が，既設工事は既設者が受注するという本件違反行為を認識していたからにほかならない。

(b) 三菱の積算価格と応札価格の関係

三菱は，見積原価を算定した証拠のある１７物件中，自社が受注した３物件のうち２物件（物件番号１７番及び４３番の工事）で見積原価と同額で入札をしていた。

なお，他の１物件（物件番号３１番の工事）については，見積原価よりも高い価格で入札しているが，同工事は，予定価格が事前に公表されるようになっていた平成１４年６月２０日に入札が行われたものであり，三菱は，見積原価が税抜予定価格の９１．１７％にすぎなかったため，予定価格が公表されるようになった以降に定着していった，税抜予定価格の９５％程度で入札するという前記(1)イ(ｳ) b の方法に沿って応札したものとみられる。

他方，三菱は，他社が受注した１４物件（物件番号２０番，２１番，２７番，２８番，３２番，３４番，３６番，３７番，３８番，３９番，４０番，４１番，４５番及び４６番の工事）については，物件番号４５番及び４６番の工事を除き，見積原価よりも高い価格で入札をしていた。

なお，物件番号４５番及び４６番の工事は，いずれも予定価格が事前に公表されるようになっていた平成１５年７月１０日に入札が行われたものであり，三菱は，平成１４年４月以降に定着した受注調整の方法に従って，自らが受注予定者でない場合には，税抜予定価格のおおむね９７％以上の価格で入札していたと認められるところ，当該２物件の同社の見積原価が税抜予定価格の９７％を超える額であったため，結果として見積原価と同額で入札をしたものとみられる。

(c) 電業社の入札前における「製作通知」

電業社においては，営業部門から製造部門に対して「製作通知」

を発送することによりポンプ等の製造が開始されているところ，営業担当者が受注を確信できた場合には，以下のように，入札日前に「製作通知」を起案作成し，当該「製作通知」に基づき製造に着手することがあった。

すなわち，新設工事である物件番号１５番の工事について，電業社は，コンサルタント業者に対する技術提案等を行い，その内容が発注図書に反映されていたところ，入札３日前に，本物件を他の入札参加者である鶴見からポンプの供給を受ける形で製作する旨の「製作通知」を作成していた。

また，電業社が既設者である物件番号３０番の工事について，電業社は，入札の１年ほど前から「製作通知」を作成して，多額の費用をかけて本物件の水槽実験等に着手していた。前記ａのとおり，電業社は，本物件の希望票を取り下げたが，当初，電業社は，当該水槽実験の費用を次に発注される見込みの工事の経費として賄う社内処理をしていた。

このように，電業社は，本件違反行為の下，自社が受注予定者となるべき工事について，受注を確実視していたものである。

(ｷ) 入札価格の連絡等

ａ 前記(1)イ(ｳ)のとおり，平成１４年３月以前は，受注予定者となった者が他の入札参加者に対して，自らの入札価格を連絡していたが，同年４月以降は，受注予定者が税抜予定価格の９５％程度に相当する価格で入札し，他の入札参加者は自らが落札しないであろう価格で入札することにより，受注予定者がその定めた価格で受注できるようにしていた。しかるに，この平成１４年４月以降の方法は，同月直ちに被審人らの間で定着したのではなく，荏原，日立，クボタ，酉島，電業社及び三菱の６社が同年７月１８日に開催した風水力部会（東京下水道設備協会内における，東京都下水道局発注のポンプ設備設置等工事の入札指名業者であるポンプメーカーの集まり）の会合において，受注予定者が税抜予定価格の９５％程度で受注できるようにすることを続けることなどを確認し合ったことや，同年４月以降に入札参加者間で行われた価格連絡におけるやり取りなどから，受注調整を実施する方法の一つとして徐々に定着

していったものと認められる。例えば，被審人らの間で入札前に行われる入札価格全体に関する積算内訳の提供は，価格連絡に相当するものであり，物件番号４１番及び４４番の工事について，古河が他の入札参加者に積算内訳を提供したように，平成１４年４月以降においても，受注予定者からの価格連絡が行われることがあった。

また，同年４月以降に行われた入札において，受注者の落札率が別の入札における受注者以外の者の応札価格の税抜予定価格に対する割合よりも高い事例があるが，前記のとおり，同年４月以降においても価格連絡がなされることはあったのであり，「自らが落札しないであろう価格」は，物件ごとに受注予定者との関係で決まるのであって，前記事例は，本件違反行為の存在の推認を何ら覆すものではない。

ｂ　日立は，物件番号４５番ないし４７番の工事について，税抜予定価格の９５％程度ではなく，同９２％程度に相当する価格で入札し，受注していた。これは，いわゆる業際研事件で同社の社員が平成１４年１月に逮捕されたことや，平成１５年２月に長野県公共工事入札等適正化委員会が予定価格の９６．３％で落札された長野県営浅川ダム本体工事入札について談合があったと報告したとの報道に接したことなどから，日立が物件番号４５番ないし４７番の工事についてあらかじめ受注予定者に決まっていたが，受注調整の発覚を回避しようとしたためとみられる。

ｃ　平成１４年４月以降，入札に当たって，東京都から入札価格の積算内訳書の提出を求められるようになったことから，受注予定者は，その定めた入札価格の積算の内訳を他の入札参加者に知らせることもあった。積算内訳の提供は，提供を受けた者が自ら積算を行っていないこと等に加え，前記ａで述べたとおり，受注予定者により各入札参加者の入札価格が決められ，その価格連絡が行われていたことをも示すものである。

そして，物件番号４１番及び４４番の工事において，受注予定者となった古河が他の入札参加者に対し，積算内訳を提供したことは証拠上明らかである。

(ｸ)　落札率の状況

ａ　平成１４年３月以前における落札率

物件番号４番の工事を除く４６物件中，東京都が予定価格の事前公表を原則として行っていなかった平成１４年３月以前の２９物件についての落札率は，９０．５７％から９９．８４％の範囲内にあり，うち３物件を除くと，９５％以上であった。なお，２９物件のうち，例外的に予定価格が事前公表された６物件（物件番号７番，１６番，２０番，２１番，２５番及び２６番の工事）の落札率は，９５．８５％から９７．５１％の範囲内にあった。

ｂ　平成１４年４月以降における落札率

平成１４年４月以降の１７物件についての落札率は，３物件（物件番号４５番，４６番及び４７番の工事）を除き，９４．３５％から９６．４４％の範囲内にあった。前記３物件は，すべて日立が受注予定者となったが，前記(ｷ) ｂの事情により，予定価格の９２％程度に相当する額で落札したものである。

(ｹ)　複数回入札における入札価格の状況

物件番号４番の工事を除く４６物件中，７物件（物件番号１番，３番，５番，６番，２４番，２８番及び２９番の工事）において，入札参加者すべての入札価格が税抜予定価格を超えていたため２回以上の入札が行われたが，これら７物件すべてについて，１回目の入札で最低の価格で入札した者が，その後の入札においても最低の価格で入札し，落札している。その落札率は，９７．８０％から９９．８４％の範囲内にあった。このように，いわゆる１位不動の例が７件も存し，例外が１度もなかったことは，他の事実とあいまって，本件違反行為を推認させるものである。

(ｺ)　本件違反行為期間前の東京都発注の特定ポンプ設備工事における受注調整

平成１０年８月２０日に入札が行われた東京都発注の特定ポンプ設備工事である「中防内側ポンプ所ポンプ設備工事」において，コンサルタント業者に対する技術提案等の貢献度が最も高かった由倉が他の入札参加者の了解を得て受注予定者となり，当該物件を受注したが，かかる事実は，本件違反行為に基づく受注調整と同様の調整行為が平成１０年当時にも行われていたことを示すものであり，本件違反

行為を推認させる事実である。

(ｻ) 東京都発注の特定ポンプ設備工事以外における受注調整

ａ　平成９年１２月１８日に入札が行われた東京都発注の「浅川処理場外３か所渇水対策施設工事」は，本件違反行為の対象とは役務の内容を異にするが，受注予定者となったクボタが他の入札参加者である酉島，電業社，栗村，新日本造機及び由倉に対して価格連絡を行い，クボタが受注している。このことは，本件違反行為を推認させるというべきである。

ｂ　平成１１年２月５日に入札が行われた大阪市発注の「津守下水処理場雨水ポンプ設備工事」は，発注官庁を異にするものの，本件違反行為の対象と同種の役務を提供することを内容とする物件であり，日立と電業社との間で，技術提案の先行性など本件違反行為と同様の勘案要素を主張し合って具体的話合いが行われたものである。このことは，本件違反行為を推認させるというべきである。

ｃ　鶴見の大倉光昭（以下「鶴見の大倉」又は「大倉」という。）は，供述調書（査第７６号証，第３４５号証）において，大阪地区のポンプの入札について，東京都発注の特定ポンプ設備工事において受注調整を行っていた者が大阪地区の物件についても受注調整を行っていたことを述べており，その供述に係る事実は，本件違反行為を推認させるものである。

ウ　被審人側供述の信用性

(ｱ) 審査官に対し，あえて不利な事実を自認した供述調書が一般的に高い信用性を有すると評価できることと対照すると，被審人の役職員らの陳述書や参考人審訊における否認供述は，他の従業員や上司等との接触により記憶や供述内容が影響を受けた可能性があり，自己の保身や，違反行為を争っている自社を守る等のためになされたものと考えられ，信用性が低い。

(ｲ) 荏原の増田雄二（以下「荏原の増田」又は「増田」という。），日立の吉川慶彦（以下「日立の吉川」という。），日立の原秀樹（以下「日立の原」又は「原」という。），クボタの瀬川貴史（以下「クボタの瀬川」又は「瀬川」という。），電業社の佐川寛（以下「電業者の佐川」又は「佐川」という。），石垣の今井信緒（以下「石垣の今

井」又は「今井」という。），石垣の山本宗之（以下「石垣の山本」という。）及び新日本造機の百田信樹（以下「新日本造機の百田」又は「百田」という。）の各陳述書（審Ａ第１９号証，審Ｂ第３号証，審Ｂ第４号証，審Ｃ第３号証及び第７号証，審Ａ第２０号証，審Ｃ第５号証，審Ｃ第２号証，審Ｃ第６号証）及び参考人審訊における供述は，その内容が不自然又は不合理であり，信用できない。

(3)　違反行為の主張立証構造

ア　行為であることについて

審査官が主張する本件違反行為とは，個別の受注調整そのものではなく，本件基本合意の下に受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていたことである。このような本件基本合意の維持行為は，独占禁止法第２条第６項の「相互にその事業活動を拘束」することに該当する行為である。

イ　意思の連絡によるものであることについて

合意はすべからく意思の連絡により形成されるものであるから，前記アの本件違反行為に関する審査官の主張のうち，「本件基本合意の下に」の部分には，意思の連絡に基づくものであることが当然に包含されている。そして，意思の連絡に基づく「本件基本合意の下に受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた」との違反行為は，基本合意の形成過程やそこでの意思の連絡を立証するまでもなく，前記(2)の事実及び証拠により十分立証されている。

ウ　相互に事業活動を拘束していたことについて

１４社が相互に事業活動を拘束していたことは，証拠上明らかである。

なお，いわゆる入札談合においては，仮に，網羅的に他の違反行為者を認識していなくとも，自らのコンサルタント業者等に対する技術提案等が最も高い場合や，自らが既設者である既設工事の場合には自らが受注すべき者となり，それ以外の場合には他社が受注することを認識・認容していれば，受注調整は行い得るのであり，相互拘束として欠けるところはない。したがって，共同行為者についての認識は，「ポンプメーカー」や「ポンプ業界」，「入札参加者」といった漠然としたものでも足りる。

(4)　違反行為の期間について

本件違反行為期間中に１４社が本件違反行為を行っていたことは前記(2)の事実及び証拠から明らかであり，審査官が平成１１年４月１日を違反行為の始期として主張しているのは，遅くとも同日以降１４社が本件違反行為を行っていると認められるからであって，同日を期して本件基本合意が形成されたからではなく，また，同日よりも前に本件違反行為が行われていたことを積極的に否定するものでもない。

(5) 株式会社三井三池製作所，新潟ウォシントン株式会社及び大平洋機工株式会社について

被審人（古河及び新日本造機）は，後記５(3)のとおり，株式会社三井三池製作所（以下「三井三池製作所」という。），新潟ウォシントン株式会社及び大平洋機工株式会社（以下「大平洋機工」といい，これら３社を併せて「審判外３社」という。）も東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札参加資格を有し，入札に参加してくる可能性があったのだから，審判外３社の存在を考慮せずに，１４社だけで本件の一定の取引分野における競争の実質的制限があったとは認められない旨主張する。たしかに，審判外３社は技術格付適格者の認定を受けているが，証拠上本件基本合意を認識・認容していたとは認められず，本件違反行為者に該当しない。そして，本件違反行為期間中に１４社以外の者が東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札に参加することはなかったから，１４社により本件の一定の取引分野における競争が実質的に制限されていたことは明らかであり，本件の違反行為者は１４社のみである。

なお，査第２１１号証には「大平洋」との記載があるが，これは，物件番号４１番の工事の入札に参加すると見込まれる業者を古河が絞り込んだ過程を示しており，その過程において大平洋機工が入札に参加してくる可能性がないと判断していたものであり，査第２２６号証で「大平洋」の記載に×印がつけられているのも同様の判断によるものと理解できる。

(6) 新日本造機について

被審人（古河及び新日本造機）は，後記５(4)のとおり，新日本造機が本件違反行為の当事者であることを示す事実及び証拠はなく，また，少なくとも平成１３年以降，東京都発注の特定ポンプ設備工事の市場から撤退していた等と主張するが，新日本造機が本件違反行為の当事者であることは，前記(2)の事実及び証拠によって優に認められる。

また，新日本造機は，平成１３年以降も東京都から技術格付適格者の認定を受けており，他の被審人も新日本造機が入札に参加する可能性があると認識していたことは，前記(2)イ(ｶ)ｃのとおり，物件番号４１番の工事に関して，古河が新日本造機に対し希望票の提出を依頼したことからも明らかである。基本合意に参加した者が当該基本合意から離脱したと認められるためには，その者が内心で離脱の意思を持ったとか内心で決断したというだけでは足りず，少なくともその者の行動等から他の参加者がその者の離脱の事実をうかがい知るに十分な事情の存在が必要であるところ，本件の新日本造機についてそのような事情は認められない。

２　荏原及び電業社の主張

(1)　電業社の髙松の供述（査第８９号証）について

髙松は，公正取引委員会の立入検査が行われた平成１５年７月２９日，審査官に同行を求められ，自宅の立入検査を受けた後，午後４時ころから午後１１時ころまで公正取引委員会で事情聴取を受けたが，その事情聴取では，審査官から，髙松のメモ（査第６３号証）を示して審査官の思い描くストーリーを押し付けられ，否定しても取り合ってもらえなかった。翌日の午前１０時に髙松が再度公正取引委員会に出頭すると，審査官から，髙松が否定した内容が書かれた供述調書の案を示された。髙松は，審査官に何度も訂正を求めたが応じてもらえず，想定外の出来事が続いたため混乱し，精神的に完全に追い詰められてしまい，このままではいつ帰れるかも分からず，前日の晩に上司から「あまり公正取引委員会に逆らわないように。」と言われていたこともあり，もうどうなってもよいという心境になり，その場を逃れたい一心で，その供述調書（査第８９号証）に署名してしまったものである。

また，髙松は，平成１４年４月に北海道支店から東京に転勤して初めて東京都下水道局発注に係る工事を担当するようになったものであり，転勤後１年程度しか経っていない供述録取時には，本件の対象となっているような工事の入札については経験がなかった。

以上のような供述調書の作成経緯及び髙松の業務経験にかんがみれば，髙松の査第８９号証における供述は，任意性及び信用性を欠くものである。

(2)　元電業社の嶋村の供述（査第９０号証）について

嶋村は，東京都発注の特定ポンプ設備工事を担当したことはなく，同人

の査第９０号証における供述は，すべて電業社の横浜営業所での経験に基づくものであって，この供述が東京都を含む他の官公庁発注の工事にまで当てはまるということはできない。

(3)　栗村の山本の供述（査第９１号証，第９２号証）について

山本の査第９１号証及び第９２号証の供述においては，受注調整における受注予定者の決定方法について，いつ，どこで，だれとだれとの間で，どのように合意されたのか，いかにしてそのような認識に至ったのかが述べられておらず，また，個別物件につき，どのようにして入札価格の連絡がなされていたのか等の具体的内容についても一切述べられておらず，同供述の信用性は低い。

(4)　由倉の沼田の供述（査第９３号証，第９４号証）について

沼田の査第９３号証及び第９４号証における供述には，「共通の認識」という文言が頻繁にみられるが，それが本当に共通した認識であるのか，何を根拠にそのようにいえるのか，いかなる経緯でそのような認識が共有されるに至ったのかなどについては何ら述べられていない。また，「共通の認識」という文言は，講学上の用語であって，このような文言が多用されていること自体，供述調書の記載内容が沼田の任意の供述を録取したものであるのか疑いを抱かざるを得ない。

また，沼田は，受注予定者決定の話合いについて具体的かつ詳細に供述しているが，同人はそのような話合いに参加していないのであるから，その供述の信用性には疑いがある。

(5)　元由倉の奥田の供述（査第５７号証）について

奥田が査第５７号証で供述している中防内側ポンプ所ポンプ設備工事につき連絡調整等を行ったのは上司の榎本であり，奥田は単なるメッセンジャー程度の役割しか果たしていないのであるから，同供述は，自分自身が経験した事実に基づくものとはいい難い。

また，奥田が具体的に供述しているのは，本件違反行為期間より前に入札が行われた中防内側ポンプ所ポンプ設備工事についてのみであり，それ以外の供述は抽象的かつ一般論的なものにとどまることからすれば，当該供述をもって本件違反行為が立証できることにはならない。

(6)　元由倉の荒木の供述（査第８３号証，第８８号証，第９５号証）について

荒木は，査第８３号証，第８８号証及び第９５号証において，価格連絡や受注予定者を決める話合いは上司が行っていたと供述しており，この話合いについての供述内容が自らの経験に基づくものではないほか，上司が行っていたのが価格連絡等であったということも，多分に想像に基づくものにすぎない。また，荒木が供述の際に用いた同人の手帳の記載についても，荒木自身が個別工事における入札価格の連絡を受けたわけではなく，当時の上司からそのように聞いたというだけであり，所せんは伝聞である。このように，荒木は，上司の単なるメッセンジャーボーイ的な役割を担っていたにすぎなかったものであり，荒木が供述している受注調整のルールも，推測に基づくものである。

また，荒木は，査第８３号証及び第９５号証において，他社の営業マンとの情報交換では，既設工事についての既設者の確認が専らの話題であり，そのようにして既設者を知るのは，受注する者があらかじめ決まるルールがあるということが前提にあると思っている旨を供述しているが，このことからは，他社の営業マンと同様の認識を共有しているとは認められない。

さらに，荒木は，例外的に叩き合い（自由競争）になった物件番号４番の工事につき何ら触れずに，ルールを無視して受注したポンプメーカーの話などを聞いたことがないと供述しており，その供述の信用性は極めて疑わしい。

(7)　石垣の社内報告書（査第２４４号証）について

査第２４４号証は，物件番号４５番の工事を日立が受注した理由を石垣なりに推測して記載した書面で，被審人らとの意思の連絡を推測させる記載はない。

また，同号証に記載されている「受注権利」との用語は，法律の素人が「権利」という単語を使用しているにすぎず，かかる片言隻句から受注調整ルールの存在を読み取ることには無理がある。

さらに，「技術提案内容等により受注ができる。」との記載は，コンサルタント業者等に対する技術提案等を通じて図面に自社の意向を反映させておかないと，積算や受注後の工事に支障を来たすので，これを未然に防ぎ，積算上の便宜や受注後の工事の便宜を図るという技術提案等の趣旨と矛盾する点はなく，かかる記載から「技術提案内容等」が受注調整における話合いの勘案要素となり，その結果受注できるということまで読み取

ることはできない。

(8)　酉島の会議資料（査第２８５号証，第２８７号証）について

査第２８５号証には「既得権」という言葉が用いられているが，この文言自体，ごく一般的に使用されるものであって，同号証においてそれが何を意味しているのかも一義的に明らかではなく，この文言から，既設工事について他の入札参加者との間での受注予定者の決定要素として述べられているとまで読むことはできない。

また，査第２８５号証には，「汗カキ」という文言が用いられているが，文脈からみて，単なる営業努力のことを指しているようにも読めるのであって，新設工事について他の入札参加者との間での受注予定者の決定要素として述べられているとまで読むことはできない。

査第２８７号証には，「勝敗のポイントは，発注仕様書，図面にいかに協力の足跡が残っているかから始まります。」等と記載されているが，コンサルタント業者等に対し技術提案等を行うことがあるのは，技術提案等を通じて図面等に自社の意向を反映していれば，受注後の工事について正確な予測が可能となって，積算上有利になるためであり，その意味で受注できる可能性が高まるのであるから，前記の記載は，受注調整を意味するものではない。

(9)　荏原の営業担当者のノート（査第７５号証）について

査第７５号証は，東京都以外の官公庁等が発注した工事に係るものであって，本件違反行為とは何ら関連性を有しない。また，同号証は，その記載を全体としてみれば，受注調整がおよそ難しい状況になっていることが書かれているのであって，本件違反行為の証拠となるとはいえない。

(10)　三菱の「ポンプ事業の変革整合性モデル」と題する書面（査第９８号証）について

査第９８号証には，「既得権益不可侵の慣行」との記載があるが，その具体的に意味するところについては，同号証にも，同号証について述べた三菱の森田好彦（以下「三菱の森田」という。）の供述調書（査第９７号証）にも記載がない。

また，査第９８号証の「先行優位の業界体質」との記載について，三菱の森田は，査第９７号証において，新設工事に関連して，前記(8)に述べたようなコンサルタント業者等に対する技術提案等の趣旨を供述してい

るにすぎず，新設工事について，受注調整の存在を疑わせる供述はしていない。

したがって，査第９８号証は，既設工事についても，新設工事についても，本件違反行為の証拠となるものではない。

(11) 石川島播磨の営業担当者の平成１４年版手帳（査第１０１号証）について

増設等の既設工事については，積算のための情報量が多いこと，受注後の工事の見通しが立ちやすいこと等の理由から，既設者の方が相対的に低い価格で応札することが可能であり，結果として既設者が落札することが多いのであって，査第１０１号証の「増設→１号機を納めたところがとる」という記載は，このような実情を裏付けるものではあっても，受注調整の存在を疑わせるものではない。

(12) 既設工事と新設工事の確認について

既設工事と新設工事とでは，積算のために必要な前提条件が異なるのであるから，被審人らが，どの工事が既設工事でどの工事が新設工事であるかを確認していたとしても，直ちに本件違反行為に結び付くものではない。

(13) 既設工事について

ア　被審人らは，一般に既設工事をできる限り受注したいと考えており，また，結果として入札において既設者が落札することが多かった。しかし，これは，自社が設置したポンプについては最後まで責任を持って面倒を見たいと考えていること，また，既設者が豊富な情報に基づいてリスクや不確定要因を排除した正確な積算ができるため，低い価格で応札できることなどによるものであって，既設者が受注予定者になるという合意に基づく受注調整によるものではない。

また，他社の既設工事については，情報量が少ない部分のリスクがあるので応札価格が高くなってしまうが，できれば受注したいと考えているのであり，受注目標としていなかったわけでも，既設者が受注予定者になるという合意があったわけでもない。

イ　東京設計事務所が東京都から「ポンプ場雨水流入特性調査委託」業務を受託した際，関連コンサルタント業者３社が行った調査費用を荏原，電業社ら６社において負担しているが，前記６社は，既設の機場のうち各社が実際に検討を行った機場の数に基づいて負担割合を算出してお

り，また，その際に検討の対象となったのは雨水ポンプだけであるから，審査官が主張するように，既設工事については既設者が受注予定者になることを前提に，各社が既設者となっているポンプ所の割合により費用を按分負担したということはできない。

(14) 新設工事について

コンサルタント業者は，下水道ポンプ設備工事の実施設計については東京都から業務委託を受けていないため，荏原及び電業社は，コンサルタント業者の側から照会を受けることもあまりない上に，自社の方からコンサルタント業者に対して積極的に技術提案等を行うこともしていない。

また，東京都以外の地域では，コンサルタント業者に対する技術提案等が行われていることもあるが，その目的は，正確な積算を行うための情報を入手することにあり，受注調整が目的ではない。

(15) 受注予定者の決定について

ア　物件番号３０番の工事

査第１５７号証（酉島の惠藤のノート）は，ＫＫＤポンプについての共同研究の途中であるにもかかわらず，物件番号３０番の工事がＫＫＤポンプで発注されたことについて，メーカー側としてどう対応するかを協議したことについてのものであり，「（Ｅ）さんにまかせる」との記載は，ＫＫＤポンプが発注されたことについて，東京都下水道局にその真意を確認することを共同研究の幹事会社であった荏原に任せるという意味であって，物件番号３０番の工事について受注予定者を話し合った状況を記載したものではない。

査第１５７号証には「Ｄ」という電業社を指す記載があるが，物件番号３０番の工事について希望票を取り下げた電業社が同工事の受注予定者を決めるための話合いに参加するはずがない。

したがって，物件番号３０番の工事について，平成１３年１１月１３日ころに行われた話合いの結果，荏原が受注予定者になったという審査官の主張は誤りである。

イ　物件番号３６番の工事

査第１９０号証（石垣の坂口のダイアリー）には，平成１４年１０月８日ころ，物件番号３６番の工事の受注を希望した石垣，酉島及び電業社の３社が集まり，受注予定者に関する話合いを行ったという事実を裏

付ける記載はない。

また，査第１９２号証（酉島の萱場の供述調書）及び第１９６号証（酉島の「主要目標物件機能図」と題する書面）の各記載は，普通に理解すれば，コンサルタント業者等に対する技術提案等の結果，それが発注される工事の仕様等に反映されれば正確な積算ができ，価格競争において有利になるということと矛盾するものではなく，物件番号３６番の工事について，最終的に酉島が石垣の方の貢献度が高いことを認め，同社が受注予定者となったことを示すものではない。

ウ　物件番号４４番の工事

査第２２６号証のメモには，「電業」との記載に続けて「カクニン」という文字を斜線で消して，右横に「ＯＫ」との記載があるが，古河が電業社に対して電話をして古河が受注予定者となることの了解を取ったことを認める証拠はなく，また，古河の高橋秀明（以下「古河の高橋」又は「高橋」という。）の供述（査第２２３号証）によれば，この「ＯＫ」の記載は，同人の単なる予測を書いたものにすぎない。また，古河が荏原の了解を得て受注予定者になった事実も認めることはできない。

エ　物件番号４５番の工事

査第２３９号証及び第２４１号証は，いずれもメモ書き及び手帳の記載であり，これらの断片的な記載のみから，日立がクボタから受注予定者となることについての了解を得たとの事実を導き出すことはできない。また，荏原及び電業社を始めとする他の入札参加者がいかなる行為を行ったかについては不明であり，入札参加者間で受注調整の話合いが行われたとはいえない。

(16)　審査官主張の「事前に受注予定者が決定されていることを前提とした各社の行動」について

ア　荏原の営業関係部署から技術関係部署にファックス送信された依頼書に記載された「Ⓐ物件」とは，何らかの現場事情があるため，主任技術者等を選定するに当たって営業に相談してほしいと考えている物件を示すものであり，「Ⓒ物件」とは，そのような現場事情のない物件である。

したがって，依頼書において，「Ⓒ物件」に代えて「どなたでも結構です」などと記載されていても，その意味は，専任可能な主任技術者等

を選定しなければならないことを当然の前提とした上で，その具体的人選については「どなたでも結構です」ということである。

他方，「Ⓐ物件」について，更に「専任可能な方」などと重ねて記載されている場合もあるが，これは，主任技術者等の選定についての東京都下水道局の運用が，従来は緩やかだったのに対し，以後は厳しくなることが判明したり，荏原において主任技術者等の不在中に事故が発生して大問題となったりしたために，特に強調する趣旨で記載したものである。

イ　電業社が入札前に製作通知を発行し，製造に着手することがあったのは，入札後の契約を待ってから製造に着手したのでは納期に間に合わないおそれがある場合に，営業担当者限りで受注できる可能性が高いと判断した工事については，先行手配としてあらかじめ製作通知を発行して製造に着手する体制を採る必要があったからであり，受注調整の事実を示すものではない。

(17) 平成１４年７月１８日開催の風水力部会について

この風水力部会における議題２の「東京都下水道局のポンプ付属機器（バルブ等）の取替，修理　地元工事業者が入ってくる事に対する対策」とは，本件で問題になっている工事とは全く関係のない工事についてのものであり，その内容も受注調整や入札価格等に関するものではなかった。

この風水力部会では，東京都発注の特定ポンプ設備工事について，受注予定者は税抜予定価格の９５％程度に相当する価格で入札し，他の入札参加者は自らが受注しないであろう価格で入札するなどという話は出ておらず，そのような入札価格の合意もなかった。

(18) 落札率について

専門業者が積算して入札に臨む以上，各自の入札価格に大きなばらつきがないことは不自然なことではなく，また，１回目の入札において最低価格で入札した者は受注意欲が極めて強いのであるから，その後の入札でも低い価格で入札するのは自然なことであり，結果としての落札率は，それ自体として受注調整の存在を推認させるものではない。

(19) 審査官主張の「本件違反行為期間前の東京都発注の特定ポンプ設備工事における受注調整」及び「東京都発注の特定ポンプ設備工事以外における受注調整」について

元由倉の奥田は，本件違反行為期間前である平成１０年８月２０日に入札が行われた「中防内側ポンプ所ポンプ設備工事」について，受注調整が行われていた旨供述する（査第５７号証）が，前記(5)のとおりその信用性は疑わしい。

また，「浅川処理場外３か所渇水対策施設工事」，「津守下水処理場雨水ポンプ設備工事」は，東京都発注の特定ポンプ設備工事とは全く関連性のない工事であって，これらの工事に係る事情は，本件違反行為の立証に関係がない。

(20) 審査官主張の「被審人側供述の信用性」について

ア　荏原の増田の供述

増田は，平成４年から１４年もの間，東京都下水道局が発注するポンプ設備工事の業務に携わっており，その供述は，長年にわたる実務経験に基づくものである。

増田の供述としては，査号証，陳述書及び参考人審訊における供述が存在するが，本件違反行為の存在を否定するその供述内容は，これら全体を通して終始一貫しているほか，自己の認識している事実関係をその記憶どおりに率直に供述しようとの基本姿勢が顕著にうかがわれる。

荏原の依頼書において「Ⓐ物件」と記載されたものに，営業に相談してほしい具体的事情の記載がないことについて，「それ（依頼書）を流すことによって，こちらに事情がある場合は工場から電話がかかってきて，具体的に電話で確認し合うということです。」との増田の参考人審訊における供述に不合理な点はない。

また，技術部門自身が「Ⓒ物件」という表現を用いていたことについて，増田は，参考人審訊において，「Ⓐ物件」，「Ⓒ物件」が技術部門に配置技術者の選定を依頼するときに使用していた第三営業部独特の言い回しであり，技術部門からはそのような言い方をしないように何回か苦情が出ていたため，このような表現をやめようかとも考えていたが，慣れ親しんだ表現であるため徹底していなかったとの趣旨の供述をしており，技術部門として，仮に違和感を感じる者がいたとしても，第三営業部に合わせてそのような表現を使用することがあったであろうことは容易に想像できるから，技術部門自身が「Ⓒ物件」という表現を用いていたとしても不自然ではない。

イ　電業社の佐川の供述

佐川は，平成５年４月から平成１５年３月まで東京都発注の特定ポンプ設備工事の業務に携わっており，その供述は，長年にわたる実務経験に基づくものである。

佐川の供述としては，査号証，陳述書及び参考人審訊における供述が存在するが，本件違反行為の存在を否定するその供述内容は，これら全体を通して終始一貫している。

佐川は，参考人審訊において，電業社の髙松の陳述書（審Ａ第１号証）の内容の一部を明確に否定し，査第６３号証の「価格は９５％程度でダンピングはしない。」との発言は平成１４年７月１８日の風水力部会の席上でなされたものではないと供述しているが，佐川は，この参考人審訊において，具体的に根拠を示して自己の記憶の方が正しいと述べているところであり，その一貫性等に照らし，この供述は十分に信用性を有するというべきものである。

３　日立の主張

⑴　審査官が援用する各供述調書について

ア　電業社の髙松の供述（査第８９号証）

髙松が査第８９号証で供述する受注調整の方法は，現実の入札状況と一致せず，また，少なくとも日立の原は，受注調整ルールを確認したと髙松の供述する会合に参加していないことは証拠上明らかであるから，重要な点で事実と異なるこの髙松の供述は信用できない。さらに，髙松は，受注調整の参加者の具体的名称も供述しておらず，その供述は具体性を欠き，信用できない。

イ　元電業社の嶋村の供述（査第９０号証）

嶋村は，査第９０号証において，個別の受注調整における具体的事実を供述していないのみならず，東京都発注の個別物件を担当した経験がなく，少なくとも東京都下水道局発注の案件に関する嶋村の供述は，自己の体験した事実に基づくものではなく，信用できない。

ウ　栗村の山本の供述（査第９１号証，第９２号証）

山本が査第９１号証及び第９２号証で供述する受注調整の方法は，現実の入札状況と一致せず，信用できない。また，山本は，だれからどのような価格連絡があったのかについて供述していないため，どの入札参

加者が価格連絡を行ったのかは不明というほかなく，その供述は具体性を欠き，信用できない。

エ　由倉の沼田の供述（査第９３号証，第９４号証）

沼田が査第９３号証及び第９４号証で供述する受注調整の方法は，現実の入札状況と一致せず，信用できない。また，沼田のこの供述は，東京都発注の特定ポンプ設備工事の各案件について，どの会社のどの担当者が，由倉のどの担当者に，いつごろ，どのような連絡をしたのかという具体的事実が不明であり，自己の経験についての具体的な事実に基づくものとはいえず，信用できない。

オ　元由倉の奥田の供述（査第５７号証）

奥田は，査第５７号証において，価格連絡の方法については，受注予定者から電話連絡があると述べるのみであり，審査官が平成１４年４月以降に行われたと主張する方法には触れておらず，その供述は審査官の主張を裏付けるものではない。また，奥田のこの供述は，自らの体験した事実ではなく憶測に基づくものであって信用できない。

カ　元由倉の荒木の供述（査第８３号証，第８８号証，第９５号証）

荒木は，査第８３号証，第８８号証及び第９５号証において，他社が受注予定者の場合には，その会社から入札価格が伝えられたと供述するのみで，審査官が平成１４年４月以降に行われたと主張する方法には触れておらず，その供述は審査官の主張を裏付けるものではない。また，荒木のこの供述は，憶測に基づくものであって信用できない。

キ　供述調書全般

審査官の援用する各供述調書は，日立が受注調整に関与した具体的事実を摘示していないため，日立が本件違反行為を行ったことの証拠となるものではない。

(2)　受注調整の方法について

ア　平成１４年３月以前において，日立が入札価格を連絡し，又は入札価格の連絡を受けた事実を証する証拠はない。

イ　平成１４年４月以降，税抜予定価格に対する比率で受注予定者の入札価格が決定されたのであれば，落札者の次に低い価格で入札した者（以下「次点入札者」という。）の入札価格の税抜予定価格に対する割合（以下「入札率」という。）は，常に落札者の落札率を上回っていなければ

ならないが，物件番号３４番，３７番，３９番，４４番ないし４７番において次点入札者の入札率はそれぞれ９６％未満である一方，物件番号３６番及び４０番の落札者の落札率はそれぞれ９６％を超えており，これは，受注予定者の入札価格の税抜予定価格に対する比率に関する合意が存在しなかったことを推認させるものである。

また，受注予定者は税抜予定価格の９５％程度で応札し，それ以外の入札参加者は９７％から９８％で応札するとの合意があったのであれば，そもそも価格連絡は不要なはずであり，必要に応じて価格連絡があったという審査官の主張は，自己矛盾に陥っている。

さらに，審査官が援用する電業社の髙松，由倉の沼田，粟村の山本の各供述は，後記エ(ｱ)のとおり述べており，平成１４年４月以降も価格連絡があったとする審査官の主張と矛盾している。

ウ　平成１４年７月１８日に行われた風水力部会の会合に日立の原は遅れて参加したため，日立を含む６社が，受注予定者が税抜予定価格の９５％程度で受注できるようにすることを続けることを確認し合ったという事実はない。

エ　日立は，物件番号４５番ないし４７番の工事を，税抜予定価格の９２％程度に相当する価格で受注しており，このことは，日立が本件違反行為に関与していないことを示すものである。

また，以下の事情にかんがみれば，日立が受注調整の発覚を回避するため，税抜予定価格の９２％程度に相当する価格で受注したものでもない。

(ｱ)　電業社の髙松，粟村の山本，由倉の沼田は，平成１４年４月以降は，受注予定者は税抜予定価格の９５％程度で応札し，それ以外の入札参加者は９７％から９８％で応札することを留保条件なしで供述しており，日立の入札価格がこれと異なることには言及していない。

(ｲ)　日立の原について，社内のワーキンググループの議事録に「入札において９０％以下で取らないとコンプライアンスで問題になる」等と記載されたのは，電気システム事業に関する市場価格の下落について営業の視点から発言したもので，予定価格の事前公表案件において９６％で落札された案件に談合の疑いありと報道されたことも踏まえ，事前に公表された予定価格の９０％以下で入札しても利益が出るよ

うにコストを縮減することが必要であり，そのことはコンプライアンス上疑念を持たれないためにも望ましい旨を意図して発言したものである。

(ｳ) 日立の原が長野県発注の浅川ダム本体工事についての新聞報道に接した平成１５年１月３１日より後に入札が行われた物件番号４１番ないし４７番の工事における日立の入札価格は，税抜予定価格の９１．６２％から９９．６８％の間であり，９０％以下のものは１件もない。

オ　日立の入札価格は，すべて積算に基づき実質的に技術部門で決定されたものであり，他の入札参加者との価格連絡に基づいて変更される余地はない。この点に関する日立の吉川及び日立の原の供述は具体的かつ一貫しており，その供述内容は査第３６７号証及び第３６９号証とも一致しており，その信用性に疑問の余地はない。

カ　複数回入札が行われた物件において，日立が２回目以降の入札を辞退しているのは，日立は，１回目の入札で会社として契約できる最も低い価格で入札することとし，その価格で落札できなかった場合には２回目の入札が事実上できなかったからであり，本件違反行為とは無関係である。

キ　物件番号４５番の工事について，日立は新設工事と認識していたが，石垣は既設工事と認識していた。このように，ある物件を新設工事とみるか，既設工事とみるかについて入札参加者間で認識が一致していなかったのであるから，新設工事と既設工事とで受注予定者の決定方法が異なるような受注調整が成立する余地はない。

(3) 既設工事及び新設工事の受注状況について

ア　既設工事において，入札時に発注者から提供される仕様書では，既設者以外の者は，既設部分の構造を把握することは困難であるから，工期内に安全に施工することが困難であり，仮に可能であるとしても，受注後に想定外の作業や費用が発生するおそれがあるため，入札価格は相当高額にならざるを得ない。日立が，自らが既設者である物件番号７番，８番，２６番及び４７番の工事を受注できたのは，他の入札参加者に比べて競争力のある価格で入札できたためであり，受注調整とは関係がないし，既設者がすべての既設工事を受注したとしても不自然なところは

なく，本件違反行為を推認させるものではない。

他方，新設工事については，プレエンジニアリング活動（仕様書や図面の案を作成して顧客側に提案したり，顧客側のニーズを推測したりする活動）を継続することにより，仕様書や図面に表現されていない点まで把握でき，精度の高い見積りが可能になるため，競争力のある価格で入札することが可能になる。日立は，プレエンジニアリング活動を継続することができた新設工事である物件番号１６番，４５番及び４６番の工事を受注することができたのであり，このことも受注調整とは関係がないし，プレエンジニアリング活動を継続できた業者がその物件をすべて受注できたとしても不自然なところはなく，本件違反行為を推認させるものではない。

イ　予定価格は，標準的な施工能力を有する建設業者が，それぞれの現場の条件等に照らして，最も妥当性があると考えられる標準的な工法で施工する場合に必要となる経費を基準として積算されるものであるから，落札価格が予定価格に近接することは不合理でなく，既設工事の落札率が９０．５７％ないし９９．８４％の間に収まっていること，新設工事の落札率が９１．６２％ないし９８．４３％の間に収まっていることは，異常な結果ではない。

ウ　既設工事と新設工事の区別を行うことは，他社の既設工事は技術的に施工が困難であり，新設工事であれば施工上の困難性はないという技術上の理由によるものであり，本件違反行為とは無関係である。

また，日立が他社の既設工事についてコンサルタント業者に対する技術提案を積極的に行わなかったのは，その施工が技術的に困難であるからであり，そのような事情がない自社の既設工事については技術照会にも積極的に対応していたが，これらの事情も本件違反行為とは無関係である。

なお，荏原，クボタ，日立，三菱，酉島及び電業社の６社が，東京設計事務所が東京都から「ポンプ場雨水流入特性調査委託」業務を受託した際，同業務に関連したコンサルタント３社が行った業務の費用を，同６社が既設者となっているポンプ所等の割合により按分して負担したことは，既設者としてより有利な条件で受注するための行動とはいえない。

(4)　物件番号４４番の工事について

物件番号４４番の工事において，古河の末永生一（以下「古河の末永」という。）は，クボタ，新日本造機，日立の３社に電話で希望票の提出の有無等の確認を行ったと供述するが，日立についてはだれに電話したかも覚えていないというのであり（査第２２４号証），その供述は信用できない。仮に，古河から日立に対し電話があったとしても，古河の高橋の供述（査第２２３号証）は，古河の末永が，日立が入札するであろう価格を独自に予測していたことを示しており，古河が日立の受注意欲の有無を確認したものではない。

また，仮に，古河の高橋の査第２２３号証における供述を根拠として，査第２２６号証のメモにおける「ＯＫ」の記載が，古河が受注することの了解を得たことを示したものであると解するとしても，日立についての「考えます(いつものＯＫサイン)」との記載は古河の末永がしたもので，高橋は，日立については「ＯＫ」との書き込みをしていないから，古河が受注予定者となることを日立が了解したとは認められない。

(5)　物件番号４５番の工事について

ア　日立とクボタとの関係

物件番号４５番の工事の入札では，日立が税抜予定価格の９２．６６％で入札し，次点入札者であるクボタも同９４．７９％で入札するという価格競争が行われている。

日立の原の手帳における記載（査第２４１号証）は，上司に対する説明の内容を記載したものであって，受注調整とは無関係である。その記載は，メモにすぎないから，断片的なものであったり，説明内容の正確な要約でなくても不自然なところはない。また，「~~とりすき~~同時」との記載は，日立の原が工場のキャパシティーについては報告する必要がないと考え直して「とりすぎ」を二重線で消したのであるから，原が工場のキャパシティーを事前に確認していなくても不合理ではない。さらに，手帳の記載には技術的な内容がないが，上司への報告の中で技術的事項に関する質問があり，原がそれに答えられなかったのであれば，上司に技術部門を連れてくるように言われたことや，「理由回答要」と記載したことに不自然な点はない。

クボタ社内で開催される全国営業会議における説明資料である査第

２３９号証と，日立の原が上司に説明するためのメモである査第２４１号証を比較することは，およそ無意味である。また，査第２３９号証は，クボタが競合相手である日立と自社を比較して作成した文書であるから，その記載項目が日立社内における説明資料と対応していたとしても不自然な点はない。

石垣の報告書である査第２４５号証は，日立がクボタから受注予定者となることの了解を得たことを石垣がどのように知り得たかについての事情が不明であるから，物件番号４５番の工事で受注調整があったことの証拠にはならない。

したがって，日立がクボタから受注予定者となることについての了解を得た事実はない。

イ　日立と石垣との関係

日立の原は，石垣を訪問し，「当社が頑張っていますから」という旨を伝えたが，相手からはあまり反応がなく，石垣が受注意欲を持っているかどうかは，結局は分からなかったのであって，石垣から受注予定者になることの了解を得た事実はない。

査第２４４号証は，石垣が今後の営業に役立てるために既設案件を既設者以外の業者が受注した例を紹介するために作成したものであるから，既設メーカーと認識していたクボタと，受注した日立のみを比較するのは当然であり，石垣についての記載がなくとも，日立が受注予定者となることを石垣が了解したとは推認できない。

したがって，日立が石垣から受注予定者となることについての了解を得た事実はない。

ウ　本物件に対する入札参加者間での認識の不一致

日立は本物件を新設案件と認識する一方，石垣は既設案件と認識しており，少なくとも日立と石垣の間において認識が異なる以上，受注予定者をだれにするかについて入札参加者間で合意が成立しようがない。

(6)　東京都発注の特定ポンプ設備工事以外の入札案件に係る事実

本審判の対象案件と，発注官庁，入札参加者，製品の内容が異なる東京都発注の特定ポンプ設備工事以外の入札案件に係る事実は，本件違反行為を推認させる事実には当たらない。

４　酉島の主張

⑴　審査官の主張には理由がないこと

ア　電業社の髙松の供述（査第８９号証）について

髙松の査第８９号証における供述は，受注調整参加者の名称について何ら言及しておらず，受注調整をしたとされる者を全く特定していないのであるから，本件違反行為を直接証するものではなく，また，かかる具体性を欠く供述には何らの信用性も認められない。

イ　元電業社の嶋村の供述（査第９０号証）について

嶋村は，東京都発注の特定ポンプ設備工事を担当した経験はないのであるから，そのような者の査第９０号証における供述は，本件違反行為を直接証する証拠となり得ない。

ウ　粟村の山本の供述（査第９１号証，第９２号証）について

山本の査第９１号証及び第９２号証における供述は，個別物件について全く触れておらず，一般的なものにとどまるから，そのような曖昧模糊とした供述を信用することはできない。

エ　由倉の沼田の供述（査第９３号証，第９４号証）について

沼田は，受注予定者決定の話合いには参加していないというのであるから，沼田の査第９３号証及び第９４号証における供述は，推測ないし伝聞によるものであり，その信用性は低い。沼田の同供述は，個別物件について一切触れておらず，一般的なものにとどまるから，そのような曖昧模糊とした供述を信用することはできない。

オ　元由倉の奥田の供述（査第５７号証）について

奥田は，受注予定者の話合いを経験していない。そして，奥田が査第５７号証において供述する中防内側ポンプ所の物件についても，その内容は，奥田自身の経験に基づくものではなく，他人からの伝聞ないし憶測にすぎず，その信用性は低い。

カ　元由倉の荒木の供述（査第８３号証，第８８号証，第９５号証）について

荒木は，新設工事に関し，業者同士で主張し合う場面を経験したことがないのであるから，荒木の査第８３号証，第８８号証及び第９５号証における供述は，他人からの伝聞ないし憶測を含むものであり，そのような供述に信用性は認められない。

キ　酉島の会議資料（査第２８５号証，第２８７号証）について

(ｱ) 査第２８５号証は，酉島において，近年の厳しい受注状況を説明するとともに，より一層の受注を目指すため，営業部門への奮起を促すべく作成されたものである。そこにおける「既得権があります」との記載についても，自社で既設したことから比較的積算上優位に立てる物件に関して，他社との入札競争に必ず勝つようにとの目標を示すためにそのような表現を用いたにすぎず，既設者が受注予定者となることを前提に既設工事の範囲を明らかにしたものではない。

(ｲ) 査第２８７号証は，酉島において，直近３か年の受注実績を報告するとともに，より一層の受注を目指すために使用されたものでしかない。「勝敗のポイントは，発注仕様書，図面にいかに協力の足跡が残っているか」との記載も，コンサルタント業者に対し，自社が得意とする技術提案等を行い，図面にそれが反映された場合には，当該工事についての精緻な積算が可能となることから，入札において他社より有利となり，受注する可能性が高まることを「勝敗」と表現したものにすぎない。

ク　その他の各証拠について

石垣の社内報告書（査第２４４号証），荏原の営業担当者のノート（査第７５号証）及び三菱の「ポンプ事業の変革整合性モデル」と題する文書（査第９８号証）は，いずれも各社の単なる社内資料にすぎず，酉島の本件違反行為を証するものではない。

ケ　既設工事と新設工事の受注状況について

既設工事において，２９物件中３物件（約１０％）もが，実際に既設者が受注できなかったのであるから，「既設工事については，既設者を受注予定者とすることとされていた」旨の審査官の主張は破綻している。

また，既設工事については，既設者が積算上優位な点に立つことから，既設工事２９物件中２６物件について既設者が落札したとしても当然であって，当該既設工事の受注状況は，本件違反行為を推認させるものではない。

一方，新設工事では，各社は，より正確な積算が可能となるよう，自社の技術を採用させるため，コンサルタント業者に対して，自社の技術を提案するのであるから，新設工事において，当該物件に係るコンサルタント業者に対する技術提案等を行った者が受注したとしても，それは，

他社と比較してより精緻な積算が可能となったことの現れにすぎず，当該新設工事の受注状況も，本件違反行為を推認させるものではない。

コ　既設工事について

各社は，限られた人的・物的資源を利用し，最大限の効果を得るために日夜事業活動の取捨選択を行っているのであり，自社が既設者である物件であれば，積算上優位な地位を得ているというメリットを生かすべく，人的・物的資源を投入し，コンサルタント業者に対する技術提案等を行うのである。

仮に，本件基本合意が存するのであれば，既設者は当該既設工事を受注できるのであるから，前記のような人的・物的資源の投入は必要ないはずである。しかし，実際には，各社は，自社のメリットを生かすべく，人的・物的資源を投入しているのであるから，かかる事実は，むしろ本件基本合意が存在しないことの証左である。

サ　新設工事について

各社が新設工事についてコンサルタント業者に積極的な技術提案を行う目的は，設計仕様書に自社の得意技術を反映させ，より精緻な積算を可能とすることである。採用された技術に得意な会社があれば，その他の会社は積算において不利となるので，各社は，そのような不利な立場にならないよう，積極的にコンサルタント業者に対して技術提案を行うのであって，コンサルタント業者に対する技術提案等の貢献度が最も高い者が受注することができるという受注調整のルールを前提としているからではない。

シ　受注予定者の決定について

審査官は，既設工事について，既設者が入札に参加できない場合には，例外的に受注予定者を決定するための話合いが行われていたと主張する。しかし，査第１５８号証（酉島の萱場の供述調書）及び第１５９号証（同人のノート）には，他社の既設工事について，既設者が入札に参加する状態で受注を目指す場合には，積算上優位な地位に立たれることを克服するために，相当程度人的・物的資源の投入を覚悟しなければならないが，既設者が入札に参加しなくなった場合には，投入する資源と得られる効果との判断から，受注を目指すこともできる旨が記載されているにすぎない。また，査第１５６号証及び第１５７号証においても，

荏原，酉島，石垣及び粟村が一堂に会した旨及び受注調整について話合いをした旨の記載は一切ない。

また，審査官は，新設工事について，受注予定者決定のための話合いが行われていた旨主張するが，査第１９０号証（石垣の坂口のダイアリー）には，「平成１４年１０月８日ころ，本物件の受注を希望した石垣，酉島及び電業社の３社が集まり，受注予定者に関する話合いを行」った旨の具体的事実に関する記載はない。

ス　風水力部会について

平成１４年７月１８日に開催された風水力部会の会合では，東京都発注の特定ポンプ設備工事は直接の議題とされておらず，当該会合において，受注予定者が税抜予定価格の９５％程度で受注できるようにすることを続けることなどを確認し合ったことは立証されていない。

(2)　本件基本合意が不存在であること

基本合意の有無に関する判断は，一定の具体的事実の存在を前提にした，当該事実に対する法的評価であり，具体的事実の有無そのものの判断ではないのであるから，本件基本合意の内容のみならず，当該基本合意の成立過程について，具体的事実が主張，立証されなければならない。

しかし，審査官は，本件基本合意の成立過程についての具体的事実の主張及び立証を行っていないのであるから，審査官の本件基本合意に関する主張は，当該基本合意が存在するものと評価するに足りるだけの事実的な基礎を欠くものであり，本件基本合意が不存在となる。

(3)　酉島の行動が正当な営業活動であること

酉島は，東京都発注の特定ポンプ設備工事に関して，既設工事でも，新設工事でも，営業方針に何らの区別をすることなく，受注を目指し営業努力を行ってきた。

自社が既設者である既設工事であれば，設備構造や物件の所在状況等について，他社より熟知し得る立場にあるので，他社よりも精緻な見積りが可能となり，有利な提案を行うことが可能となるが，既設者の優位性はこの点に尽きるのであって，受注が約束されたものではない。そうであるからこそ，酉島においては，自社の既設工事であっても，コンサルタント業者等からの照会に対して，積極的に自ら得意とする技術の提案を行い，積算に関しても最大限の努力を図り，受注を目指している。

新設工事に関しても，既設工事と全く同様であり，受注を目指し，コンサルタント業者等の照会に対して自社が得意とする技術を尽くした提案を行い，照会がない場合であっても，自ら技術提案を行うなどの営業活動を地道に行っている。

したがって，既設工事を既設者がすべて受注し，新設工事を当該物件に係るコンサルタント業者に対する技術提案等を行った者が受注していることは，本件違反行為を推認させる事実とはいえない。

5　古河及び新日本造機の主張

(1)　本件違反行為の不存在

ア　電業社の髙松の供述（査第８９号証）について

髙松の供述調書である査第８９号証は，髙松自身が，審Ａ第１号証において，その記載内容は審査官の押し付けであり事実に反すると述べているとおりであって，信用性がない。

イ　元電業社の嶋村の供述（査第９０号証）について

嶋村の供述調書である査第９０号証は，横浜営業所の管轄の官公庁が発注するポンプ設備工事の入札について供述したものであって，東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札について供述したものではないから，本件違反行為を直接証する証拠ではない。

ウ　由倉の沼田の供述（査第９３号証，第９４号証）について

査第９３号証は，日本全国の官公庁等が発注するポンプ設備工事の入札に関する供述であって，この供述から，直ちに東京都発注の特定ポンプ設備工事に関する本件違反行為が認められるわけではない。また，査第９４号証は，手書きの加筆部分から明らかなように，自らが経験した事実を供述しているものではなく，単なる憶測を述べているにすぎない。

そもそも，由倉は，本件違反行為期間に東京都発注の特定ポンプ設備工事を１件も受注しておらず，このような受注が全くない事業者がメリットのない違反行為に参加することは経験則上も考え難く，また，受注の全くない事業者が受注予定者決定のルールを知り得るような立場にあったかどうかも疑問であり，沼田のこれらの供述には信用性がない。

エ　元由倉の奥田の供述（査第５７号証）について

奥田の査第５７号証における供述は，平成１０年８月２０日に入札が行われた中防内側ポンプ所ポンプ設備工事についての供述が中心であ

り，本件違反行為期間のことについては触れていないから，本件違反行為を証することはできない。

そもそも，由倉は，本件違反行為期間に東京都発注の特定ポンプ設備工事を１件も受注しておらず，このような受注が全くない事業者がメリットのない違反行為に参加することは経験則上も考え難く，また，受注の全くない事業者が受注予定者決定のルールを知り得るような立場にあったかどうかも疑問であり，奥田の同供述には信用性がない。

オ　元由倉の荒木の供述（査第８３号証，第８８号証，第９５号証）について

査第８３号証は，東京都以外の地域に関する供述を中心とするものであり，また，査第９５号証は，ポンプ業界一般について抽象的に述べたものであり，いずれも，東京都発注の特定ポンプ設備工事について述べたものではないから，本件違反行為を直接証する証拠ではない。

査第８８号証は，東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札について具体的に物件を挙げて述べているが，その内容は，自らが経験した事実ではなく，荒木の一方的な推測による理解を述べたものにすぎないから，その信用性は著しく低い。

そもそも，由倉は，本件違反行為期間に東京都発注の特定ポンプ設備工事を１件も受注しておらず，このような受注が全くない事業者がメリットのない違反行為に参加することは経験則上も考え難く，また，受注の全くない事業者が受注予定者決定のルールを知り得るような立場にあったかどうかも疑問であり，荒木のこれらの供述には信用性がない。

カ　石垣の社内報告書（査第２４４号証）について

既設工事については，情報量の多い既設者が積算上コスト面において圧倒的に有利であり，石垣においても，他社の既設工事については最初から受注を半ば諦めていた面があったところ，物件番号４５番の工事について，既設者ではない日立が落札したという入札結果を受け，競争入札である以上，既設者だからといって当然に受注するわけではないということを改めて確認し，今後，石垣としては他者の既設工事についても積極的に落札を目指していくべきである旨を報告するために作成したのが査第２４４号証である。

報告書に記載された「受注権利」という言葉は，作成者である石垣の

今井が供述するように，既設メーカーが積算上圧倒的に有利であり，そのほとんどを受注していることを単純に表現したものであり，また，「積上げ，歴史，技術提案内容等により受注できる」という記載は，競合他社より低い価格で応札するためには，詳細な積算が可能なだけの資料を入手するために，長い期間営業を継続し機場特性をつかんで応札することが大切であるという今井の担当者としての認識を記載したものにすぎない。

そもそも，１４社の間に東京都発注の特定ポンプ設備工事に関する受注調整の明確な合意が存在したのであれば，わざわざ査第２４４号証のような社内報告書を作成し，他社の受注理由を分析，検討する必要性はないのであって，このような報告書が作成されているという事実は，本件違反行為の不存在を強く推認させるものである。

キ　荏原の営業担当者のノート（査第７５号証）について

査第７５号証は，荏原の大阪支社から留置された資料であることに加え，審査官自らにより，東京都以外の地域における受注調整を証するための証拠として証拠の申出がなされているものであるから，本件違反行為の直接の証拠となるものではない。

ク　三菱の「ポンプ事業の変革整合性モデル」と題する文書（査第９８号証）について

「既得権益不可侵の慣行」という断片的な記載について，根拠なく，既設工事については既設者が受注できることを前提とした記載であると決め付けることはできないから，査第９８号証は，本件違反行為を直接証する証拠ではない。

ケ　石川島播磨の松波の平成１４年版手帳（査第１０１号証）について

石川島播磨の松波は，平成１４年４月に石川島播磨に入社したばかりの新人で，東京都の営業担当でもなかった。査第１０１号証の手帳は，ポンプ業界の一般論として，入社後３か月程度しか経っていない松波が他人から聞いた話を自分なりに簡潔な表現で記載したものであり，「増設→１号機を納めたところがとる」という部分は，増設の場合は，一般的に既設メーカーが積算上有利な条件となるため，１号機を納めたメーカーが受注することが多いという趣旨で記載したものにすぎず，また，「更新→新設扱いになる」との部分は，更新の場合は事実上新設と同じ

条件となり，一般的に既設メーカーが積算上有利になるということはないので，既設メーカー以外もハンデなく競争できる環境にあるという趣旨で記載したものにすぎないから，本件違反行為を直接証する証拠ではない。

コ　既設工事の受注状況について

既設工事については，多くの情報を持っている既設者又は既設ポンプ納入メーカーが積算上圧倒的に有利であり，受注調整などしなくても，既設工事を既設者が受注することが多いのはごく自然な現象としてあり得ることであるから，既設工事を既設者が受注しているという事実があっても，受注調整を示す根拠となるものではない。

サ　新設工事の受注状況について

審査官は，新設工事１８物件の受注者は，いずれもコンサルタント業者に対する技術提案等を行い，受注したものであると主張し，各物件ごとに証拠を引用するが，当該証拠は，必ずしも受注者がコンサルタント業者に対して技術提案等を行っていたことを示す内容のものではない。

そもそも，被審人らの一部においてコンサルタント業者等に対して技術提案等を行っていた主たる目的は，競争入札において積算上有利になるような技術を採用してもらうことにある。

コンサルタント業者に対する技術提案等を行うか否かは，各社の営業方針等に基づいて判断されるものであって，少なくとも古河は，東京都発注の特定ポンプ設備工事に関して，コンサルタント業者に対して技術提案等を行ったことがない。

シ　既設工事と新設工事の確認について

自社の積算上の優位性等を判断する上で，既設工事と新設工事の別を把握することは，通常の営業活動における基本であり，このような区別を行っていたことから本件違反行為が認定できるものではない。

ス　既設工事における被審人らの行動について

(ｱ)　既設工事における被審人らの行動の原則的形態

被審人らの中には，他社が既設者である既設工事についても受注目標としてコンサルタント業者に対する技術提案等を積極的に行っていた者が多数存在するから，既設工事については原則として既設者が受注予定者とされていたことは推認されない。

(ｲ) 既設工事において有利となる６社の採った行動

６社による東京設計事務所に対するデータ分析の共同委託は，本件違反行為とは無関係の純粋な技術検討の依頼であり，本件違反行為の下で既設者として有利な条件で受注するための行動ではない。

(ｳ) 既設工事についての認識を示す「既得権」との呼称

審査官が「既得権」なる呼称を用いていたと主張しているのは，１４社のうち２社にすぎず，この２社のみによる「既得権」との呼称の使用の事実は，１４社による本件違反行為を示すものではない。

セ　新設工事における被審人らの行動について

(ｱ) 新設工事を受注するためには，コンサルタント業者に対する技術提案等を行うことが必須であると考え，これを行っていたこと

被審人らがコンサルタント業者等に対して技術提案等を行う場合，その主たる目的は，競争入札において積算上有利になるような技術を採用してもらうことにあるのであるから，コンサルタント業者等に対して積極的に技術提案等の協力をするよう周知徹底し，これを実施していたという事実は，本件違反行為を示すものではない。

(ｲ) 新設工事における被審人らの確認行動

東京都から設計を請け負ったコンサルタント業者を把握することや同業他社がどの程度の営業活動を行っているかという動向を把握することは，競争入札において有利な積算をするための純粋な営業活動の一環であるから，これらの行動が本件違反行為を示す事実であるということはできない。

(ｳ) コンサルタント業者に対する技術提案等を行ったことの証拠化

コンサルタント業者等に対する技術提案等は，競争入札において積算上有利になるような技術を採用してもらうことを主たる目的として行われる正当な営業活動であるから，その活動内容を記録することは当然のことであって，本件違反行為を推認させる事実ではない。

(ｴ) 新設工事についての認識を示す「汗かき」との呼称

仮に，酉島及び新明和において，コンサルタント業者に対する技術提案等を「汗かき」と称していた事実が存在したとしても，そのこと自体から，直ちに本件違反行為の認識へと結び付くものではない。

ソ　受注予定者の決定について

(ｱ) 既設工事における受注予定者の決定

電業社が既設者である物件番号３０番の工事について，クボタは，東京都からの技術検討依頼を受け，積極的に技術ＰＲを行うことによって受注を目指していたから，電業社以外の者が当初本物件を受注目標にしていなかったわけではない。

また，石垣の従業員で，平成１３年１１月１３日ころ，本物件の受注予定者決定について話し合うために酉島東京支社に行った者はいないから，当該話合いにおいて，石垣が「荏原さんに任せる」と述べた事実も存在しない。さらに，本物件を受注目標としていたクボタが受注予定者決定のための話合いに参加していないのは不自然である。

(ｲ) 新設工事における受注予定者の決定

新設工事に係る受注予定者決定ルールにかんがみれば，東京都発注の特定ポンプ設備工事の新設工事１８物件について，①受注を希望する者との話合いにより受注予定者を決定していたこと及び②落札受注した者のコンサルタント業者に対する技術提案等の貢献度が最も高かったことが具体的に主張立証される必要があるところ，本件では，前記①について３物件の主張立証が一応あるのみで，しかも，その主張立証は以下のａないしｃのとおり不十分であり，前記②については全く主張立証がされていないから，本件違反行為の存在についての主張立証責任が果たされていない。

ａ　物件番号３６番の工事

査第１９７号証のメモ書きが物件番号３６番の工事について記載されたものということはできないし，「石垣本命なの」と聞かれて「がんばっています」と答えたとされる記載についても，だれがだれに対して聞いたのか，だれがだれに対して回答したのかも不明である。

また，査第１９０号証は，だれが，いつ，何の目的で書いたものかも分からないメモであり，この証拠をもって物件番号３６番の工事について受注調整が行われていたと理解することは不可能である。

さらに，査第１９６号証に記載されている「形勢不利」等の記載や，これに関する酉島の萱場の供述（査第１９２号証）は，コンサ

ルタント業者に対する技術提案等によって発注物件の詳細な情報を入手することで競合他社よりも積算を有利にし，落札の可能性を高めようとしていたという営業努力を示すもので，受注調整を前提としたものではない。

したがって，物件番号３６番の工事について，コンサルタント業者に対する技術提案等の貢献度などを主張し合う受注予定者決定のための話合いが行われていたことは立証されていない。

ｂ　物件番号４４番の工事

査第２２６号証のメモ書きは，古河が他社の了解を得て受注予定者となったことを立証し得るものではないし，同号証の記載についての古河の末永及び高橋の供述調書のどこにも，古河が技術提案等の事情を主張したこと及び古河が受注することについて各社に了解を求めてこれを得たとの供述はない。

競争入札においては，自社のことだけではなく，競合他社の動向にも気を配らなければならないことは当然であって，古河の末永及び高橋の供述は，いずれも，古河が正当な営業活動の範囲内において，競業他者の動向を推測していたことを述べているにすぎない。

ｃ　物件番号４５番の工事

物件番号４５番の工事は，被審人らの間において新設工事として認識されていなかったところ，それにもかかわらず既設者ではない日立が受注しているという入札結果は，本件違反行為が存在しないことを示す重要な事実である。

クボタは，物件番号４５番の工事に対して強い受注意欲を持っていたことが明らかであるから，日立が受注予定者となることを了解することはあり得ない。また，石垣の社内報告書である査第２４４号証は，日立が低価格で応札することができた理由について，石垣の担当者の推測が記載されているにすぎず，石垣の担当者が日立とクボタとの間の話合いの場に同席していたわけでもないから，日立が受注予定者となることについてクボタが了解したことを立証し得るものではない。さらに，本物件の入札前である平成１５年７月７日に日立の原が石垣を訪問したという事実はないから，日立が受注予定者になることを石垣が了解したことはない。したがって，物

件番号４５番の工事について，日立が，クボタ及び石垣から受注予定者となることについての了解を得た事実を認めることはできない。

(ｳ) 入札に参加しなかった者による協力

物件番号４１番の工事において，既設者であった古河が他の事業者に対して希望票の提出を依頼した事実は一切なく，査第２１１号証も，既設者であった古河が他の事業者に対して希望票の提出を依頼した事実を裏付ける証拠となるものではないから，酉島及び新日本造機が希望票を出さないことにより古河が受注することを了解したとはいえない。特に，新日本造機は，物件番号４１番の工事の入札が行われた平成１５年２月４日時点で既に東京都発注の特定ポンプ設備工事の市場から撤退していたものであり，希望票すら提出していないのであるから，受注予定者が受注することを認識・認容して入札に参加しなかったとはいえない。

(ｴ) 事前に受注予定者が決定されていることを前提とした各社の行動

審査官は，荏原，三菱及び電業社の行動について主張するが，これらは１４社のうちの３社の行動にすぎず，むしろ，他の１１社が，事前に受注予定者が決定されていることを前提とした行動を採っていなかったことを認めるものであり，１４社による本件違反行為の不存在を推認させるものである。

タ　入札価格の連絡等について

(ｱ) 平成１４年３月以前

審査官が援用する証拠は，１４社のうちの由倉，電業社及び栗村の３社の関係者の供述調書と由倉から留置された文書だけであり，３社以外の１１社については，入札価格等の連絡を行った事実をうかがわせる証拠が存在しないのであるから，１４社すべてが入札価格の連絡を行っていたことが立証されるものではない。

(ｲ) 平成１４年４月以降

査第２１２号証の指名通知書への書き込みは，入札後に入札金額の予定価格に対する比率を記載しただけのものであるから，受注予定者となった古河が税抜予定価格に９５％を乗じて算出した額から１００万円未満の額を控除する方法により入札価格を決定したことを示

すものではない。

また，平成１４年７月１８日に開催された風水力部会の会合において，受注予定者が税抜予定価格の９５％程度で受注できるようにすることを続けることなどを確認し合った事実が存在しないことについては，電業社の佐川及び荏原の増田が参考人審訊において供述するところである。

(ｳ) 他の入札参加者に対する積算内訳の提供

査第２１１号証は，古河の環境システム部が古河の小山工場に対して送付したファックスの発信用紙であるから，古河が，物件番号４１番の工事について，荏原，クボタ，日立，電業社及び三菱に対し，古河の積算内訳をファクシミリで送信し，又は持参するなどしたことの根拠となるものではない。

また，古河の斎藤高明の２００３年版手帳の写しである査第２２８号証の記載は，同人が，以前に東京都を担当していた当時は，入札において積算内訳書を提出するという制度が存在せず，入札書と一緒に積算内訳書を提出しなければならないという入札方法を同人が知らなかったことから，自分自身の知識として，かつ，部下に対して再度確認するための備忘録として記載したものであり，物件番号４４番の工事について，古河が電業社及び酉島に対し積算内訳を提供したという事実は認められない。

チ　落札率の状況について

落札率とは，予定価格を基準として計算される相対的な数字であるから，単に落札率が高いことをもって本件違反行為を推認することはできない。また，いかなる基準によって落札率が高いと評価するのかの判断基準及び根拠も不明である。

ツ　複数回入札における入札価格の状況について

１回目の入札において最低価格で応札しているという事実は，当該応札者の受注意欲が非常に強いことを意味するものであるから，当該応札者が２回目以降の入札においても最低価格で応札し，落札しているという事実は，不自然なことではなく，本件違反行為を推認させる事実ではない。

テ　本件違反行為期間前の東京都発注の特定ポンプ設備工事における受

注調整について

「中防内側ポンプ所ポンプ設備工事」の入札は，本件違反行為期間前に行われたものであるから，仮に当該工事について受注調整が行われたとしても，本件違反行為との関連性が明らかにされない以上，本件違反行為の存在を推認させるものではない。

ト　東京都発注の特定ポンプ設備工事以外における受注調整について

「浅川処理場外３か所渇水対策施設工事」及び「津守下水処理場雨水ポンプ設備工事」の入札は，仮に当該工事について受注調整が行われたとしても，本件違反行為とは無関係であるから，本件違反行為の存在を推認させるものではない。

ナ　審査官主張の「被審人側供述の信用性」について

(ｱ)　クボタの瀬川の供述

クボタの瀬川が，平成１４年７月１８日に行われた風水力部会の会合を認識しておらず，出席もしていなかったことは，瀬川が参考人審訊において供述するとおりであり，瀬川が同会合に出席していなかったことは，荏原の増田も参考人審訊で供述しているから，瀬川は虚偽供述など行っていない。

また，物件番号４５番と４６番の工事が同時期に発注されることがクボタの積算にとって有利になるという瀬川の参考人審訊における供述の具体的な意味については，瀬川が詳細な供述をしており，かつ，その内容も極めて合理的なものであるから，意味不明な供述であるとか後付けの言い訳であるとはいえない。

(ｲ)　石垣の今井の供述

査第２４５号証２枚目の「弊社ポンプを納入できるよう，５０ｔに変更したんだとアピール！！！」との記載についての今井の参考人審訊における供述が同人の陳述書（審Ｃ第５号証）に記載のない内容であっても，そのことが同供述の信用性を減殺させるものではない。また，同供述は，非常に明確で合理的なものであるから，十分に信用することができる。さらに，自社あてに簡易書留等の郵便物を送付していた点についても，合理的な供述をしているほか，そのような郵便物の送付は大阪でのことであって，東京では行われていないと繰り返し供述しているとおり，東京都発注の特定ポンプ設備工事とは全く関係

がない事実である。

(ｳ) 石垣の山本の供述

自社あてに簡易書留等の郵便物を送付するという方法は，石垣の社内で必ず行われていたものではなく，石垣の山本自らも行っていなかったのであるから，同人が郵便物による営業成果の報告が行われた例を確認したことがなかったとしても何ら不自然なことではないし，このような郵便物が上司への営業成果の報告用であることについて，明快かつ合理的に述べる石垣の山本の供述には，十分な信用性が認められる。

(ｴ) 新日本造機の百田の供述

競争入札においては，どれだけ多くの入札で２番札や３番札で応札していたとしても，落札することができなければ全く意味がないから，力不足と判断して東京都発注の特定ポンプ設備工事の市場から事業撤退したという百田の供述は，不自然ではない。また，新日本造機の東京都発注の特定ポンプ設備工事の市場からの撤退については，当時のポンプ事業の責任者である執行役員の百田が新日本造機の判断として正式に決定したものであり，担当者個人の思わくや気まぐれで一時的に営業対象から外したという趣旨ではない。

(2) 一定の取引分野について

元由倉の荒木は，４７物件に含まれない「新河岸東処理場赤羽・新浮間系ポンプ設備その２工事」についても受注調整のルールによって由倉は受注しなかったと供述している（査第８３号証）ところ，同工事は，主ポンプ等の据付工事を含まず，東京都発注の特定ポンプ設備工事に該当しない。したがって，審査官の主張する「東京都発注の特定ポンプ設備工事」をもって本件における「一定の取引分野」とすることには，何の合理的根拠もなく，そのような作為的かつ恣意的に確定された「一定の取引分野」の存在を前提とした本件違反行為もあり得ないものである。

(3) 審判外３社について

元由倉の荒木の供述調書（査第８３号証）に添付されている手帳の写しには，三井三池製作所を始めとして１４社以外の事業者も多数記載されている。特に，三井三池製作所については，東京都下水道局においても技術格付適格者として登録されており，同社が本件違反行為に加わっていたこ

とを否定する合理的な根拠はない。また，三井三池製作所については，審査官が本件違反行為を推認させる事実と主張する「津守下水処理場雨水ポンプ設備工事」の入札に参加しており，「審判外３社は，証拠上本件基本合意を認識・認容していたとは認められず，したがって，本件違反行為者に該当しない」という審査官の主張には理由がない。

被審人らは，少なくとも，東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札参加資格を有している審判外３社については，いつでも入札に参加してくる可能性があると考えていたのであり，このことは，査第２１１号証，第２２６号証等からも明らかである。

したがって，本件違反行為による事業活動の拘束を一切受けていないこれら審判外３社の存在について全く考慮することなく，１４社だけの本件違反行為が本件の一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであるということはできない。

(4)　新日本造機について

ア　実質的証拠の不存在

本件において審査官から提出されている書証及び参考人審訊の結果中には，新日本造機が本件違反行為の当事者であることを示す事実及び証拠はない。古河が新日本造機に対して希望票の提出を依頼したとしても，それは，他の被審人も新日本造機が入札に参加する可能性があると認識していたということにすぎず，そのことから，新日本造機が本件違反行為の当事者であるということはできない。

イ　新日本造機は，少なくとも平成１３年以降，東京都発注の特定ポンプ設備工事の市場から撤退していたこと

新日本造機は，平成１２年９月７日に行われた物件番号１８番の工事の入札を最後に，東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札には一度も参加しておらず，希望票も提出していなかったものであって，東京都発注の特定ポンプ設備工事の市場から事実上撤退していた。この点について，三菱の森田も，「新日本造機も東京都発注の特定ポンプ設備工事については，最近はほとんど入札に参加しておらず，事実上撤退したと認識しています。」と供述している（審Ｅ第７号証）。

新日本造機は，東京都発注の特定ポンプ設備工事の市場から撤退した後も東京都から技術格付適格者の認定を受け続けていたが，これは，当

該認定を受けていると，他の地方公共団体が発注するポンプ設備工事等の入札で指名を受ける際に少しでも有利になることや，ゼネコン等の下請として自社製品を売り込むことが容易になるということを考えての営業判断に基づいたものであるから，新日本造機が東京都発注の特定ポンプ設備工事の市場から事実上撤退していたこととは矛盾しない。

そうすると，撤退後１年以上経過した平成１６年３月３０日に行われた本件に関する勧告（平成１６年（勧）第４号）は，独占禁止法第７条第２項の規定に違反するものである。

ウ　新日本造機が唯一受注した物件番号４番の工事は，激しい競争により落札していること

４７物件のうち，唯一，新日本造機が落札，受注した物件番号４番の工事については，審査官も，本件違反行為に基づく受注ではないことを認めている。現に，当該物件の落札率は８０．４７％であり，入札参加者間において激しい価格競争が行われたことは容易に推認できるのであって，このような事実は，新日本造機が本件違反行為に関与していないことを強く推認させる。

６　三菱の主張

⑴　審査官が，本件審判手続において，三菱が本件違反行為に関わったとして提出する証拠は，いずれも曖昧な内容のものばかりである。三菱が違反行為に関わったという主張・立証が明確にされなければ，三菱との関係では違反行為の認定がされてはならない。

また，三菱は，新設工事は１件も落札していないが，これは，三菱が，新設工事が取れるような十分な営業活動ができなかったという結果にすぎず，審査官も，三菱が新設工事において他の被審人との間の話合いで落札者を決定したという事実，ないしは他の被審人との話合いの結果受注競争から下りたという事実を具体的に主張・立証しているわけではない。

⑵　平成１４年７月１８日の風水力部会について

ア　６社しか参加していない風水力部会での話合いは，いかなる意味でも被審人各社による受注調整行為の根拠とはなり得ないこと

受注調整の内容は，受注調整行為に参加している全社で確認されなければ意味がなく，仮に，６社のみで受注調整について話し合ったとしても，１４社による受注調整の根拠とはなり得ない。

イ　平成１４年７月１８日の会合で「価格を９５％程度とする」という趣旨の話は出ていないこと

風水力部会の議題は，査第６２号証に記載されているとおりの内容であり，元々受注調整の話合いをするような場ではなかった。この日の会合で，査第６３号証に記載されているような，「価格は９５％程度でダンピングはしない」旨の話が出たと仮定しても，せいぜい，本件違反行為の対象ではない「改良工事」に関することにすぎず，議題の範囲を超えて東京都発注の特定ポンプ設備工事を含むポンプ設備工事の入札価格について話し合われ，確認されていたことを示す証拠はない。

ウ　審査官は，出席者がだれであるかすら明らかにしておらず，主張が破たんしていること

この会合が違反行為の根拠となるというのであれば，審査官は，常識的な範囲で主張責任を負担しているはずであるが，どの企業のだれが出席したかも明らかにされていないので，当該会合の内容が，受注調整の根拠となるはずもない。

エ　証拠の誤導的援用

審査官が「電業社，荏原，クボタ，日立，三菱及び酉島の６社が，平成１４年７月１８日に開催した風水力部会の会合において，受注予定者が税抜予定価格の９５％程度で受注できるようにすることを続けることなどを確認し合ったこと」を立証する証拠として援用する査第６４号証及び第６８号証は，平成１４年７月１８日の会合において争点となっている議題の具体的内容については一切言及するものではないので，このような証拠の援用は，誤導である。

(3)　「ポンプ事業の変革整合性モデル」と題する文書（査第９８号証）について

ア　「既得権益不可侵の慣行」との記載

査第９８号証における「既得権益不可侵の慣行」の記載は，それ自体曖昧で，違反行為の根拠とはならない。この記載は，客先の担当部署間において既得権益が存在することがあり，それが不可侵の関係にあることに留意して営業しなければならないことを記載したものにすぎない。また，「既得権」という言葉は，特定の個人や団体等が継続的に収益を得ているような場合に一般的に用いられている言葉であり，これに必ず

談合行為に結び付くような特殊な意味があるわけではない。

イ　「先行優位の業界体質」との記載

査第９８号証における「先行優位の業界体質」とは，顧客に自社の技術及び製品をいち早くピーアールすることで，顧客が自社製品をイメージした設計をした場合には営業上優位に立てるという，ごく当然のことを記載したものにすぎない。また，「先行優位の業界体質」という言葉に，必ず談合行為に結び付くような特殊な意味があるわけではない。

(4)　東京設計事務所の「ポンプ場雨水流入特性調査委託」業務に関する事実について

ア　東京設計事務所に関する事実が本件違反行為と無関係であること

ポンプメーカーがコンサルタント業者と良好な関係を持ちたいと考えることは，非難されることではなく，たとえそのような意図で荏原，クボタ，日立，三菱，酉島及び電業社の６社が東京設計事務所の業務対価の一部を肩代わりしたとしても，本件違反行為の根拠とはならない。

イ　審査官が主張する事実は存在しないこと

審査官は，東京設計事務所が東京都から，優先発注すべき既設工事を判断するための資料作成を目的とする「ポンプ場雨水流入特性調査委託」業務を受託した際，ポンプメーカー６社が，①前記資料に６社の意見を反映させること，②調査資料の内容を知ることを目的として，同業務に関連して他のコンサルタント業者３社が行った業務の費用を，６社が既設者となっているポンプ所等の割合により按分して負担したと主張するが，実際には，東京設計事務所の依頼により，東京設計事務所が本来負担すべき下請コンサルタント業者への発注代金を６社が肩代わりしたにすぎず，前記①及び②のような目的を持っていなかった。

ウ　三菱が下請コンサルタントから成果物を受け取っていないこと

三菱に成果物が交付されたことについては，全く立証されておらず，このことからも，前記イの①及び②のような目的の存在については立証されていないこととなる。

エ　東京設計事務所の狩谷薫の供述調書（査第２８３号証）を本件違反行為の認定に用いることは許されないこと

コンサルタント業務の費用負担に関する東京設計事務所の狩谷薫の供述（査第２８３号証）には，事実をゆがめた記載が随所に見られるの

で，三菱は，このことを明らかにするため，前記イのコンサルタント業者３社のうちの１社であるエーワンコンサルタンツ株式会社の水野清司の参考人審訊を申請したが，審判官はこれを採用しなかった。したがって，前記供述を本件違反行為の裏付けとして用いることは違法である。

オ　他の被審人と三菱の認識の相違は，被審人間の協調的関係を否定すること

三菱は，東京設計事務所にも，関連コンサルタント業者３社にも，コンサルタント業務を委託しておらず，成果物も受領していない。三菱の関係で実際にこの３社に金員を支払ったのは新菱工業株式会社（以下「新菱工業」という。）であるが，三菱としては，この金員は，本来，東京設計事務所が下請業者に支払うべき業務委託料を，東京設計事務所に肩代わりして支払ったにすぎないと認識している。これに対し，荏原の増田は，査第２７８号証において，前記６社が，関連コンサルタント３社にコンサルタント業務を委託した旨を述べているが，このような認識の相違は，審査官が主張するような被審人間の協調的関係が，少なくとも三菱との関係では幻想にすぎないことを裏付けるものである。

(5)　三菱は利益率零で入札していたにすぎないこと

三菱は，営業的観点等から利益率よりも受注獲得を優先する物件については利益率０％で応札し，他の物件については利益率２～３％を基準として応札価格を算定し，一貫して入札してきた。

物件番号４５番及び４６番の工事については，見積原価で入札していながら「重要フォロー案件ではない」と記載されているが（査第２４６号証，第２４８号証），これは，平成１５年４月以降に，入札価格を決める責任者の交代等により，すべての案件において見積原価で応札することに方針変更したことによるものである。

(6)　違反行為の根拠についてのその他の審査官の主張及び証拠について

ア　電業社の髙松の供述調書（査第８９号証）

受注調整行為が存在していたならば，髙松は，本件違反行為の詳細について知しつしている立場にあるはずだが，査第８９号証における同人の供述は，どのように受注予定者が決まっていたのかなどについて具体的に述べるものではなく，審査官による誘導又は作文の可能性が高い。

また，髙松が，立入検査当日及び翌日の事情聴取で疲労困憊していたこと，供述調書の訂正を求めたが審査官に聞き入れてもらえず，精神的に追い詰められ，投げやりな気持ちで署名したことは，髙松の陳述書から明らかであり，自由な意思に基づき供述調書に署名・押印したものとはいえない。

イ　元電業社の嶋村の供述調書（査第９０号証）

嶋村が官公需の分野で実際に経験していたのは，神奈川県内での営業のみであり，査第９０号証において，あたかも東京都のポンプ営業に関して自らが経験しているかのように述べている点は極めて不自然である。また，嶋村が，同号証記載のとおり，他のポンプメーカーから電業社営業管理部管理グループの小澤グループマネージャーあての電話を何度も取り次いだことがあったとしても，それが価格連絡であったかどうかについては同号証において言及がない。

ウ　審査官による査第２８４号証の誤導的援用

審査官は，「汗カキ」すなわちコンサルタント業者に対する技術提案等により「勝負」「勝敗」すなわち他社との交渉における受注予定者の決定がなされている旨が記載されている査第２８７号証及び査第２８５号証と査第２８４号証が同趣旨とみられるとするが，査第２８４号証においては，「汗カキ」に関する記載はあるものの，予断を持って読まなければ「勝負」「勝敗」について言及されていると読むことはできず，このような証拠の援用は誤導的である。

エ　既設工事を他の被審人がいったん受注しても既設者を変更しない扱いがあったとの審査官の主張

審査官は，物件番号３１番の工事について，「話合いにより既設者以外の者が工事を受注したとしても，当該下水道施設に係るその後の既設工事の既設者を変更しない取扱いとなっていたとみられる。」と主張するが，これは，裏付けのない憶測にすぎない。

オ　技術提案を行った者が落札者となることに関する審査官の主張

自社の技術が図面又は仕様書に採用されれば，当該社が競合他社との関係で優位に立ち，そうでなくとも，コンサルタント業者の照会に数多く対応し物件情報を多く仕入れた会社が積算時には優位に立つことになる。したがって，技術提案を行った者が落札することは，何らとがめ

られるべきことではない。

カ　既設工事と新設工事の区別を把握する意味

ポンプメーカーにとって，発注可能性のある工事を調べ，それぞれの工事の特徴をメモしておくことは，ごく自然な行為であり，当該工事が新規物件なのか，既設機場の改造・更新・再構築なのかという区別も，営業関係者にとっては極めて重要な情報である。したがって，ポンプメーカーが既設工事と新設工事とを区別して把握していたのは，両工事で受注予定者の決定方法に差異があったからであるとの審査官の主張は，予断に基づく根拠のない思込みである。

キ　コンサルタント業者との情報交換

営業担当者は，他の競争相手がどのように営業を展開しているかということについて情報を必死に取得しようとしているのであり，ポンプメーカーが，コンサルタント業者を通じて，他の被審人の情報を取得することに問題はなく，これを違法な行為であるかのように主張するのは誤導的である。

ク　石垣の書留に関する件

石垣の書留郵便による自社への返送は，三菱とは全く関係がなく，また，石垣の当該行為は，大阪府の案件について行われていたことであるから，これらの行為は，三菱による本件違反行為の存在を裏付けるものではない。

ケ　「がんばっています」との発言の件

査第１９７号証に記載されている，他社からの「石垣本命なの？」との問に対し，石垣の担当者が「がんばっています」と答えたこと自体は，何ら不自然な会話ではなく，受注調整を疑わせる事実ではない。

コ　査第２１１号証及び第２１３号証の「三菱重工」等の記載

ファックス発信用紙である査第２１１号証からは，積算内訳書がファックスされ，又は持参しようとしたか，持参したことを推認することはできない。また，新菱工業の橘俊治は，古河から積算内訳書を受領した記憶はないから，査第２１１号証及び古河の末永の手帳である査第２１３号証に「三菱重工」等の記載があっても，古河が三菱に対し，自社の積算内訳書をファックスで送信し，又は持参するなどしたという審査官の主張は裏付けを欠くものである。

サ　査第２２８号証の記載

古河の斎藤高明の手帳である査第２２８号証の記載は，各々点在して記載されており，ある意図を持ってしか一連の意味を構成することができないから，「入札前に，電業社及び酉島に対し，積算内訳を提供した」などと断定することはできない。

シ　津守下水処理場雨水ポンプ設備工事

東京都の案件と大阪府の案件では，発注する官庁も異なり，各社において担当する部署も異なっている。また，ポンプメーカーは，地方ごとに勢力の強い会社と弱い会社が異なっており，競争の状況も異なっている。したがって，大阪府の案件に関する事情が東京都の案件についての本件違反行為の根拠となるものではない。

ス　鶴見の大倉の供述

大倉は，供述調書において，詳細は分からないと述べているのであって，「桑野次長が他の相指名業者の東京本店の営業責任者と営業の度合いを主張し合って受注予定者を決めている」と大倉が供述しているとする審査官による供述調書の援用は恣意的であり，審査官の主張するような事実認定はできない。

セ　１４社以外の者が入札に参加しなかった事実の評価

審判外３社も技術格付適格者の認定を受けていた以上，入札に参加できるにもかかわらず何らかの事情で参加しなかったのであって，１４社以外の者が入札に参加することがなかったという結果から，そこに競争の実質的制限が存在したことが一義的に導き出されるわけではない。

7　鶴見の主張

(1)　審判の対象について

本件審判の対象は「行為」でなければならないが，審査官は，個別の受注調整行為は本件違反行為ではない旨明言しているところ，基本合意を形成する行為そのものが違反行為として具体的に主張されておらず，それ以外に「行為」の主張はされていないから，「遅くとも平成１１年４月以降，本件基本合意の下に，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていたこと」なるものは，「行為」とはいえない。

審査官は，基本合意の「維持行為」をもって本件違反行為としているようであるが，明示的・具体的な「維持行為」は何ら主張されていない。

仮に，審査官が，本件違反行為の意味について，明示的・具体的行為から離れて，いったん形成された合意の効果たる「相互拘束」が継続することをいっているのであれば，これは，ある一定の「状態」が存在することを意味するのであって，「行為」とはいえない。

したがって，審査官の主張する本件違反行為には，具体的な行為が含まれておらず，審判対象の特定に欠ける。

(2) 審査官のいう直接証拠について

ア 「ポンプメーカー」等について述べる供述証拠

直接証拠とは，行為主体がだれであるかという点も含めて，主要事実を直接証明する証拠をいう。しかし，ごくわずかの例外を除き，審査官から本件違反行為の直接証拠であるとして提出された供述証拠の中で，「ポンプメーカー」，「ポンプ業界」，「入札参加業者」等の言葉の意味を具体的に説明したものは存在しない。仮に，各供述証拠に任意性・信用性が認められるとしても，これらの供述証拠は，「受注調整行為の存在」について述べるにとどまるものであって，「受注調整の主体」がだれであるのかを具体的に証明するものではないから，これらの供述証拠により，鶴見が当該行為に参加していたことを証することはできない。

イ 元由倉の荒木の供述について

査第８３号証における荒木の供述で引用されている荒木の手帳（査第８４号証ないし第８７号証）における鶴見に関する記載は，京都府における工事に関するものであり，東京都発注の特定ポンプ設備工事とは無関係である。

また，物件番号４番の工事では，実際に「叩き合い」が行われたにもかかわらず，荒木が査第８３号証で「ルールを無視して受注したポンプメーカーの話などを聞いたこともありませんでした。」などと客観的事実に反する供述を行っていることや，何の脈絡もなく，わざわざ「私の承知しているポンプメーカー」として１４社の名前を強引に挙げていることも併せ考えれば，荒木に対して，審査官の強力な誤導・誘導が繰り返された疑いが強く，このような供述は信用できない。

ウ 元電業社の嶋村の供述について

嶋村は，東京都発注の特定ポンプ設備工事に関する営業を担当したことがなく，査第９０号証で述べるのは，基本的に嶋村が横浜営業所時代

に営業を担当した神奈川県発注の公共工事に関することである。

また，嶋村は，受注調整があったと認識していることの根拠として，電話の取次ぎをしたことを述べているが，嶋村は，１４社のうち４社について述べるだけであり，鶴見については触れていない。

したがって，そもそも嶋村のこの供述には信用性は認められず，また，１４社が受注調整を行っていたと認めることはできない。

エ　由倉の沼田の供述について

沼田の供述調書である査第９３号証及び第９４号証においては，価格連絡に関する具体的な供述が全く欠落している。そもそも，約２年の間に入札が行われた８つの物件について，それから更に２年以上が経過した段階で，何らかの資料に基づいているなどの事情もなしに，すべてをひとくくりにして「連絡を受け」たなどと述べても，８物件すべてで本当に価格連絡があったのか等は，全く明らかでない。

また，査第９４号証添付の資料によれば，由倉の応札価格は，落札業者の落札金額よりも，おおむね１ないし３％程度高い金額となっているのに対し，鶴見が落札した物件番号２３番の工事の入札においては，由倉の応札金額は，鶴見の落札金額より約１１．４％も高い金額であり，仮に，過去に沼田が「本命」から入札価格の連絡を受けたことがあったのだとしても，物件番号２３番の工事における由倉の入札価格は，受注調整の当事者間において，公正な競争が行われているかのように装うためにあえて設定された金額であるとするにしては，不自然に高額である。

したがって，このような概括的な供述だけで受注調整が行われていたとする沼田の前記供述は信用することができず，とりわけ，物件番号２３番の工事について，沼田の供述のみにより，鶴見から由倉に入札価格の連絡があったなどと認めることはできない。

オ　その他の証拠について

審査官が直接証拠であるとして援用するその他の証拠は，いずれも直接証拠ではなく，単なる間接証拠にすぎないが，いずれにしても，鶴見が本件違反行為を行ったことを証することはできないものばかりである。

(3)　審査官主張の間接事実について

ア　既設工事の受注状況

既設工事においては，積算上，既設者が他社より有利になるのであるから，各物件の入札において既設者が落札しているのは当然の結果であり，これは基本合意がなくとも生じ得るものである。

したがって，既設者が既設工事を落札した事実から，本件違反行為の存在を推認することはできない。

イ　新設工事の受注状況

不測の事態ないし予想外のリスクを見込んだ上乗せ費用を少なくして応札価格を低くし，競争上有利となるためには，当該物件に関し，できる限り詳細で精度の高い情報を入手することが必要不可欠であるから，鶴見は，このような情報を入手するために日々地道な営業活動を続けているのであって，「貢献度」の大小によって受注予定者を決定するためではない。また，自社が得意とする技術が仕様書等に反映されていれば，同じ物を作るにしても，製作費用が他社よりも安くでき，積算価格そのものを低減することができるから，競争上有利な地位に立つことができる。

したがって，新設工事の入札において，最も熱心に営業活動を行い，その結果，より多くの情報を入手し，自社の技術提案が仕様書等に反映されるなどしたメーカーが，他社よりも積算上有利になり，落札しているのも当然のことであり，このことから，本件違反行為の存在を推認することはできない。

ウ　営業活動について

(ｱ)　既設工事と新設工事の確認について

限られた経営資源を最大限に活用して多くの物件を受注しようとすれば，受注する可能性がより高い物件に営業活動を注力すべきこととなる。そのため，各物件について受注可能性の見通しを立てるため，物件の概要のほかに，既設工事か新設工事かという情報も必要となる。

したがって，各物件につき既設工事か新設工事かを確認するのは，通常の行為であって，本件違反行為の存在を推認させるものではない。

(ｲ)　営業活動の記録化

営業活動は何年間もの長期間にわたることがあり，そのような場合には，営業担当者が替わることも考えられる。その際に，従前の営業活動の内容についてその都度記録したものがなければ適切な引継ぎ

を行うことはできない。また，備忘のために営業活動の記録を残しておくのは，他物件との混同誤認を防止し，その後の問い合わせに迅速かつ的確に対応するために必要なことである。

したがって，営業活動を記録化することは，当然の行為であって，本件違反行為の存在を推認させるものではない。

(ｳ) 「汗をかく」との表現

鶴見の大倉の供述調書中に「汗をかく」という言葉が使われているが，これは，事情聴取に当たった審査官が，供述調書を作成する際に，殊更に選択して用いた言葉であって，本件違反行為の根拠となるものではない。

エ 受注予定者決定のための話合い等

(ｱ) 「貢献度」は客観的に明らかではないこと

新設工事について，発注者の作成した仕様書に，ある業者が得意とする技術が盛り込まれていたとしても，それが営業活動によるものか，発注者自身の判断によるものかは判別できない。したがって，「貢献度」が最も高かった業者を客観的資料に基づいて特定することはできない。

(ｲ) 受注予定者決定のための話合い

「貢献度の高低」については，被審人らの話合いにより決せられるほかないが，そのような話合いについては，ごく一部の例外を除き，審査官は，いつ，だれが，どこで，どのような話合いを行ったかについて具体的な事実の主張も証拠の提出もしていない。したがって，鶴見が「新設工事については，コンサルタント業者又は東京都への技術提案等の事情を勘案して，入札参加者間の話合いにより受注予定者を決定する」行為を行っていたと認めることはできない。

オ 落札金額の状況

予定価格は，発注者が「この金額以下であれば妥当な金額であり，契約してもよい」と考える金額として設定されるものであり，予定価格の範囲内に収まっていれば，当該落札価格は，一応妥当な金額ということができる。

会社が営業活動を行うに当たっては，広範な裁量があり，予定価格以下の金額として許される範囲内で，どのような応札価格を設定するかは，

各入札参加者の自由である。したがって，各入札参加者が，様々な要素を勘案した上，応札価格を９０％台後半に設定したとしても，そのこと自体をもって異常なことと非難されるいわれはない。

仮に，審査官が主張するように，応札価格が異常だったのだとすれば，それは，金額自体が異常だったからではなく，当該金額の決定プロセスが異常だったからであるが，そのようにいうためには，各入札参加者における応札価格の決定プロセスが異常であったと認めるべき特段の事情を主張・立証しなければならないところ，審査官は，少なくとも鶴見に関しては，応札価格の決定プロセスに関し，何らの主張・立証もしていないから，入札行動の異常性から本件基本合意の存在を推認することもできない。

カ　「９５％ルール」について

審査官の主張によれば，平成１４年４月以降，受注予定者は，税抜予定価格の９５％程度に相当する価格で入札し，他の入札参加者は，自らが受注しないであろう価格で入札することにより，受注予定者がその定めた価格で受注できるようにしていたというのであるから，各入札参加者の入札価格は，①受注予定者であるか否かという属性，②税抜予定価格の２つの要素だけを基準にして，税抜予定価格に一定割合を乗じて算出されていたという意味にしか解されないが，そうであれば，被審人の１社が，ある工事において，ある入札率で応札していたとしても，それは偶然の結果にすぎないのであり，当該入札率が他の工事の入札で選択される可能性も十分にあったといわなければならない。

したがって，各入札参加者が実際に選択した入札率は，どの工事においてもアトランダムに出現し得るものであるから，受注予定者の入札率とそれ以外の者の入札率の組合せは，別の工事での入札率同士を組み合わせたものを含めて，あらゆる組合せが出現し得たはずである。逆に，あらゆる組合せがアトランダムに同じ確率で出現し得る以上，どのような組合せになろうとも，確実に受注予定者が落札できるような仕組みになっていなければならない。

現実の入札率をみると，平成１４年４月以降の物件で，審査官が例外事象として説明する日立受注のものを除く物件番号３１番ないし４４番の１４物件のうち，落札者の入札率は，最高で９６．４４％であるの

に対し，落札者以外の入札参加者の入札率は，最低で９５．２９％と逆転現象が起こっている。そして，ある入札参加者が９６．４４％を下回る入札率で入札をしたにもかかわらず，結果的に落札できなかった物件は，全部で８物件，７社，延べ入札回数で１５回に及んでいる。このような状況からすれば，同一の物件について，受注予定者が９６．４４％で入札し，それ以外の入札参加者がこれを下回る価格で入札するという事態も十分起こり得たといわなければならない。

審査官の前記主張が真実だとすれば，このような逆転現象は起こり得ないはずであり，前記のような入札率の状況は，実際には審査官のいう９５％ルールがなかったか，あるいは，仮にそのようなルールが存在するとしても，拘束性がないために守られていなかったことを示しているというほかない。

審査官は，「『自らが受注しないであろう価格』は，物件ごとに受注予定者との関係（当該受注予定者が価格連絡を行うか，あるいは日立のように相対的に低額で応札するか否か）で決まる」と主張するが，鶴見が他の被審人との間で価格連絡を行っていたことを証する証拠は存在しない。

したがって，本件では，①審査官の主張する単純な９５％ルールをもって被審人らの入札行動を統一的に説明することはできず，②価格連絡についても，鶴見がこれを行っていたとの証拠は存在せず，③その他の例外的なルールがあったとの主張も証拠も提出されていないから，少なくとも鶴見に関しては，その入札行動をある一定のルールに基づいて説明することはできず，そのルールの実行状況を間接事実として，当該ルールや基本合意の存在を推認することはできない。

キ　入札に参加しないことによる協力について

受注調整の存在とは無関係に，経済合理性の観点から独自に入札不参加を決定することは十分あり得ることであり，そのような決定をすることは，経済活動の自由として当然に認められているから，仮に，自社を除く他社の間で受注調整が存在し，そのため，自社が入札に参加しなければ，当該受注調整における受注予定者が予定どおり落札する結果が生じるであろうことを理解していたとしても，当該入札に参加しなかったことをもって当該受注予定者の落札に協力したことにはならない。

したがって，入札不参加が受注調整に対する協力であると評価できるためには，単に基本合意を認識するのみならず，当該基本合意に従う意思で入札不参加を決定したことが証明されなければならないが，鶴見の入札不参加に当たっての意思に関しては，何らの主張も証拠も提出されていないのであるから，鶴見が入札に参加しなかったことをもって，受注調整への協力と評価することは不可能である。

ク　背景事情について

審査官は，前記１(2)イ(ｺ)及び(ｻ)の３物件に係る受注調整をもって，本件基本合意の背景事情として，本件基本合意を推認させる事実であると主張する。しかし，従前受注に関する個別的な話合いをしていた者が，突然方式を変更して，包括的な合意をし，以後これに基づいて受注調整を行ったということは推認し難い。

これに加えて，前記３物件中２物件は，東京都発注の特定ポンプ設備工事とは取引分野を異にするものであるから，前記３物件の個別の話合いという背景事情をもって本件違反行為を推認することは許されない。

ケ　本件違反行為期間後における入札の状況

本件違反行為期間後，例えば，三菱において，本件の排除勧告に伴う指名停止処分が終了した後，固定費を少しでも回収するため，大きな案件の受注を最優先課題とし，調査基準価格未満とならないぎりぎりの価格での受注をあえてねらったとの事情があるように，本件違反行為期間の前後において，各社が応札価格を決定する際の環境ないし条件は異なっているから，本件違反行為期間後に落札率が低下していても，本件違反行為があったとはいえない。

また，鶴見に関しては，本件違反行為期間の前後で，その入札行動は何ら変化していないのであって，少なくとも鶴見に関しては，本件違反行為期間の前後の入札行動の変化を理由として，本件違反行為を推認することはできない。

コ　鶴見の従業員の供述について

(ｱ)　大倉の供述調書

鶴見の大倉の供述調書である査第７６号証及び第３４５号証は，大倉が審Ｆ第１号証で述べているとおり，審査官の言うことに従って供述調書を作成しなければ帰宅することができず，また，更にどのよう

な不利益が及ぶかもしれないと思い込まされたまま，連日にわたって長時間の事情聴取を受けた末に作成されたものであり，疲労困憊の状態となった大倉が，とにかくその場から逃れたい一心で署名押印に応じたものであって，任意性も信用性も認めることはできない。

また，大倉が述べているのは，近畿地区ないし大阪府の地域における工事，しかも，道路排水ポンプ，農業用ポンプ等に関することであり，東京都発注の特定ポンプ設備工事とは無関係であるから，大倉の供述調書により本件違反行為を推認することはできない。

(ｲ) 齋藤精の供述調書

鶴見の齋藤精（以下「齋藤」という。）は，平成１５年７月３０日及び同年８月１日の２日間合計約１５時間にわたって，本件に関する事情聴取を受けたが，その際，審査官から，自白を強要され，「サインしなければ帰れない。」などと虚偽の事実を告げられて，その旨誤信し，違法・不当な事情聴取を強行された。

齋藤の供述調書である査第２６８号証は，その約５か月後に別の審査官によって録取の上，作成されたものではあるが，齋藤は，以前の審査官の違法・不当な事情聴取の影響を完全に払しょくすることができないままに供述を余儀なくされたものであり，査第２６８号証に任意性を認めることはできない。また，審査官は，齋藤の供述のうち，都合の良い部分のみを抜粋してつなぎ合わせることにより，あたかも鶴見が本件違反行為を行っているかのような印象を与える同供述調書を作成した。

したがって，査第２６８号証により，鶴見の本件違反行為を推認することはできない。

(4) 鶴見が本件違反行為を行っていたことを否定する事情

ア 鶴見が本件基本合意に参加する合理性がないこと

(ｱ) 既設工事について

本件で問題となっている４７物件の中には，鶴見の既設工事は１つも存在しない。したがって，鶴見には，守るべき「既得権」など最初から存在しない。自社既設の物件を持たない鶴見にとっては，審査官のいう基本合意は，むしろ大きな参入障壁としかならないものである。

(ｲ) 新設工事について

新設工事に関しても，相対的に規模の小さいメーカーにとっては，「コンサルタント業者に対する貢献度等」を基準として受注予定者を決定する方法は，非常に不利なものである。仮に，大手メーカーを上回る営業努力を重ねて，ようやく大手メーカーと同等の「貢献度」を上げたとしても，「入札参加者間の話合い」が待っており，話合いになれば，その発言力の大小が結果に大きく影響すると思われるが，大阪に本社を置き，相対的に規模の小さいメーカーである鶴見の発言力に限界があることは目に見えている。

このように，新設工事の受注予定者決定についても非常に不利な条件となっているため，審査官のいう基本合意は，鶴見にとって，いよいよ妙味のないものとなる。

イ　風水力部会の結果連絡すら受けていないこと

審査官の主張によれば，平成１４年７月１８日の風水力部会の会合において，荏原，日立，クボタ，酉島，電業社及び三菱の６社間で，受注予定者が予定価格の９５％程度で受注できるようにすることを続けることなどを確認し合った上，同会合に出席しなかった粟村，石垣及び石川島播磨の３社に対しても，後日，メール等で確認の結果が連絡されている模様であるとされているが，鶴見は，この会合に参加もしていなければ，後日の連絡も全く受けていないのであるから，この事実は，鶴見が本件基本合意に参加していなかったことを裏付けるものである。

ウ　物件番号３３番の工事における荏原の対応

鶴見が落札した物件番号３３番の工事において，荏原は，平成１４年７月１２日の時点で，依頼書に「今，工事に従事していない配置可能な方」と記載した上で，技術関係部署に対して主任技術者等の選定を依頼していた。審査官が主張するように，荏原が，自社が受注予定者である物件について，実際に専任可能な主任技術者等を選定するよう手配していたのであれば，同日の時点で，荏原が物件番号３３番の工事の受注予定者であったということになる。当該工事について，同月８日には，既に発注予定表が公表され，工事内容は決定しているから，それ以降の営業活動によって，自社の技術提案等を設計図面等に反映させて「貢献度」を上げることはできない。

したがって，荏原は，受注予定者がだれかを知らなかった，つまり，

そもそも受注調整など初めから存在しなかったか，そうでなければ，鶴見は基本合意に参加していなかったかのいずれかである。

8　粟村の主張

(1)　本件基本合意の不存在

審査官提出の各証拠からは，過去の一時点において被審人間に成立した基本合意を認定することはできず，いつ，だれが，どこで，かかる基本合意をしたかについての十分な立証はなされていない。

(2)　本件基本合意に基づく受注行為の不存在

粟村においては，個々の案件について他の事業者との間で入札価格の合意をした事実も，受注予定者から受注価格の連絡を受けたという事実もなく，各工事について，入札に参加するか否か，参加するのであれば，その価格をいくらにするかを独自に判断して入札している。粟村が各工事を落札できなかったのは，粟村の経営判断による入札価格が，他社のものより高かったということにすぎず，数年にわたり受注できないような競争力不足のゆえに，粟村は，平成１６年８月１４日，民事再生手続の申立てをしたものである。

審査官は，個々の案件について，粟村がどのような内容の合意をだれといつ行ったかについて立証しておらず，単に入札行為の結果が，審査官の主張する基本合意なるものに外形上一致したということにすぎない。

9　新明和の主張

(1)　本件審判事件の構成要件の構造について

審査官らの主張は，まず「東京都が競争入札により発注する工事について，予め調整した上で受注予定者を決める」旨の基本ルールの申合せがあり，このルールに基づいて発注された４７物件の工事については，発注される都度，入札参加者間の話合いで受注予定者が決められるという二重構造の事実関係（二重構造論）を主張しているものと理解される。

審査官は，本件の違反行為は，いわゆる基本合意が違反行為期間にわたって存在していたことのみをもって違法行為であると主張する。しかし，基本合意は，当事者間の行為により成立するのであるが，その後は関係当事者の意識の中に存在するだけである。仮に，本件基本合意があったとしても，それは関係当事者の心理的状態であって行為ではなく，その発現形態の存在が不可欠であって，審査官が，本来行為でないものを行為と主張

することは誤りである。

(2)　新明和に関する証拠について

審査官が提出する書証のうち，新明和の違反行為に関連するものは，元由倉の荒木の供述調書である査第８３号証しかない。その内容は，「本命から連絡があったポンプメーカー」として１１社の名前を挙げた後，荒木が承知しているポンプメーカーとして，新明和ほか２社の社名が追加的に挙示されているだけである。また，一般論として「ポンプ業界のルールを認識しない方と出会うようなことはありませんでしたし，ましてや，ルールを無視して受注したポンプメーカーの話など聞いたこともありませんでした。」と述べているが，この供述の内容は客観的な事実の供述ではなく，個人的想像に基づく陳述にすぎない。

このような供述を援用して，新明和が「業界のルールに従って受注した」などという審査官の主張の立証とすることは不適法である。

(3)　既設工事の受注者の決定について

ア　発注されるポンプが既設のものと同一機能・タイプのものであれば，既設者は，既存のポンプ生産設備を利用できるし，仕様決定の打合せや設計業務も大幅に省略できる。また，据付け工事について，仮設工事は既に前の工事で経験しており，現場の図面や工事の資料も手許にあり，全く経験のない業者が新たに着手するよりははるかに有利である。

イ　このため，既設者は，最も低い入札額を打ち出すことができ，受注することができる。このようなことが繰り返されると，新規業者は，他社の既設工事については，営業活動をしないようになり，既設者の落札に任せる結果になる。新明和としても，既設者と張り合って既設工事を落札できる見込みは皆無である以上，そういう入札には初めから参加しない方針を採っている。既設者以外で入札に参加する業者も，落札を目指して入札しているわけではない。

ウ　したがって，既設者は，その優位性により受注者となるのであるが，これは，基本合意のゆえではなく，当然の成り行きにすぎない。

(4)　新設工事に関する営業活動について

ア　新設工事についても既設工事における既設者並みの情報が獲得できるならば，その情報を獲得した者が入札価格を低く抑えることができるがゆえに受注者になり得る。そして，新設工事の場合，情報入手のルー

トは発注者やコンサルタント業者であるから，新設工事の入札に参加しようとする業者は，こぞって，発注者やコンサルタント業者に対する技術提案に互いにしのぎを削るのであり，このような営業活動には，それ自体何ら違法性はない。

イ　新明和は，営業活動が十分にできなかった新設工事については，落札の見込みがないので，入札に参加していない。

これに対し，審査官は，入札に参加しない場合であっても，基本合意を認識・認容して入札に参加しなかった者は，たとえどのような意図を有していたとしても，受注調整を行ったとみられると主張する。しかし，一般的に作為犯に適用される構成要件について不作為犯が成立するためには，明確な作為義務がありながらその義務を懈怠したとか，その不作為が作為犯の構成要件に匹敵する程度の違法性が認められなければならないと論じられている。審査官の主張の根拠とされている物件番号４１番の工事は既設工事であり，既設者である古河が落札する結果となることは初めから決まっていることであるから，入札に参加しなかった２社の希望票を提出しないという不作為には，これを断罪しなければならないほどの違法性はないと解すべきである。

ウ　審判外３社が本件の違反行為者とされなかったことの理由として，審査官は，「審判外３社が東京都発注の特定ポンプ設備工事の取引分野において本件基本合意の内容に沿う行動を行っていなかった」ことと「本件違反行為の当事者が被審人１４社であることを確定的に供述する者が存在する」ことの２点を挙げるが，「本件基本合意の内容に沿う行動」も「本件違反行為の当事者が被審人１４社であることを確定的に供述する者が存在する」も抽象的表現であり，被審人の防御を封ずるものであって，新明和の責任を問う根拠とすべきではない。

第４　争点２（排除措置の必要性の有無）に関する当事者の主張

排除措置の必要性の有無に関する審査官の主張は後記１のとおりであり，被審人らの主張は後記２ないし６のとおりである。

１　審査官の主張

⑴　違反行為者の動向等

ア　栗村は，平成１６年８月１４日，大阪地方裁判所に対して民事再生手続開始の申立てをし，同月１９日，同裁判所から，民事再生手続開始の

決定を受けた。栗村は，同年１２月１６日，その営業のすべてをみるべき資本関係のない鶴見に譲渡した上，平成１７年８月１日，株主総会の決議を行って解散し，現在は清算手続中である。

イ　古河は，平成１７年３月３１日，同社のポンプ設備に係る事業を，同社の全額出資により平成１６年５月１９日に設立された古河産機システムズ株式会社（以下「古河産機」という。）に会社分割により承継させ，以後，ポンプ設備に係る事業を営んでいない。

なお，古河産機の取締役７名中３名を古河の取締役が兼任しており，当該会社分割に係る事業に従事していた古河の従業員は，すべて古河産機に出向している。

ウ　日立は，平成１８年４月１日，同社のポンプ設備に係る事業を子会社（日立の持株比率は平成１７年３月３１日現在５４．９％）である株式会社日立プラントテクノロジー（当時の商号は日立プラント建設株式会社。以下「日立プラントテクノロジー」という。）に会社分割により承継させた。

なお，日立プラントテクノロジーは，平成１８年４月１日，商号を現在のものに変更した。

エ　石川島播磨は，平成１８年４月１日，同社のポンプ設備に係る事業をみるべき資本関係のない荏原に営業譲渡した。

オ　由倉は，平成１８年４月ころ，荏原の１００％子会社となり，同年６月１日，荏原の１００％子会社である荏原由倉ハイドロテックに吸収合併されて消滅した。

なお，荏原由倉ハイドロテックの前記合併時の商号は「荏原ハイドロテック株式会社」であったが，同社は，同日，商号を現在のものに変更した。

(2)　本件違反行為終了後の発注状況等

ア　１４社は，平成１５年７月２９日以降，本件違反行為を取りやめている。

イ　本件違反行為終了後，平成１７年１２月３１日までの東京都発注の特定ポンプ設備工事の発注件数は２６物件である。

ウ　東京都は，本件違反行為終了後においても，下水道施設全体に係る基本設計並びに土木工事及び建築工事に係る実施設計をコンサルタント

業者に委託している。また，下水道ポンプ設備工事の実施設計は東京都が自ら行っており，必要に応じて下水道ポンプの製造業者に対し，技術照会や見積書の提出依頼を行っている。これらの点に本件違反行為期間中からの変化はみられない。

エ　前記２６物件のうち，２物件は一般競争入札により発注され，残りの２４物件は希望制指名競争入札により発注されており，本件違反行為期間中に採られていた方法により引き続き発注されている。

オ　１４社のうち，古河，粟村，新日本造機及び由倉を除く１０社は，技術格付適格者の認定を受け，東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札に引き続き参加し得る状況にある。

なお，古河は古河産機にポンプ設備に係る事業を承継させたことから，以後は古河産機が技術格付適格者の認定を受けている。また，新日本造機は，技術格付適格者の認定を受けていないが，再び当該認定を得ることはできる。

カ　１４社は，由倉を除き，前記２６物件の入札に参加している。

一方，１４社以外で前記２６物件の入札に参加した者は，扶桑建設工業株式会社（以下「扶桑建設工業」という。）のみであり，違反行為が終了した前後において，入札参加者の状況にさしたる変化は認められない。

キ　前記２６物件については，本件違反行為期間中と同様に，すべての物件を１４社が受注している。また，既設工事である１６物件のうち１１物件は，それぞれ当該物件の既設者が受注している。

(3)　本件の「特に必要があると認めるとき」の該当性

ア　競争秩序の回復が不十分であること

以下の事情によれば，本件の取引分野においては，未だ競争秩序の回復が不十分である。

(ｱ)　東京都発注の特定ポンプ設備工事の取引分野においては，違反行為の終了した前後で発注方法及び入札参加者にさしたる変化は認められず，加えて，１４社が前記(2)イの２６物件すべてを受注している。また，営業譲渡等により入札に参加する事業者は集約され減少しつつあり，競争が活発化しない様相にある。

(ｲ)　前記２６物件の落札率の平均は８９．３９％であり，当該２６物件

のうち過半数の１５物件は落札率が９０％以上の高い率となっている。

(ｳ) 前記２６物件における既設工事１６物件中１１物件は当該物件の既設者が受注しており，明確な本件基本合意の破棄の確認がなされていないために，既設工事の受注が慣行として定着している面があることがうかがわれる。

イ　違反行為の再発のおそれがあること

以下の事情によれば，被審人らが違反行為を再び行うおそれが認められる。

(ｱ) 本件違反行為における受注予定者の決定方法は，殊に既設工事に関しては「既設工事は既設者が受注する」という単純明快なものであり，また，本件違反行為終了後も予定価格の事前公表は継続されている。したがって，受注予定者の決定に第三者の関与が必要であったり，入札参加者間での緊密な連絡が必要であったりする場合と異なり，被審人らは，準備をしたり，明示的な意思の連絡をすることなしに，容易に違反行為を再開することができる。

(ｲ) １４社は，遅くとも平成１１年４月１日以降，平成１５年７月２９日までの間，少なくとも４年４か月もの長期間にわたって違反行為を継続していたと認められ，その間，東京都発注の特定ポンプ設備工事のほとんどすべての物件について受注調整を行っていた。

１４社については，それ以前から受注調整行為を行っていたこともうかがわれ，長期間にわたり強固な協調的関係が確立し維持されていたのであり，被審人らが再び共通の認識を形成することは容易である。

(ｳ) １４社が本件違反行為を取りやめたのは，公正取引委員会が立入検査を実施して審査を開始したからであり，自発的意思に基づくものではない。このような本件違反行為取りやめの経緯にかんがみると，いまだ被審人らの受注調整行為への意欲が消滅しているとは認められない。

(ｴ) １４社は，前記２６物件すべてを受注している。また，営業譲渡等により競争単位は減少しつつあるところ，技術格付適格者認定の参入障壁もあり，新たに入札に参加した者が１社にとどまることからみても，被審人らは依然として有力な地位にあり，これが脅かされる要因

も見受けられない。

(オ) １４社のうち，荏原，日立，クボタ，古河，三菱及び石川島播磨の６社は，過去あるいは本件違反行為終了後にも公正取引委員会から審決及び課徴金納付命令の法的措置，警告並びに刑事告発等を受けている。

(4) 親会社に対する措置

ある違反行為者の子会社等が当該違反行為に関する事業を営んでおり，又は事業譲渡や合併等によりかかる事業を営むに至った場合において，競争秩序を回復し，同様の違反行為がなされることを防止するための措置を採るべき特段の必要性が認められ，違反行為者がかかる措置を採ることが可能である限り，そのような措置を命じるべきである。

そして，当該子会社等が同様の違反行為を行うおそれが認められるか否かを判断するに当たっては，違反行為者から事業譲渡や合併等により当該違反行為に係る事業を承継した子会社等については，一定の事業目的のために組織され，有機的一体として機能する財産・債務等としての事業は同一性を保っていることから，原則として同様の違反行為を行うおそれは事業の承継により失われていないとみるべきである。

また，措置を採ることの可能性については，資本関係に基づく議決権や役員の兼任による人的支配力を有する限り，違反行為者が子会社等を指導して必要な措置を採ることは十分に可能である。

本件についてみると，競争秩序の回復は不十分であり，日立プラントテクノロジー，古河産機及び荏原由倉ハイドロテックが他の被審人らと本件と同様の違反行為を行うおそれがあると認められる。さらに，荏原，日立及び古河は，それぞれ，荏原由倉ハイドロテック，日立プラントテクノロジー及び古河産機に対して資本関係等を有しているから，競争秩序を回復し，違反行為の再発を防止するために必要な措置を採るよう指導することは可能である。

(5) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備の構築

内部統制システム（会社法第３６２条第４項第６号により規定される，取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制をいう。以下同じ。）が，法令遵守，中でも密行性を有

する独占禁止法違反行為等の防止にどれだけの実効性を有するかについては，いまだ確定的な評価は示されていない。

したがって，たとえ被審人ら又はその子会社が，本件違反行為期間後に，本件違反行為の再発を防止するための内部統制システムを整備したとしても，それにより排除措置を命じる必要性が失われるものではない。

一方で，適切な内部統制システムを整備することが違反行為の再発を防止するために望ましいことはいうまでもなく，被審人らに対しては，あらかじめ公正取引委員会の承認を受けた上で，独占禁止法違反を防止するために必要な内部統制システムを整備し，又は維持することを取締役会で決定しなければならない旨を併せて命じるべきである。

なお，前記(4)により子会社に対する措置を採るべき荏原，日立及び古河については，被審人及びその子会社から成る企業集団において独占禁止法違反行為を防止することにより業務の適正を確保するための内部統制システムを整備し，又は維持することを命じるとともに，子会社への指導内容として当該子会社において必要な内部統制システムを整備させることを含めるべきである。

(6)　新日本造機について

新日本造機が，平成１８年４月１日以降は全国の「公共事業用ポンプ」の市場から撤退する旨を公表したとしても，これは，当該ポンプ市場における入札参加の取りやめにすぎず，今後もポンプ事業を譲渡等する予定もないことから，新日本造機が「公共事業用ポンプ」を製造する能力を失わないことは明らかである。すなわち，新日本造機は，自社の判断で再び東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札に参加することが可能であり，このような者に排除措置を命じられないとすることは不合理である。

したがって，違反行為者が当該違反行為に係る事業から撤退する旨の決定を行ったとしても，自ら事業を行い得る限りは，措置を採るべき特段の必要性は失われるものではないというべきである。

(7)　三菱について

三菱は，新菱工業との間で平成１８年９月２８日に締結した事業譲渡契約に基づき，同年１１月１日をもって，三菱が営んでいた公共用施設に設置されるポンプ設備に関する事業を新菱工業に譲渡しており，排除措置を命じることが特に必要であるとまでは認められない。

⑻　栗村について

栗村は，前記⑴アのとおり，ポンプ設備に係る事業を営業譲渡した以後は事業活動を行っておらず，清算手続中であり，排除措置を命じることが特に必要であるとまでは認められない。

２　荏原及び電業社の主張

排除措置の受命者となるのは，当該違反行為を行った者以外にはあり得ず，仮に由倉が本件違反行為を行っていたとしても，当該行為は，荏原が行った違反行為ではない。しかも，由倉による違反行為が，荏原が資本関係を有するに至る以前に既に無くなっていたのであれば，平成１８年６月１日付けで由倉を消滅会社，荏原由倉ハイドロテックを存続会社として合併が行われた経緯からみて，いかなる形にせよ，およそ荏原由倉ハイドロテックが本件違反行為を引き継ぐことはあり得ない。

したがって，由倉が行ったとされる本件違反行為は，荏原とは全く関係のない行為であり，その後，たまたま荏原が由倉の１００％親会社になったからといって，由倉によってかつて行われた違反行為が荏原によって行われた違反行為に転化することはあり得ない。

３　日立の主張

⑴　会社分割の経緯

日立，日立プラントテクノロジー（当時の商号は日立プラント建設株式会社），日立機電工業株式会社（以下「日立機電」という。）及び株式会社日立インダストリイズ（以下「日立インダストリイズ」という。）は，平成１８年４月１日を分割期日として，日立の電機グループが担当する社会・産業インフラに関連する一定の事業を日立プラントテクノロジーに会社分割により承継させ，その後，日立プラントテクノロジーは，日立機電及び日立インダストリイズを吸収合併した。

なお，日立プラントテクノロジーは，同日をもって，商号を現在のものに変更した。

日立から日立プラントテクノロジーに会社分割により承継された事業には，ポンプ設備に係る事業が含まれる。日立の社会システム事業部が担当するポンプシステムに係る営業につき，会社分割前に社会システム事業部に所属していた従業員４２５名のうち，３７６名が会社分割によって日立プラントテクノロジーに転籍した。日立に残るその余の者は，会社分割

後は，ポンプシステムに係る営業は担当していない。

平成１８年４月３日現在，日立の日立プラントテクノロジーに対する持ち株比率は６８．１４％である。日立プラントテクノロジーは，東京証券取引所第一部等に上場しており，また，親会社である日立からの事業上の制約を受けずに独自に事業活動を行っており，一定の独立性を確保している。

(2)　日立に対する措置一般について

独占禁止法の定める排除措置とは，制裁として課されるものではなく，違法状態を排除して競争秩序を回復することを目的とする行政上の措置であり，被審人が事業譲渡，会社分割，廃業その他の理由により違反行為に関する事業を行わなくなった場合には，当該被審人に排除措置を命じることにより違反行為に関する事業の競争秩序の回復が期待できないため，排除措置を命じることができないと解すべきである。

日立は，会社分割により，ポンプ設備に係る事業を日立プラントテクノロジーに承継させており，承継後は当該事業を自ら行っていないから，日立に対する措置は命じるべきではない。

(3)　日立プラントテクノロジーを指導する措置について

ア　日立と日立プラントテクノロジーは別個の法人であり，日立は日立プラントテクノロジーの株式の過半数を有する株主にすぎない。日立プラントテクノロジーは委員会設置会社であるため，会社の業務執行は執行役にゆだねられており，株主は株主総会における権利行使を通じて，法律又は定款に定められた事項に限り決定できるにすぎない。また，日立プラントテクノロジーは東京証券取引所第一部等に上場しているため，その株主は日立及びそのグループ会社にとどまらない。

これらの事情にかんがみれば，日立は，日立プラントテクノロジーのコンプライアンス体制について必要に応じて助言，協力を行うことができるとしても，その限度を超えて，日立プラントテクノロジーに対して実質的に排除措置を実施させるような権限はない。

イ　日立プラントテクノロジーは，証拠によって明らかなように，営業担当者に対する独占禁止法に関する研修及びコンプライアンス本部による定期的な監査等を既に実施しており，当該コンプライアンス体制を自社の役員及び従業員に周知徹底しているのであって，既にコンプライア

ンス体制を確立し，実施しているから，排除措置を実施する必要がない。

(4)　公正取引委員会への報告措置について

前記(2)及び(3)の措置を講じるべきでない以上，これらの措置を前提とした報告措置を講じる必要はない。

(5)　内部統制システムの整備について

具体的内容が不明な「内部統制システムの整備」を行うことは実行不能であり，また，東京都発注の特定ポンプ設備工事における受注調整の防止の範囲を超えて，広く被審人及びその子会社から成る企業集団について独占禁止法違反行為一般の防止を求める排除措置を命じることはできない。

４　古河及び新日本造機の主張

(1)　「特に必要があると認めるとき」の判断基準について

各事案における個々の具体的な事実関係を一切考慮することなく，入札談合に対し，一般的に排除措置の必要性を認めることは，既に終了した違反行為に対する排除措置を特に制限して限定的なものとした独占禁止法第５４条第２項の趣旨に反する。

(2)　競争秩序の回復について

ア　市場の状況

事業者の買収，合併，分割又は撤退等により，競争事業者の数が減少するのは，資本効率の追求の結果であり，公正かつ自由な競争の結果であるから，営業譲渡等により入札参加業者が減少しつつある状況を，「競争が活発化しない様相にある」と評価することはできない。

イ　落札率の傾向

落札率を算出する際の分母となる予定価格は，諸要素を考慮して適正に定められているのであるから，「落札率が９０％以上」であるからといって，「高い率」であると決め付けた評価を行うことはできない。したがって，本件違反行為終了後の２６物件の落札率の平均が８９．３９％であり，当該２６物件のうち１５物件の落札率が９０％以上であるとしても，何ら談合の存在を疑わせるものではない。しかも，当該２６物件の中には，７０％台の落札率で低入札価格調査が行われた物件や，最低入札価格が全く同一の金額（落札率８０％）で複数存在したためにくじ引きで落札者が決まった物件も存在することからすれば，むしろ競争が活発化していると評価されるべきである。

ウ　既設工事について

既設工事について既設者が有利になることについては，審査官も認めているとおりであるから，本件違反行為終了後に発注された既設工事１６物件中１１物件において当該物件の既設者が受注していても，そのこと自体は，何ら談合の存在を疑わせるものではない。

(3)　違反行為の再発のおそれについて

ア　受注調整方法が明確で，連絡が不要であることについて

被審人らが，審査官の主張する「９５％程度に相当する価格」及び「自らが受注しないであろう価格」という抽象的かつ曖昧な認識を有しているだけでは，明示的な意思の連絡をすることなしに，容易に違反行為を再開することが可能である等ということはできない。

イ　本件違反行為が長期間続いていたこと

本件違反行為が長期間続いていたとしても，これが終了したとされてから既に３年以上もの間，本件違反行為と同一ないし社会通念上同一性があると考え得る行為が行われていないことにかんがみれば，今後もそのような行為が行われるおそれは極めて低い。しかも，現在，東京都発注の特定ポンプ設備工事の市場には，扶桑建設工業が入札に参加してきていることからすれば，「被審人らが再び共通の認識を形成することは極めて容易である」等ということはできない。

ウ　違反行為取りやめの経緯について

今後，本件違反行為と同一ないし社会通念上同一性があると考え得る行為が行われるおそれの有無を判断するに当たって，３年以上も前の本件違反行為の終了の契機が自発的なものであったか，外部的な要因によるものであったかといった事情を考慮することは意味がない。

エ　被審人らの市場における地位

東京都発注の特定ポンプ設備工事の市場に参入するためには，技術格付適格者の認定を得ることが必要であり，そのためには，高い技術力・開発力等が要求されるのであるから，新規参入者の数が少なかったとしても，そのこと自体は活発な競争の有無と直接関係していない。

オ　被審人らの他の独占禁止法違反行為について

審査官の挙げる過去の措置事例は，いずれも本件とは全く別の取引分野に係る事実であるから，本件違反行為と同一ないし社会通念上同一性

があると考え得る行為の再発のおそれを認める根拠となるものではない。また，審査官の主張によっても，過去に公正取引委員会から法的措置，警告，刑事告発等を受けているのは，１４社のうち６社にすぎない。

(4)　新日本造機に対する排除措置の必要性について

新日本造機については，平成１２年９月７日以降，東京都発注の特定ポンプ設備工事の市場から事実上撤退していたことに加え，平成１７年１０月の取締役会において，全国の公共事業用ポンプ事業からの撤退を正式に決定し，平成１８年４月にはポンプ事業を行う「公共事業部」を廃止するなど組織変更も行い，以後，公共事業用ポンプの入札には参加していない。また，当該撤退については，対外的にも正式に公表しているところであるから，新日本造機が再び東京都発注の特定ポンプ設備工事の市場に参入する可能性はなく，排除措置の必要性は認められない。

新日本造機は，現在，ポンプ据付けに係る技術格付適格者の認定を受けていないから，東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札に参加し得る状況にはない。例え，再び当該認定を受けることができるとしても，そのようなことは，審判外３社を含めて過去に技術格付適格者の認定を受けたことがあるすべての会社についていうことができる抽象的，一般的な可能性にすぎないから，このような可能性をもって，独占禁止法第５４条第２項の「特に必要があると認めるとき」に該当するとはいえない。

５　三菱の主張

(1)　公共用ポンプ事業の譲渡等

三菱は，平成１８年９月２８日，公共用ポンプ設備に関する事業を新菱工業に対し譲渡することにつき，新菱工業との間で契約を締結し，当該事業譲渡は，同年１１月１日に効力が発生した。これにより，三菱は，東京都下水道局を含む公的な発注者から，公共用ポンプ設備の発注を受けることは無くなり，また，新菱工業以外の第三者に対し，三菱が公共用ポンプ設備の主ポンプ・遠隔制御設備を製造・販売することがあれば，当該事業譲渡契約上の競業避止義務違反になる。

また，三菱は，平成１８年１１月１５日をもって，これまで保有していた新菱工業の株式のすべてを新菱冷熱工業株式会社（以下「新菱冷熱」という。）に譲渡し，これにより，新菱工業は，新菱冷熱の完全子会社となった。また，同年９月３０日の時点において，新菱工業の取締役９名のうち

の１名，監査役２名のうちの１名については，三菱の従業員が新菱工業の非常勤役員として就任しているが，この２名についても，遅くともこの株式譲渡後初めて開催される新菱工業の定時株主総会終結時に退任し，その後三菱に籍を有する者が新菱工業の役員に就任することはない。

以上の事実関係によれば，三菱に対し，本件において排除措置を命じる必要性はない。

⑵　市場の状況について

現在のポンプ事業の状況を前提として，「競争を避けようとする意識が蔓延しやすい」等と述べる審査官の主張は，その裏付けとなる根拠が示されていないから失当である。

⑶　落札率について

予定価格が低くなれば，落札価格が低くなったとしても落札率は高くなるため，落札率は自治体の財政によっても左右され，落札率が高いことから競争が行われていないとの結論は，導き出せない。

６　新明和の主張

⑴ア　審査官は，独占禁止法第７条第２項にいう「特に必要があると認める」ことができる根拠として，第一に，競争秩序の回復が不十分であることを挙げ，その具体的内容として，違反行為の終了前後で発注方法・入札参加者にさしたる変化が認められないこと，違反行為終了後の２６物件の平均落札率は８９．３９％であること，既設工事１６物件中１１物件は既設者が受注していることを挙げるが，これらは被審人らの責任ではない。

また，審査官は，本件違反行為終了後の２６物件についても１４社が受注していることも競争秩序の回復が不十分であることの根拠としているが，当該２６物件のうち２４物件は希望制指名競争入札であり，技術格付適格者の認定を受けていることが入札参加の条件となっており，この認定を受けている者は，平成１４年４月１日以降平成１７年１１月２７日までは１４社のみであった。したがって，１４社の中から落札者が出ることは当然であって，１４社が受注していることをもって競争秩序の回復が十分か否かの判断の根拠とすることは不適切である。

イ　審査官は，「特に必要があると認める」ことができる第二の根拠として，違反行為の再発のおそれがあることを挙げるが，排除措置の目的は，

違反行為により発生した違法状態の排除・変更にあるのであって，違反行為の再発防止は目的の範囲に含まれない。

ウ　したがって，審査官が「特に必要があると認める」ための根拠として主張していることは，いずれも理由がない。

(2)　排除措置について

ア　「受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること」との条項による排除措置については，本件違反行為は，基本合意が違反期間中存在し続けたことであるというのが審査官の主張であるから，もし確認を要するものであれば，「本件基本合意が平成１５年７月２９日以後存在しなくなったことを確認すること」が排除措置にならなければならない。

また，本件基本合意は独占禁止法違反と認定されたので，公序良俗に反する意味で無効であるから，改めて基本合意を取り消す必要もなく，したがって，排除措置はもとより必要ない。

イ　排除措置として，東京都に対する通知を命ずることについては，「行為の取りやめの確認に基づいて採った措置」を東京都に通知する実益はないし，「各社が自主的に受注活動を行うこと」を通知することは，過去の違反行為の結果の排除ではなく，将来の行動についての誓約に類するものであり，独占禁止法第７条の法意を逸脱している。

ウ　「今後，受注予定者を決定しないこと」と「今後，受注予定者を決定しないよう，営業担当者に対する研修，法務担当者による監査等を行うために必要な措置を講じること等」との条項による排除措置については，これらは，いずれも被審人らの将来の行動に対する規制であり，独占禁止法第７条の法意を逸脱している。

エ　排除措置として，公正取引委員会への報告については，その報告対象事項のうち「行為の取りやめの確認に基づいて採った措置」，「各社が自主的に活動を行うこと」及び「今後，受注予定者を決定しないよう，営業担当者に対する研修，法務担当者による監査等を行うために必要な措置を講じること等」に係るものは，再発防止を目的とした内容であって違法であることは前記イ及びウのとおりであるから，その報告を命じることも違法である。また，新明和にとって，違反行為を取りやめていることの確認は，不法な強制であり違法であるから，このことに関する

報告を命ずることも違法である。結局，新明和に対し，公正取引委員会への報告を命ずることはできないものというべきである。

第５　争点１（１４社による違反行為の有無）に対する審判官の判断

争点１については，①本件違反行為の存在を直接示す供述調書及び社内資料があること，②本件違反行為の存在を強くうかがわせる事実が認められること及び③東京都発注の特定ポンプ設備工事の受注をめぐる被審人らの行動や本件対象物件の受注状況等により，本件違反行為の存在を認めることができる。その詳細は，以下のとおりである。

１　本件違反行為の存在を示す直接証拠について

⑴　供述調書

ア　電業社の髙松（査第８９号証），粟村の山本（査第９１号証），由倉の沼田（査第９３号証，第９４号証），元由倉の奥田（査第５７号証）及び元由倉の荒木（査第８３号証，第８８号証，第９５号証）は，各供述調書において，本件違反行為に係る審査官主張の前記第３の１⑴ア及びイ記載の事実にほぼ沿う供述をしている。

イ　前記アの各証拠に係る被審人らの主張について検討する。

(ｱ)　電業社の髙松の供述調書（査第８９号証）

ａ　被審人らは，髙松は，取調べが長時間に及ぶなどしたために，その場を逃れたい一心で査第８９号証の供述調書に署名したもので，当該供述には任意性がないと主張する。しかし，審Ａ第１号証によれば，髙松は，公正取引委員会が立入検査を行った平成１５年７月２９日の午後１時ころ，審査官に同行を求められて電業社を退出し，自宅で５分程度の立入検査を受けた後，公正取引委員会で午後４時ころから同１１時ころまで事情聴取を受けたものの，同日には調書の作成に至らず，髙松は，事情聴取終了後は公正取引委員会を出てホテルに宿泊したこと，髙松は，翌日の午前１０時に公正取引委員会に出頭し，調書の内容について審査官との間で２時間程度のやり取りがあった後に査第８９号証の供述調書に署名したことが認められる。このような事情聴取の経過にかんがみれば，髙松がその意に反して供述調書に署名することを余儀なくされ，この供述が任意性を欠くということはできない。

また，被審人らは，髙松の同供述調書は，髙松が作成したメモ（査

第６３号証）に基づいて審査官が思い描くストーリーを押し付けて作成されたものであるから任意性がないと主張する。確かに，髙松の陳述書（審Ａ第１号証）によれば，審査官が当該メモを提示して事情聴取を行ったことが認められるものの，査第８９号証の末尾には，髙松の署名押印及び「上記のとおり録取して読み聞かせ，かつ，閲読させたところ，供述人は誤りのないことを申し立てて，署名押印した。」との審査官による記載があり，このことについて髙松が陳述書で否認していないことからすれば，当該供述調書の作成に当たっては，髙松が供述した内容を審査官が録取し，髙松に読み聞かせた上で閲読させ，髙松が内容に誤りのないことを申し述べたと認められるのであるから，その供述内容が審査官による押し付けであるとはいえない。

ｂ　被審人らは，髙松は，供述調書の作成時には，電業社の官公需グループグループマネージャーの職務に就いて１年余りしか経過しておらず，東京都下水道局に対する営業経験が少なかったから，髙松の供述は信用できないと主張する。しかし，髙松が供述する受注調整のルールの認識は，営業経験の多少とは関係がなく，東京都下水道局に対する営業に精通していないことをもって，その供述内容に信用性がないとはいえない。

また，被審人らは，入札物件や受注調整の参加者等の具体的名称を供述していない髙松の供述は信用できないと主張するが，具体的名称を供述してないからといって，直ちにその供述内容に信用性がないとはいえない。

さらに，被審人らは，受注調整ルールが確認されたとされる会合の出席者について髙松が事実と異なることを供述しているから，髙松の供述は信用できないと主張するが，当該会合は，平成１４年７月１８日開催の風水力部会の会合と認められる（査第６１号証）ところ，その出席者については，証拠（査第６１号証，第６４号証，第６６号証，第８９号証，審Ｃ第３号証，審Ｅ第３号証，増田雄二参考人，瀬川貴史参考人）によっても確定するには至らないものの，１０人前後が出席したものと認められ，仮に，そのうちの一部の出席者名について髙松が事実と異なることを供述したとしても，供述

内容全体の信用性を損なうものではない。

(ｲ) 栗村の山本の供述調書（査第９１号証）

被審人らは，山本の査第９１号証における供述は具体性を欠く一般的供述であるから信用できないと主張する。しかし，一般的供述であるからといって，直ちにその供述内容に信用性がないとはいえず，また，受注予定者や入札価格の決定方法についての山本の同供述は具体的であり，その内容に信用性がないとはいえない。

(ｳ) 由倉の沼田の供述調書（査第９３号証，第９４号証）

ａ　荏原及び電業社は，沼田の供述調書である査第９３号証及び第９４号証には「共通の認識」という講学上の用語が多用されているから，同供述調書の任意性に疑問があると主張する。しかし，供述調書は供述者の発言をそのまま記載したものではなく，発言内容の趣旨を損なわない程度に録取者が編集・整理したものであり，また，査第９３号証及び第９４号証については，審査官が沼田に読み聞かせ，かつ閲読させた上で，沼田が誤りのない旨を申し立てて署名押印していると認められることから，たとえ当該供述調書に記載された文言を沼田が具体的に発話したものでなかったとしても，その供述調書に任意性がないとはいえない。

ｂ　被審人らは，沼田の前記供述調書における供述は具体性を欠く一般的供述であるから信用できないと主張するが，一般的供述であるからといって，直ちにその供述内容に信用性がないとはいえない。

また，被審人らは，沼田は東京都が下水道局において発注するポンプ設備工事における受注予定者決定のための話合いに参加したことがなく，前記供述は推測ないし伝聞であるから信用できないとも主張する。確かに，沼田は，査第９３号証及び第９４号証において，東京都下水道局発注に係る分を含む官公庁発注のポンプ設備工事における受注予定者決定のための話合いに由倉が参加する場合には，平成１１年１０月以降，すべて自分が出席していた旨一般的に供述しながら，査第９４号証の末尾において，東京都下水道局発注のポンプ設備工事におけるそのような話合いには出席したことがない旨を付加して供述している。その付加供述部分の真偽は定かでないが，仮に，それが真実であるとしても，そのことから，本件

違反行為全体について述べる査第９３号証及び第９４号証における供述内容に信用性がないということはできない。

(エ) 元由倉の奥田の供述調書（査第５７号証）

ａ　被審人らは，奥田が査第５７号証で具体的に供述しているのは平成１０年８月２０日に入札が行われた中防内側ポンプ所ポンプ設備工事についてのみであり，それ以外は一般的供述であるから信用できないと主張するが，一般的供述であるからといって，直ちにその供述内容に信用性がないとはいえない。

ｂ　また，日立は，入札価格の決定方法に関する奥田の供述は，受注予定者からの価格連絡による方法を述べるのみで，平成１４年４月以降定着したとされる税抜予定価格の９５％程度に相当する価格を基準とする方法には触れておらず，審査官の主張に一致しないと主張する。しかし，一般に，供述調書における供述内容に粗密があるのはむしろ当然のことであるところ，奥田の供述が他の証拠や供述内容と矛盾するというのであればともかく，審査官主張のとおりだとすれば受注予定者からの価格連絡による方法に比べて実施された期間が短く，印象が薄かったと考えられる平成１４年４月以降の入札価格の決定方法について，奥田が単に供述しなかったにすぎないとしても不自然とはいえず，奥田が入札価格の決定方法の一部を供述していなくとも，奥田の供述内容を採用することに支障はない。

(オ) 元由倉の荒木の供述調書（査第８３号証，第８８号証，第９５号証）

ａ　被審人らは，入札価格の連絡や新設工事における受注予定者決定のための話合いに関する荒木の査第８３号証，第８８号証及び第９５号証における供述は，自ら経験した事実に基づかない伝聞や推測であるから信用できないと主張する。しかし，荒木は，入札前に上司から聞いて手帳に記載したとおりの価格で受注予定者が入札して落札した旨を述べているのであり，荒木としては，上司が，受注予定者から入札価格の連絡を受けた上でこれを荒木に伝えたものと認識したものと考えられ，そのような認識は合理的というべきである（なお，荒木の手帳（査第１１２号証，第１２９号証）に同人の供述に沿う入札予定価格の記載があり，この価格どおりの入札が

されたことは，後記２(1)のとおりである。）から，荒木自身が受注予定者から直接に価格連絡を受けていないとしても，その供述内容に信用性がないとはいえない。また，受注予定者決定のための話合いに関する供述自体は伝聞であるものの，前記各供述調書の内容に照らせば，荒木は，由倉の社内で頻繁に「汗かきが必要だ」と言われていたこと，他社の営業担当者と話をする際に，新設工事については，互いに自社の営業活動の状況について話を避けていたこと，特定の物件について，いわゆる汗かきの努力が認められて由倉が受注予定者に決定され，受注できた旨社内で聞き及んだこと等を根拠として，受注予定者決定のための話合いがされていると認識したと考えられるのであって，そのような認識は合理的といえるから，この話合いに関する荒木の供述が伝聞ないし推測であることの一事をもって，その供述内容の信用性を否定することはできない。

ｂ　また，日立は，入札価格の決定方法に関する荒木の供述は，受注予定者からの価格連絡による方法を述べるのみで，平成１４年４月以降定着したとされる予定価格の９５％程度に相当する価格を基準とする方法には触れておらず，審査官の主張に一致しないと主張するが，このことが荒木の供述内容を採用することの妨げにならないことは，前記(ｴ)ｂで述べたところと同様である。

ｃ　さらに，被審人らは，入札参加者間で受注調整が行われず，いわゆる叩き合いになったと考えられる物件番号４番の工事（砂町水処理センター汚泥ポンプ設備改良工事）の存在にもかかわらず，自らが供述する受注予定者の決定方法によらない受注が起きたという経験がないとする荒木の供述は信用できないと主張するが，当該物件の入札には，由倉が参加していないことから，荒木の意識になかったとも考えられるのであって，その供述に信用性がないとはいえない。

ウ　以上によれば，前記ア掲記の各証拠について，任意性又は信用性を否定すべき事情はないというべきである。

(2)　酉島の社内資料（査第２８５号証，第２８７号証）

ア(ｱ)　査第２８５号証は，平成１４年４月１０日ころに開催された酉島の東京支社平成１４年度上期営業会議資料であり，酉島の営業会議は，

支社店ごとに開催され，各支社店の公共営業部又は公共営業課の営業担当者が出席している（査第２８６号証）ところ，査第２８５号証には，「増設，取り替えのみ既得権があります。よって更新（リニューアル）は，新設扱いとすることは，以前からはなしていますが特にこれからは更新の計画，または統廃合の計画が多くなってくると思われますので注意して営活願います。」，「１０年以上位前までは７社の間では少々汗をかいていれば少しは敵も譲ってくれましたがここ数年は，指名メーカーも増えキチッと最初から最後迄汗カキをしないと勝負に勝てません。」等と，既設工事と新設工事に分けて受注予定者を決定する本件基本合意に符合する記載がされている。

㈠　これに対し，被審人らは，査第２８５号証は営業部門へ奮起を促すべく作成された資料であって，積算上優位にある自社が既設者である既設工事を必ず受注するようにとの目標を示すために「既得権がある」と表現したものであるとか，「既得権」という一般的に使用される文言からはその意味するところを一義的に確定し得ないと主張するが，同号証の記載は前記㈠のとおりであって，文言上，本件基本合意に沿う内容と解するのが自然であるし，同号証の末尾における「最近は，厳しいご時世ですので特にＯＵＴとの会話において注意して下さい。当社が事情が有る場合は，中身については話さずただ事情が有りますとだけ言って下さい。こうゆう時代ですので，投書も増えて来ています十分注意願います。」との記載に照らしても，被審人らの主張は採用できない。

イ㈠　査第２８７号証は，酉島の各支店のポンプ関係の技術担当者が参加し，平成１３年４月ころに開催された酉島の「駐在会議」で説明するため，酉島の公共統括部公共統括課長であった犬山快彰が作成した説明原稿である（査第２８６号証）。査第２８７号証には，「また更新機場とは，既設の容量ＵＰを検討し既設機場の近くに建てることを言います。更新計画において，建屋が少しでも離れたり既設ポンプとの間に壁がある場合は，新設扱いとなります。」と，既設工事と新設工事を区別して扱う旨の記載があるほか，新設機場について，「統括部の職務は，営業の補佐，すなわちラインサポートであります。最近の業界の在り方，技術協力の在り方等の傾向を各支社店へ流すと共に，

競合他社との交渉の窓口です。」，「まず，交渉の決まり事は施主の意向が第一です。本来，営業の方でその意向を施主より当社にだしてもらい，設計協力をするのが一番良い方策です。ただ，最近は施主の方で１社に絞り切れず数社に検討させるようにとコンサルへ依頼するので入札時，もめる基となって来ています。」，「１．勝敗のポイントは，発注仕様書，図面にいかに協力の足跡が残っているかから始まります。仕様書，図面上の点数争いです。（スポーツの試合と同じです）」，「しかし，最近はメーカーの色を出したくない施主が多くなり例えば，土木図面のみ，ひどい所は図面無し，仕様書は，官側の一般的な物となるケースが有ります。」，「そのときの交渉は，汗カキの歴史をたどる事となります。（調査設計～実施設計の間）」，「いかにこの案件に，以前から協力をしてたかの積み上げになります。基本的に，基本設計時より変わっていなければ，勝可能性が大となります。」と，新設工事については，発注者やコンサルタント業者への設計協力の度合いについて競争者間で交渉して受注する者が決まる仕組みが存在している旨の，本件基本合意に符合する記載がされている。

(ｲ) これに対し，被審人らは，査第２８７号証の記載は，コンサルタント業者に対し，自社が得意とする技術の提案等を行い，図面にそれが反映された場合には，当該工事についての精緻な積算が可能となることから，入札において他社より有利となり，受注する可能性が高まることを「勝敗」と表現したにすぎず，受注調整の存在を意味するものではないと主張する。しかし，同号証の記載は前記(ｱ)のとおりであって，入札における正当な競争者間ではあり得ないはずの，競争者間で交渉を行うことが記載されており，このことによれば，被審人らの主張は採用できない。

２　本件違反行為を推認させる事実について

(1)　平成１４年３月以前の価格連絡を示す証拠

ア　予定価格が事前に公表されていなかった平成１４年３月以前に入札が実施された物件番号１番，２番及び２２番の各工事について，入札に先立ち，元由倉の荒木の手帳に，由倉及び実際の落札者等の入札予定価格と認められる記載があり（査第１１２号証，第１２９号証），かつ，落札に至るまで，その記載どおりの価格で入札がされている（査第１０

９号証）。

イ　この手帳の記載は，実際に落札者が生じた回よりも後の回についてまで入札価格が書かれているところからすると，実際の入札価格を入札実施後に記録したものではないことは明らかであり，受注予定者が自らの１回目及び２回目以降の入札価格を他の入札参加者に連絡していたことを強く示すものである。

(2)　平成１４年４月以降の入札価格決定を示す証拠

ア　東京都が予定価格を事前に公表するようになった平成１４年４月以降入札が実施された物件番号４１番の工事について，東京都が古河に交付した指名通知書（査第２１２号証）には，「９５％　￥１４５，１０３，０００－　⇒　￥１４５，０００，０００－（税別）」との手書きの書き込みがある。古河は，当該工事について１億４５００万円で入札して落札している（査第１０９号証）のであり，この書き込みは，当該工事の受注予定者であった古河が，税抜予定価格の９５％に相当する額の数字を丸めて，入札価格を決定したことを強く示す証拠である。

イ　これに対し，古河及び新日本造機は，前記書き込みが入札前に作成されたことが立証されていないから，古河がこのような方法で入札価格を決定したと推認することはできないと主張するが，この書き込みは，古河の入札価格決定上の計算を示すものとして以外には理解し難いから，古河及び新日本造機の主張は採用できない。

(3)　谷端川一号幹線排水ポンプ所機械設備工事（物件番号１５番の工事）

ア　電業社では，営業管理部管理グループからポンプ製造工場のある三島事業所に「製作通知」と称する書面を送付することにより，ポンプの製造を開始することとしている。（査第１５１号証，第１５５号証）

イ　平成１２年６月８日に入札が行われた「谷端川一号幹線排水ポンプ所機械設備工事」は新設工事であり，電業社は，当該工事についてコンサルタント業者に技術協力等を行っていたところ，入札日の３日前である同年６月５日に「水中ポンプ製作通知」を作成した。

なお，本工事については，荏原，クボタ，酉島，電業社，石垣，鶴見，粟村及び新日本造機の８社が入札に参加し，電業社が落札して受注した。（査第１０９号証，第１１６号証，第１１９号証，第１２０号証，第１５５号証）

ウ　前記イの事実によれば，電業社は，本物件について，入札前に，自社が受注することを前提に「製作通知」を作成しており，これは，事前に受注予定者が決定していることをうかがわせる事実である。

(4)　堀切ポンプ所ポンプ設備再構築工事（物件番号３０番の工事）

ア(ｱ)　平成１３年１１月２２日に入札が行われた「堀切ポンプ所ポンプ設備再構築工事」は，堀切ポンプ所に設置されている雨水ポンプを撤去して，新たな雨水ポンプ２台を設置する再構築工事であり，予定価格が５億０７４７万５５００円であったことから，希望制指名競争入札に付された。（査第１０９号証，第３１６号証）

(ｲ)　堀切ポンプ所の既設者である電業社は，前記(3)アのとおり，「製作通知」と称する書面によりポンプの製造を開始しているところ，入札の約１年前である平成１２年１１月２７日ころ，受注の確信が得られたとして「ポンプ製作通知」と題する社内資料を起案し，同年１２月１８日ころ，本物件で設置する予定のポンプ設備の製造に着手した。（査第１１１号証，第１５５号証，審Ａ第１５号証）

(ｳ)　平成１３年９月１０日及び同月１２日に，電業社が納入した新河岸東処理場の汚水ポンプの軸受が破損する事故が発生したことから，同年１０月ころ，電業社は，既に東京都に提出していた本物件の希望票を取り下げるのやむなきに至り，本物件で設置する予定のポンプの製造を中止した。（査第１５５号証，第３２６号証，審Ａ第１５号証）

(ｴ)　前記破損事故については，平成１３年９月２５日ころ，東京都下水道局に荏原，日立，クボタ，酉島，電業社，三菱，石垣，粟村及び石川島播磨の９社の担当者を集めた「ポンプ無注水化検討会」と称する会議で東京都下水道局の担当者が同事故に言及したことなどにより，各ポンプ製造業者の知るところとなった（酉島は，遅くとも同月１７日には同事故の発生を知った。）。

荏原は，本物件について，平成１３年１０月４日ころの「目標物件明細表」と題するリストでは，「目標計上」の項に「Ｎｏ」と記載し，受注目標としていなかったが，同年１０月１５日ころの「目標物件明細表」では，「Ｙｅｓ」と記載し，受注目標にした。

（査第１５８号証，第１６１号証，第１７５号証，第１７６号証，第２５３号証）

(ｵ) 本物件については，平成１３年１１月２２日に荏原，日立，クボタ，酉島，三菱，石垣，粟村及び由倉の８社が参加して入札が行われ，荏原が４億８０００万円で落札した。（査第１０９号証）

イ　このように，電業社が，入札実施前の時点において，受注が未定のはずの本物件についてポンプの製造に着手することは，企業行動として本来あり得ないことである上，当初本物件を受注目標としていなかった荏原が，電業社が受注希望を断念した直後ころからこれを受注目標物件に切り換え，落札・受注に至ったことも考え合わせると，本物件に関する前記アの経緯は，当初，入札前から，既設者である電業社が受注予定者として決定されていたことを強くうかがわせるものといわざるを得ない。

なお，審査官は，査第１５７号証（酉島の惠藤のノート）等を援用して，平成１３年１１月１３日ころ，酉島，荏原，石垣及び粟村が，酉島の東京支社で会合し，本物件について，東京都下水道局に対して行った技術提案や，技術照会に対する回答など自社が受注すべき事情を主張し合ったところ，石垣が「荏原さんにまかせる」と荏原が受注することを容認したこと等から，荏原が受注予定者となったと主張するが，酉島の惠藤の供述調書を合わせ検討しても，査第１５７号証の記載から，同主張事実を読み取ることには無理があり，この事実を認めることは困難である。

(5) 和田弥生幹線排水ポンプ所機械設備工事（物件番号３６番の工事）

ア(ｱ) 平成１４年１０月１５日に入札が行われた「和田弥生幹線排水ポンプ所機械設備工事」は，和田弥生幹線管渠の立坑の中に新たに主ポンプ水中型２台を設置する新設工事であり，予定価格が１億８９４５万１５００円であったことから，希望制指名競争入札に付された。（査第１０９号証，第３１６号証）

(ｲ) 酉島は，平成４年度ころ，東京都から本物件に係る基本設計を委託された日本水工設計株式会社（以下「日本水工設計」という。）に設計協力等を行っており，また，石垣は，平成１０年度ころ，東京都から本物件の施設設計を委託された日本水工設計に設計協力等を行った。（査第１９２号証，第３１８号証）

(ｳ) 酉島は，本物件について，必ず受注しなければならない物件に分類

しており，強い受注意欲を有していたところ，石垣による設計協力等の貢献度が高いことから，平成１４年３月ころ，本物件に関する酉島の設計協力等の事情を充実させるべく，発注図を酉島提案のものに差し替えてもらうよう東京都下水道局やコンサルタント業者に働きかけることとしたが，差し替えは実現できず，同年９月ころには，本物件に関する設計協力等の事情は，酉島よりも石垣の方が優勢であると認識していた。（査第１９２号証ないし第１９６号証）

(ｴ) 平成１４年１０月８日ころ，本物件の受注を希望した酉島，石垣及び電業社が会合し，酉島と石垣は，本物件について前記(ｲ)の設計協力等を行ったことを主張したところ，電業社は受注を断念し，酉島は社内持ち帰りの上回答する旨発言した。（査第１９０号証，第３３７号証）

(ｵ) そして，前記(ｳ)のとおり，酉島は，自社と石垣との設計協力等の事情について比較すると自社の設計協力等の度合いが劣っていたことから，本物件について石垣が受注予定者となることを了承した。（査第１９２号証）

(ｶ) 本物件については，平成１４年１０月１５日に荏原，クボタ，酉島，電業社，三菱，石垣，鶴見，粟村，新明和及び石川島播磨の１０社が参加して入札が行われ，石垣が１億７４００万円で落札した。（査第１０９号証）

イ　これに対し，被審人らは，査第１９０号証（石垣の坂口のダイアリー）の記載からは酉島，石垣及び電業社の３社が集まって受注予定者を決定したとは認められないと主張する。

しかし，和田弥生幹線排水ポンプ所は，中野区内の神田川に架かる花見橋の近くにあって（査第３２０号証），査第１９０号証上部の「花」との記載はこれと符合すること，同号証における，酉島が平成４年から，石垣が平成１０年１１月から設計等に協力している旨の記載（査第３３７号証を参照すれば，そのような趣旨に読むことができる。）は，前記ア(ｲ)の経緯とおおむね一致すること及び査第１９０号証の平成１４年１０月８日との日付が，本物件の入札期日の１週間前であることからすれば，同号証の記載は，本物件に関するものと認められる。そして，同号証における「Ｄ→下りる」，「Ｔ→社内持帰り，本日中に回答する」

との記載も，前記ア(ｴ)の事実を裏付けるものということができる。結局，被審人らの前記主張は採用できない。

(6)　小台処理場東系汚泥ポンプ設備工事（物件番号４４番の工事）

ア(ｱ)　平成１５年７月３日に入札が行われた「小台処理場東系汚泥ポンプ設備工事」は，小台処理場の敷地内に新たに建設する東系水処理施設に汚泥ポンプを設置する新設工事であり，予定価格が５億３４０７万２０００円であったことから，希望制指名競争入札に付された。（査第１０９号証，第３１６号証）

(ｲ)　古河は，汚泥ポンプを主力とするメーカーであったことから，汚泥ポンプの営業に力を入れてその受注を目指しており，本物件に関する東京都下水道局からの技術的な照会や依頼に対して回答や資料提供を行い，本物件について強い受注意欲を持っていた。（査第２２３号証，第２２５号証，第２６５号証）

(ｳ)　平成１５年６月上旬ころ，古河の高橋及び古河の末永は，古河の神崎健二を加えた３人で分担して，本物件について古河とともに入札に参加することが予想される荏原，日立，クボタ，酉島，電業社，三菱，新日本造機の７社に対して，希望票を提出したか等を確認することとした。そして，希望票を提出した事業者に対しては，本物件に関する受注意欲を尋ね，又は，古河が受注意欲を有していることを伝えたところ，日立，三菱，電業社，酉島及び荏原は，古河が受注予定者となることを了承した。（査第２２３号証，第２２４号証，第２２６号証ないし第２２８号証）

(ｴ)　本物件については，平成１５年７月３日に荏原，日立，酉島，古河，電業社及び三菱の６社が参加して入札が行われ，古河が４億８５００万円で落札した。（査第１０９号証）

イ　これに対し，被審人らは，査第２２６号証の「ＯＫ」との記載は，高橋が査第２２３号証で「当社よりは低い価格では入れてこないだろうということであります。」と供述しているように，高橋の予測にすぎないと主張する。しかし，「カクニン」という文字を斜線で消した横に「ＯＫ」と記載されており，何らかの確認を行った上で「当社よりは低い価格では入れてこないだろう」と認識したものと推認されるところ，自らの入札価格を悟られないようにするはずの競争業者から，自社よりも低

い価格で入札することはないという情報や心証を得ることは通常考えられず，また，相指名業者すべてについて「ＯＫ」と判断し，実際の入札において古河が落札している事実にもかんがみれば，査第２２６号証に記載された「ＯＫ」との記載は単なる予測ではなく，古河が本物件を受注することについて各社から了承を得たことを記載したものとみるのが自然である。

(7) 神谷ポンプ所ポンプ設備工事（物件番号４５番の工事）

ア(ｱ) 平成１５年７月１０日に入札が行われた「神谷ポンプ所ポンプ設備工事」は，新たに建設する神谷ポンプ所に雨水ポンプ及び汚水ポンプを設置する新設工事であり，予定価格が１４億８４３８万５０００円であったことから，一般競争入札に付された。（査第１０９号証，第３１６号証）

(ｲ) クボタは，東京都から神谷ポンプ所の基本設計の委託を受けた東京設計事務所から，平成４年１１月ころにポンプの必要寸法の検討依頼を受けるなど，基本設計が完了した平成７年２月ころまで本物件に関する「主導権」を持っていたと認識しており，本物件に関する強い受注意欲を有していた。（査第２３６号証，第３１８号証）

(ｳ) 日立も，東京都から神谷ポンプ所のポンプ室の詳細設計等の委託を受けた株式会社東京建築研究所（以下「東京建築研究所」という。）に対し，遅くとも平成７年ころ以降設計協力等を行うなど，本物件をコンサルタント業者に対して一生懸命に営業を頑張った物件であると認識しており，本物件に関する強い受注意欲を有していた。（査第２３２号証ないし第２３５号証，第３１８号証）

(ｴ) クボタは，前記(ｳ)のとおり日立が東京建築研究所に対して設計協力等を行ったことについて認識しており，日立を本工事の受注に関する有力な競争相手と考え，クボタ及び日立のそれぞれにおいて本物件の受注を主張する際の有利な点を，「Ⓚメリット」，「Ⓗメリット」と表に記載して比較検討した。（査第２４０号証）

(ｵ) 平成１５年６月９日ころ，日立とクボタは会合を行い，クボタは日立に対し，①クボタが既設者である志茂ポンプ所が撤去され，本物件は，その代替と位置付けられること，②根幹のポンプ台数や出力の決定及び完全無注水化方式の採用は，クボタのコンサルタント業者に対

する営業活動によるものであること，③本物件の入札と同じ日に芝浦処理場放流ポンプ設備工事（物件番号４６番の工事）の入札があり，日立がこれを受注する予定であることを理由に，本物件はクボタが受注すべきであると主張し，これに対して日立は，クボタが挙げた理由に対して日立が本物件を受注すべき理由を回答することとした。（査第２３８号証ないし第２４１号証）

(カ) 日立の原は，平成１５年７月７日ころ石垣を訪問し，本物件について「当社が頑張っていますから」などと発言し，受注の意思があることを示したところ，応接した石垣の担当者は特段の異議を唱えず，日立が受注予定者となることを了解した。（査第２３０号証，第２３１号証，審Ｂ第４号証，原秀樹参考人）

(キ) 本物件については，平成１５年７月１０日に荏原，日立，クボタ，酉島，電業社，三菱，石垣，粟村及び石川島播磨の９社が参加して入札が行われ，日立が１３億１０００万円で落札した。（査第１０９号証）

(ク) 石垣は，神谷ポンプ所が志茂ポンプ所のすぐ近くに設置されるものであることから，既設工事として志茂ポンプ所の既設者であるクボタが受注する権利を有しているのか否かに注目していたが，コンサルタント業者等への技術提案等を発注図書に反映させた日立が受注予定者となって受注したことから，本工事のように既設施設に隣接する場所への移転の場合も新設工事として扱われ，既設者が受注する権利を有しないこと，このような施設移転に伴う工事では，コンサルタント業者等への技術提案等の営業活動が他社に勝れば石垣も受注することができることを記録しておくため，本工事におけるクボタと日立のコンサルタント業者等への技術提案等の状況等について「報告書」として取りまとめた。（査第２４４号証，審Ｃ第５号証，今井信緒参考人）

イ(ア) 前記ア(エ)に関し，クボタの市川正人（以下「市川」という。）は，クボタの内部文書である査第２４０号証の「Ⓚメリット」及び「Ⓗメリット」と題された欄の記載は，クボタと日立の積算上有利となるメリットをまとめたものであると供述する（査第２３６号証）。しかし，査第２４０号証中，「Ⓚメリット」として記載された「・志茂ポンプ

所の代替（Ｈ１７撤去予定）」との記載の欄外には「心情」との書き込みがあるところ，クボタが既設者であったが撤去される「志茂ポンプ所の代替」として本物件を受注したいという市川の「心情」は，積算上有利となるメリットに該当するものとは考えられないから，この点に関する市川の前記供述は採用できない。

(ｲ) 前記ア(ｵ)に関し，日立の原は，平成１５年６月９日ころにクボタの担当者に会った記憶はなく，また，査第２４１号証（日立の原の手帳）の平成１５年６月９日欄の右欄の記載は，上司である日立の國末昌哉（以下「國末」という。）に対し，①神谷ポンプ所は志茂ポンプ所の近くにその代替施設として作られる機場であること，②本物件は，日立がプレエンジニアリング活動を行ってきた案件であること，③本物件と芝浦処理場ポンプ設備工事ほか１件につき同日に入札が行われることを報告するための覚書として記載したが，國末にその旨報告したところ，「お前の言っていることはよくわからないので，技術部門の人間と一緒にもう一度説明に来い。」と言われたので「理由回答（要）」と記載したものであると供述する（審Ｂ第４号証，原秀樹参考人）。

しかし，この記載のうち「１．志茂」の部分は，本物件がクボタが既設者である志茂ポンプ所が撤去されることの代替としてクボタの既設工事ととらえるべきことを，「２．プレガ反映」の部分は，クボタのプレエンジニアリング活動を反映させて，クボタが本物件を受注すべきことを，「３．~~とりすき~~同時」の部分は，本物件と同日に日立が受注予定の芝浦処理場放流ポンプ設備工事の入札があり，本物件までも日立が受注するのは取り過ぎであることをそれぞれ意味するものと解し得るところ，これらは，査第２４０号証の「Ⓚメリット」と題された欄に記載されて，前記ア(ｴ)のとおり検討されたクボタが本物件の受注を主張する場合の有利な点と一致している。そして，前記①ないし③のような報告で，上司から，良く分からないので技術部門の人間ともう一度説明に来るよう指示を受けたというのも不自然であり，「理由回答（要）」との記載は，クボタからの前記主張に対して，日立が本物件を受注すべき理由を回答することを要するとの趣旨に解するのが素直である。結局，日立の原の前記供述は採用できない。

(ｳ) 前記ア(ｶ)に関し，古河及び新日本造機は，日立の原が平成１５年７月７日ころ石垣を訪問したことはないと主張し，今井信緒参考人もそのように供述する。しかし，この供述は，石垣の今井自身が日立の原に会っていないこと及び社内で取りあえず確認してみたが，日立の原が石垣を訪問したという記憶のある者はいなかったというものにすぎず，今井が確認したとする範囲や方法が明らかでないこと，他方，日立の原は，石垣を訪問したことは受注調整の疑惑を招く自己に不利な事情であるにもかかわらず当該訪問をした旨を一貫して供述しており，事前に電話でアポイントメントを取って出掛けたことなどその供述も具体的であることから，日立の原が石垣を訪問したことは事実であると考えられる。よって，古河及び新日本造機の主張及びこれに沿う前記証拠は採用できない。

(ｴ) 前記ア(ｸ)に関し，石垣の今井は，自身が作成した査第２４４号証に「受注権利」と記載したのは，既設工事では既設者が積算上圧倒的に有利でほとんどを受注している状況を表現したものであると供述する（審Ｃ第５号証，今井信緒参考人）が，そのような状況を「受注権利」と表現することは不自然であり，この点に関する今井の供述は採用できない。

(ｵ) 日立は，本物件を落札した日立の入札価格は予定価格の９２．６６％，次点のクボタの入札価格も同９４．７９％であり，違反行為期間後とされる平成１５年７月２９日以降の入札案件の落札率と比較しても十分低く，受注調整が行われたならば日立もクボタもこのような低価格で入札する理由はないと主張する。しかし，以上に述べたところに照らせば，日立がクボタ，石垣及び他の入札参加者の了承を得て受注予定者となったことは証拠上明らかというべきであって，日立のこの主張は，本物件についての受注調整の認定を何ら妨げるものではない。

(8) 荏原の主任技術者等登録に関する行動

ア(ｱ) 東京都が下水道局において発注する工事は，随意契約を予定している工事など一部の工事を除いて工事予定が公表され，工事の受注を希望する者は，希望票に配置予定の主任技術者等を記載して提出することとされている。これに関して，荏原では，希望票を作成する第三営

業部から技術部門に対し，依頼書をファクシミリにより送信するなどの方法により，主任技術者等の選定を依頼している。（査第５４号証，第５６号証，第２９６号証）

(ｲ) 既設工事における依頼書の記載

ａ　既設工事のうち，荏原が既設者である物件番号２４番，２７番，２９番及び４０番の工事については，依頼書に「Ⓐ物件」，「配置可能な方を監理技術者にお願いします」等と記載されており，いずれも荏原が受注している。（査第１０９号証，第１３６号証，第１４２号証，第１４９号証，第２０９号証）

ｂ　荏原以外の者が既設者である物件番号１７番，２１番，２６番，２８番，３０番，３１番，３２番，３４番，３５番，４１番，４２番，４３番及び４７番の工事については，依頼書（物件番号１７番の工事については，依頼書に対する技術部門からの回答と推認される書面）に「Ⓒ物件」，「監理技術者どなたでも結構です」等と記載されており，前記(4)のとおり既設者である電業社がいったん提出した希望票を取り下げて入札に参加しないこととなり，荏原が受注することとなった物件番号３０番の工事を除き，いずれも荏原以外の者が受注している。（査第１０９号証，第１２１号証，第１２７号証，第１４０号証，第１４６号証，第１７８号証，第１８１号証，第１８３号証，第１８７号証，第１８９号証，第２１４号証，第２１８号証，第２２１号証，第２５１号証）

(ｳ) 新設工事における依頼書の記載

ａ　新設工事のうち，荏原が受注した物件番号３７番，３８番及び３９番の工事については，依頼書に「Ⓐ物件」，「現場工事期間，専任可能な方をお願いします」等と記載されている。（査第１０９号証，第２０１号証，第２０４号証，第２０７号証）

ｂ　荏原以外の者が受注した新設工事については，そのうち物件番号１３番，２２番，２３番，２５番，３６番，４５番及び４６番の工事については，依頼書に「Ⓒ物件」，「本件どなたかの名前を借用させて頂きたいのですが」等と記載され，他方，そのうち物件番号３３番及び４４番の工事では依頼書に「工事に従事していない配置可能な方」，「Ⓐ物件」等と記載されている。（査第１０９号証，

第１１７号証，第１３１号証，第１３３号証，第１３８号証，第１８６号証，第１９８号証，第２２９号証，第２４３号証，第２４７号証）

イ　前記アの事実によれば，「Ⓐ物件」とは自社が受注を予定する工事を，「Ⓒ物件」とは受注を予定しない工事をそれぞれ指す用語であり，荏原は，自社が受注を予定する工事については，希望票に記載する主任技術者等が専任できる必要があるとの前提で依頼書に「Ⓐ物件」等と記載し，受注を予定していない工事については，希望票に記載する主任技術者等が専任できる必要はないとの前提で依頼書に「Ⓒ物件」等と記載したものと推認される。

ウ　このように，荏原は，自社が既設者である物件について受注を予定するなど，依頼書作成時に自らの受注の可否をほぼ確実に承知しており，これは，本件違反行為に沿う事実である。

なお，新設工事については，依頼書に「Ⓐ物件」等と記載しながら受注していない工事（物件番号３３番及び４４番の工事）があるが，新設工事においては，希望票を提出した後に受注を希望する入札参加者間で受注予定者が決定されるため，依頼書記載時には自らの受注を予定していても，必ずしも受注予定者になれるわけではないという事情のためであると考えられる。

これに対し，荏原及び電業社は，「Ⓐ物件」とは何らかの現場事情があるため，技術者を選定するに当たって営業に相談して欲しいと考えている物件であり，「Ⓒ物件」とはそのような現場事情のない物件であって，「どなたでも結構です」等の記載も専任可能な主任技術者等を選定しなければならないことは当然の前提として，特段の現場事情がないことを意味するものであると主張する。しかし，依頼書における「Ⓐ物件」及び「Ⓒ物件」に関する記載について，その表現に照らすと，荏原及び電業社の前記主張のような趣旨に解することは到底できず，この主張は採用できない。

３　東京都発注の特定ポンプ設備工事の受注をめぐる被審人らの営業活動等について

⑴　既設工事について

ア　被審人らは，他社が既設者である既設工事については受注目標とはせ

ず，コンサルタント業者等に対する営業活動を積極的に行うことはなかったが，他方，自社が既設者である既設工事については受注目標としており，コンサルタント業者等にも営業活動を行っていた。（査第１０５号証，第１１４号証，第２５２号証，第２５８号証，第２６１号証，第２６２号証，第２６３号証，第２６５号証，第２６７号証，第２６８号証）

イ(ｱ) これに対し，被審人らは，他社が既設者である既設工事であっても受注目標としており，コンサルタント業者等にも技術提案等を行っていたと主張し，審Ａ第１９号証，審Ｃ第７号証及び第８号証並びに増田雄二参考人，佐川寛参考人，瀬川貴史参考人及び今井信緒参考人の供述中に，これに沿う部分がある。しかし，佐川寛参考人については，これに反する本人の供述（査第２５８号証）があり，今井信緒参考人については，これに反する石垣の従業員の供述（査第２６３号証）があり，瀬川貴史参考人並びに審Ｃ第７号証及び第８号証については，技術ピーアールを行ったとする物件番号２４番及び３０番の工事についてクボタが受注目標としていなかったことを示す証拠（査第２７５号証）がある。また，増田雄二参考人及び審Ａ第１９号証については，荏原が希望票に記載する主任技術者等の選定を社内で依頼するための依頼書において，他社が既設者である既設工事について「©物件」，「監理技術者どなたでも結構です」等と記載しており，これらの工事については受注を予定していなかったものと推認されることは，前記２(8)のとおりである。したがって，被審人らの前記主張並びにこれに沿う前記各参考人の供述及び書証（陳述書）の記載は採用できない。

(ｲ) なお，日立は，他社が既設者である工事について日立がコンサルタント業者に対する技術提案を積極的に行わなかったのは，その施工が技術的に困難であるからであると主張し，酉島は，限られた人的・物的資源を利用して最大限の効果を得るため，積算上優位というメリットがある自社が既設者である既設工事についてコンサルタント業者に対する技術提案等を行うのであると主張し，新明和は，既設工事においては既設者の優位性が明白であり，既設工事を落札できる見込みが皆無であることから，他社が既設者である既設工事の入札には参加しない方針を採っていると主張するが，いずれも，他社が既設者であ

る既設工事を受注目標としていなかったことについて争うものではない。

(2)　新設工事について

ア(ア)　被審人らは，新設工事においてはコンサルタント業者等に対して積極的に技術提案等の協力を行うことが必要であると考えており，仕様書や設計図面に自らが提案した技術が反映されるよう技術提案等を行っていた。（査第９６号証，第９７号証，第９９号証，第２５８号証，第２６７号証，第２６８号証，第２８５号証，第２８７号証，第２８９号証）

(イ)　また，被審人らは，前記(ア)の行動を採るために，新設工事の設計の委託を受けたコンサルタント業者及びこれに技術提案等を行っている事業者を把握していた。（査第２５６号証，第２５７号証，第２６１号証，第２６３号証，第２６４号証，第２７０号証，第２７２号証，第２７３号証，第２７５号証，第２８８号証ないし第２９１号証）

(ウ)　さらに，被審人らは，コンサルタント業者等に対して自社が行った技術提案等を記録していた。（査第１８５号証，第２２５号証，第２３３号証，第２３５号証，第２４５号証，第２９４号証）

イ(ア)　荏原及び電業社は，荏原及び電業社はコンサルタント業者に対して積極的に技術提案等を行っていないと主張するが，これに反する両社の従業員の供述（査第２５８号証，第２８９号証）があることから，採用できない。

(イ)　なお，被審人らは，技術提案等を行う目的は，自社が提案した技術を採用してもらい，これにより精緻な入札価格の積算を可能にすることにあると主張するが，コンサルタント業者等に技術提案等を行っていたことについて争うものではない。

４　本件対象物件の受注状況等

(1)　既設工事の受注状況

本件違反行為期間に発注された東京都発注の特定ポンプ設備工事４７物件中２９物件の既設工事のうち，既設者が入札に参加できなかった３物件（物件番号４番，６番及び３０番の工事）を除く２６物件については，いずれも各工事の既設者が受注しており，その落札率は，９０．５７％ないし９９．８４％であった。

なお，物件番号６番の工事においては，既設者である三菱が平成１１年８月２４日から同年１２月２３日までの間，東京都下水道局から指名停止処分を受けていたことから入札に参加できず，入札の結果，荏原が受注しているが，同じ下水道施設に更に汚水ポンプを設置する工事である物件番号３１番の工事では，三菱，荏原ともに入札に参加し，当初の既設者である三菱が受注している。

（査第１０９号証ないし第１１１号証，第１１５号証）

⑵　新設工事の受注状況

本件違反行為期間に発注された東京都発注の特定ポンプ設備工事における新設工事１８物件のうち１０物件（物件番号１５番，１６番，１８番，２３番，３３番，３６番，３８番，３９番，４４番及び４５番の工事）については，受注者が，コンサルタント業者等からの技術照会に対して回答若しくは提案を行い，又はコンサルタント業者等に対して技術協力等を行っていたことを認るに足りる具体的な証拠がある。

なお，これら１８物件の落札率は，９１．６２％ないし９８．４３％であった。

（査第１０５号証，第１０９号証，第１１６号証，第１１９号証，第１２３号証，第１３４号証，第１８５号証，第１９２号証ないし第１９４号証，第１９６号証，第２０５号証，第２２５号証，第２３２号証，第２３３号証，第２３５号証，第２６７号証，第２６８号証，第２９３号証）

⑶　落札率

ア　平成１４年３月以前の落札率

本件違反行為期間に発注された東京都発注の特定ポンプ設備工事中，物件番号４番の工事を除く４６物件のうち，東京都が原則として予定価格の事前公表を行っていなかった平成１４年３月以前に入札が行われた２９物件の落札率は，９０．５７％ないし９９．８４％であった。（査第１０９号証）

イ　平成１４年４月以降の落札率

本件違反行為期間に発注された東京都発注の特定ポンプ設備工事中，東京都が予定価格の事前公表を行うこととした平成１４年４月以降に入札が行われた１７物件の落札率は，９１．６２％ないし９６．４４％であり，このうち，日立が受注した物件番号４５番ないし４７番の工事

を除く１４物件の落札率は，９４．３５％ないし９６．４４％であった。（査第１０９号証）

ウ　なお，日立については，予定価格が公表された物件のうち，受注しようとしたものについては，おしなべて予定価格の９３％から９４％程度の価格で入札し，受注しようとしなかったものについては，おしなべて予定価格の９９％程度の価格で入札していたとする日立の原の供述（査第２３０号証）がある。また，日立の原は，平成１５年７月１７日から同月１８日にかけて開催された「上下水ビジネス改革ワーキング（第３回）」と称する社内会議において，予定価格の９０％以下で受注しないとコンプライアンスで問題になる旨の発言を行い（査第１０２号証），当該会議の資料にも「工事予算の事前公表案件では９６％で落札した入札はそれ自体が談合であるという判断が出るなど，コンプライアンス的な判断の必然性からも事前公表の９０％前後での落札は常識化している。」と書き込んでいた。実際にも，平成１４年４月以降に日立が受注した３物件（物件番号４５番ないし４７番の工事）において，日立の落札率は９１．６２％ないし９２．６６％であり，日立が受注予定者となった場合には，税抜予定価格の９５％よりも低い同９２％程度に相当する価格で入札することとしていたものと推認される。

なお，この点について，日立は，原の前記発言及び書き込みは，原が電気システム事業に関する市場価格の下落について営業の視点から発言し，予定価格の９６％で落札された案件に談合の疑いありと報道されたことも踏まえ，予定価格の９０％以下で入札しても利益が出るようにコストを縮減することがコンプライアンス上疑念を持たれないためにも望ましい旨を意図して発言ないし記載したものであり，受注調整の発覚回避とは関係がないと主張するが，原が談合を疑われることを懸念して，予定価格の９０％前後で入札することが望ましいと考えていたことに変わりはなく，原が営業を担当する東京都発注の特定ポンプ設備工事においても，日立が受注予定者となった場合には，税抜予定価格の９５％程度よりも低い同９２％程度に相当する額を入札価格とすることとしていたものと推認できる。

(4)　複数回入札における最低価格入札者

本件違反行為期間中に発注された東京都発注の特定ポンプ設備工事中，

物件番号４番の工事を除く４６物件のうち，７物件（物件番号１番，３番，５番，６番，２４番，２８番及び２９番の工事）において，入札参加者すべての入札価格が税抜予定価格を超えていたため，２回以上の入札が行われたが，これら７物件すべてについて，１回目の入札で最低の価格で入札した者が，その後の入札においても最低の価格で入札して落札しており，当該７物件における落札率は，９７．８０％ないし９９．８４％であった。（査第１０９号証）

５　本件違反行為の存否についての判断

⑴　以上のとおり，本件違反行為について直接述べる供述調書及び社内資料が存在しており，それらの任意性ないし信用性につき特段否定すべき事情はみられず（前記１），本件違反行為を強くうかがわせる事実及び証拠が存在し（前記２），しかも，入札価格の連絡ないし決定について，平成１４年３月以前と同年４月以降につき，それぞれ，審査官主張の本件違反行為の態様に一致する証拠がある（前記２⑴及び⑵）。

なお，日立については，前記４⑶ウに照らし，日立が受注予定者となった場合には，税抜予定価格の９２％程度に相当する価格で入札することとしていたものと推認される。

また，前記３で認定した東京都発注の特定ポンプ設備工事の受注をめぐる被審人らの営業活動等や，前記４で認定した本件対象物件の受注状況等は，それのみでは直ちに本件違反行為を推認させるとまではいえないものの，本件違反行為につき一応の疑いを生じさせる事情といえるものであり，前記１及び２の事実とあいまって，やはり本件違反行為を裏付けるものというべきである。

そして，１４社のうち，鶴見及び新明和を除く各社については，本件違反行為を行っていたことを示す具体的な証拠ないし事実がある（荏原につき前記２⑻ほか，日立につき前記２⑺ほか，酉島につき査第２８５号証ほか，古河につき前記２⑵ほか，電業社につき前記２⑷ほか，三菱につき前記２⑹ほか，栗村につき査第９１号証ほか，新日本造機につき査第１１２号証ほか，クボタにつき前記２⑺ほか，石垣につき前記２⑸ほか，石川島播磨につき査第１１２号証ほか，由倉につき査第８３号証ほか）。また，元由倉の荒木は，供述調書（査第８３号証）において，「ポンプ業界のルールによらないメーカーの方，つまりポンプ業界で受注するための

ルールを認識しない方と出会うようなことはありませんでした」と，東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札参加業者の全社が本件違反行為を行っている旨供述しているところ，前記２(5)のとおり，鶴見及び新明和も入札に参加した物件番号３６番の工事について，受注調整のための具体的な話合いが専ら酉島，石垣及び電業社の間でなされていることは，鶴見及び新明和を含めた他社は当然にこの話合いの結果に従うことを前提としているものと認められる。さらに，鶴見及び新明和は，主ポンプ水中型等の水中ポンプを主力製品としているため入札参加実績は少ないものの，入札に参加した各物件に係る鶴見及び新明和の入札価格の状況をみると，鶴見及び新明和においても，本件違反行為の下における受注調整に参加していたものと考えて不自然なところはない。これらからすると，鶴見及び新明和も本件違反行為を行っていたと推認される。

したがって，１４社は，前記第３の１(1)ア及びイ記載のとおり，東京都発注の特定ポンプ設備工事について，遅くとも平成１１年４月１日以降，本件基本合意の下に，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていたことが認められる。

(2)ア　これに対し，被審人らは，平成１４年４月以降の入札において，税抜予定価格に対する比率で受注予定者の入札価格が決定されたのであれば，全物件を通して，落札者以外の者の入札率は常に落札者のそれを上回っていなければならないが，実際には落札者の入札率で最も高いものは９６．４％であるのに対し，落札者以外の者の入札率で最も低いものが９５．２９％であるなど，税抜予定価格に対する一定の比率によって受注予定者及びその他の入札参加者が自らの入札価格を決定していたということはできないと主張する。しかし，被審人らの主張は，平成１４年４月以降のすべての入札において，落札者がある率よりも高い入札率で入札せず，また，落札者以外の者がそれよりも低い入札率で入札しないという一定の率が存在するとの前提での議論であるところ，当審判官の認定は，前記第３の１(1)イ(ｳ)ｂのとおり，「受注予定者は税抜予定価格の９５％程度に相当する価格で入札し，他の入札参加者は自らが受注しないであろうと考えられる価格で入札する」というのであって，そのような画一的な基準が定められていたというのではないし，また，個々の物件ごとに受注予定者が積算内訳書の内容を他の入札参加者に

知らせることもあったのであるし，その他の価格連絡が一切なかったとしているものでもないから，被審人らの主張は，その前提において採用できない。

イ　日立は，技術部門において，応札した物件すべてについて見積システムを利用した積算を行っており，営業部門は，技術部門が決定した応札希望価格を変更せずに入札していたのだから，他の入札参加者との価格連絡に基づき入札価格を変更する余地はないと主張する。しかし，日立の主張を裏付ける日立の吉川は，参考人審訊において，主訊問に対しては，見積調書に記載された内訳ごとの見積金額を合計した額について経営管理部と協議して必要に応じてリスク分を上乗せしたものが応札希望価格になる旨供述しておきながら，審査官による反対訊問において，実際に使用された物件番号１６番の工事の見積調書である査第３６９号証を提示されて，技術部門による積算額と実際の入札価格が大幅に異なることを指摘されると，再主訊問においては，技術部門から提示された内訳ごとの見積金額に工場ごとの係数を乗じて合計したものが最終的な入札価格になる等，それまで説明のなかった供述を行うなど不自然であること，また，営業部門が技術部門から提示された応札希望価格を変更せずに入札価格としていたことについては立証がなく，むしろ，現実の入札では，営業側の最終的な判断によって応札価格を決めているという日立の担当者の供述（査第１０２号証，第１０５号証）もあることからすれば，日立の主張は採用できない。

ウ(ｱ)　古河及び新日本造機は，新日本造機が本件違反行為を行ったとの実質的証拠はない旨を主張するほか，仮に，新日本造機が本件違反行為を行っていたとしても，平成１２年９月７日に行われた物件番号１８番の工事の入札を最後に東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札には参加せず，希望票を提出したこともなく，東京都発注の特定ポンプ設備工事の市場から事実上撤退していたのであるから，その後１年以上を経過した平成１６年３月３０日に行われた本件に関する勧告（平成１６年（勧）第４号）は独占禁止法第７条第２項ただし書に違反するものである旨を主張する。

しかし，新日本造機も本件違反行為を行っていたと認められることは，前記(1)のとおりである。そして，違反行為に係る合意から離脱

したと認められるためには，離脱者が自らの内心において離脱を決意したにとどまるだけでは足りず，少なくとも離脱者の行動等から他の参加者が離脱者の離脱の事実をうかがい知るに十分な事情の存在が必要である。

しかるに，新日本造機は，平成１２年９月８日以降，東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札に参加していないものの，入札参加資格を喪失するなど他の参加者が新日本造機の離脱の事実をうかがい知るに十分な事情は認められず，かえって，その後，平成１４年４月１日から平成１６年３月３１日までを期間とする東京都の技術格付適格者の認定を申請してその認定を受け，東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札参加資格を維持している。（査第４５号証ないし第５０号証，百田信樹参考人）

また，平成１５年７月３日に入札が行われた物件番号４４番の工事の入札に際し，古河は，新日本造機が当該入札に参加を希望すると考え，新日本造機に対して希望票の提出の有無等を確認しており（査第２２３号証，第２２４号証，第２２６号証），このことから，他の入札参加者が新日本造機の本件合意からの離脱の事実をうかがい知るに十分な事情は存在していなかったと認められる。したがって，新日本造機が平成１２年９月８日以降，本件基本合意から離脱し，本件違反行為を行っていなかったとは認められない。

なお，古河及び新日本造機は，他の参加者が新日本造機の本件合意からの離脱の事実をうかがい知るに十分な事情が存在したとして，新日本造機が東京都発注のポンプ設備工事から事実上撤退したと認識している旨の三菱の森田の陳述書（審Ｅ第７号証）を証拠として挙げるが，当該陳述書は，平成１８年３月２４日に作成されたものであるところ，三菱が平成１３年ないし１５年ころにそのような認識を有していたことを証する内容のものではない。

(ｲ) したがって，古河及び新日本造機の前記主張は採用できない。

６　違反行為の取りやめ

１４社が遅くとも平成１１年４月１日以降本件違反行為を行っていたことは前記５で認定したとおりであるところ，本件について公正取引委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を開始した平成１５年７月２９日以降，１４

社が本件基本合意の下に受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を行っていないことについては争いがない。そうすると，同日以降，１４社は，本件違反行為を取りやめたものと認められる。

7　審査官のその他の主張について

⑴　審査官は，元電業社の嶋村の供述（査第９０号証），荏原の営業担当者のノート（査第７５号証）及び石川島播磨の松波の平成１４年版手帳（査第１０１号証）は，本件違反行為を直接証する証拠であると主張する。

しかし，嶋村は，東京都に対するポンプ設備工事の営業を担当したことがなく，嶋村が供述する受注調整は，神奈川県内の官公需のポンプ設備工事に係るものであること，査第７５号証は，荏原の大阪支社の営業担当者が上司の説明を記録したものと推認され（査第３４１号証），その記載内容が東京都発注の特定ポンプ設備工事に関するものとは認められないこと，松波が東京都に対するポンプ設備工事の営業を担当していたことの立証がないことから，これらの証拠は，本件違反行為を直接証する証拠となるものとはいえない。

⑵　審査官は，三菱の「ポンプ事業の変革整合性モデル」と題する文書（査第９８号証）は，本件違反行為を直接証する証拠であると主張する。

確かに，当該文書には，「既得権益不可侵の慣行」との文言が記載されているが，当該記載の趣旨を前後の文脈等から確定することはできず，本件違反行為を直接証する証拠となるものではない。

⑶　審査官は，荏原，日立，クボタ，酉島，電業社及び三菱の６社は，東京設計事務所が東京都から，優先発注すべき既設工事を判断するための資料作成を目的とする「ポンプ場雨水流入特性調査委託」業務を受託した際，この資料に前記６社の意見を反映させることや調査資料の内容を知ることを目的として，同業務に関連して他のコンサルタント業者３社が行った業務の費用を，前記６社が既設者となっているポンプ所等の割合により按分して負担したことについて，これは，既設者として有利な条件で受注するための行動であると主張する。

しかし，前記６社による費用負担が前記資料への６社の意見の反映につながるかどうかは定かでなく，また，調査資料の内容を知ることが既設者として有利な条件で受注するための行動であるということはできない。

⑷　審査官は，東京都発注の特定ポンプ設備工事の全物件の予定価格が事前

に公表されるようになった平成１４年４月以降における入札価格の決定方法は，荏原，日立，クボタ，酉島，電業社及び三菱の６社が平成１４年７月１８日に開催した風水力部会の会合において確認されたと主張する。

確かに，途中参加者を含め前記６社の担当者が当該会合に参加したことが認められる（査第６１号証，第６４号証，第６６号証，第６８号証，第８９号証）が，他の証拠を総合しても，当該会合において，東京都発注の特定ポンプ設備工事における入札価格について話し合われたことまでは認められない。

⑸　審査官は，平成１０年８月２０日に入札が行われた「中防内側ポンプ所ポンプ設備工事」，平成９年１２月１８日に入札が行われた東京都発注の「浅川処理場外３か所渇水対策施設工事」及び平成１１年２月５日に入札が行われた大阪市発注の「津守下水処理場雨水ポンプ設備工事」において受注調整が行われたこと並びに鶴見の大倉の供述（査第７６号証，第３４５号証）に係る事実を本件違反行為を推認させるものとして主張する。

しかし，本件違反行為とは時期又は対象工事が異なっているものであるところ，これらの事実について援用するまでもなく，本件違反行為の存在が認定されることは，前記５⑴のとおりである。

８　被審人らのその他の主張について

⑴　違反行為の主張立証構造

ア　鶴見は，本件審判の対象は「行為」でなければならないが，基本合意を形成する行為は違反行為として具体的に主張されておらず，また，基本合意の具体的な「維持行為」も主張されていないと主張する。

しかし，本件における違反行為は，本件基本合意の下に受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにするという複数の事業者による事業活動についての相互拘束であり，このような相互拘束の存在が立証されれば足りるのであって，基本合意を形成する行為ないし基本合意の確認などの基本合意を維持する行為について主張，立証を行う必要はない。

イ　酉島は，基本合意の有無に関する判断は，一定の具体的事実の存在を前提にした当該事実に対する法的評価であるから，基本合意の成立過程について具体的事実の主張，立証が必要であると主張する。しかし，民事訴訟における訴訟物たる請求権とその発生原因事実たる請求原因と

の関係とは異なり，基本合意により発生するのは前記アの相互拘束という立証可能な事実状態であって，法的評価ではない。したがって，前記アと同様，本件違反行為の存否を判断するに当たって基本合意の成立過程について主張，立証を行う必要はないというべきである。

(2)　一定の取引分野

古河及び新日本造機は，元由倉の荒木が，東京都発注の特定ポンプ設備工事に該当しない「新河岸東処理場赤羽・新浮間系ポンプ設備その２工事」についても，受注調整のルールによって受注調整が行われた旨を供述しており（査第８３号証），東京都発注の特定ポンプ設備工事を本件における一定の取引分野とすることには合理的根拠がないと主張する。

しかし，一定の取引分野は，本来，重層的に成立し得るものであって，公正取引委員会としては，その一つを選択して，それに係る違反行為を問擬することができるものである。本件においては，東京都発注の特定ポンプ設備工事を一定の取引分野とする本件違反行為を対象としているものであり，その他の取引分野における行為を問擬しなければならない理由はないから，古河及び新日本造機の主張は採用できない。

(3)　被審人以外の事業者

被審人らは，審判外３社も技術格付適格者の認定を受けており，東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札に参加してくる可能性が実際にあったのであるから，審判外３社を除く１４社による競争の実質的制限があったとは認められないと主張する。

しかし，入札に参加する資格を有していても実際には当該入札に参加することのない事業者は，当該入札の対象となる一定の取引分野における競争に影響を及ぼさないから，このような事業者を除いた実際の入札参加者により競争の実質的制限を行うことは可能である。本件については，審判外３社が本件基本合意を認識・認容していたと認められる証拠はなく，また，本件違反行為期間中に１４社以外の者が東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札に参加していなかったことからすれば，入札に参加した１４社が１４社間の合意により本件の一定の取引分野における競争を実質的に制限していたと認められる。

第６　争点２（排除措置の必要性）に対する審判官の判断

１　違反行為が既に無くなっていると認められる場合であっても，違反行為が

再び行われるおそれがある場合や，当該違反行為の結果が残存していて競争秩序の回復が不十分である場合などには，独占禁止法第５４条第２項に規定する「特に必要があると認めるとき」に該当すると解され，公正取引委員会は，審決をもって，被審人に対し，同法第７条第２項に規定する措置を命じなければならない。

２　本件違反行為終了後の状況

⑴　東京都は，本件違反行為期間前から，下水道施設全体に係る基本設計並びに土木工事及び建設工事に係る実施設計についてコンサルタント業者に委託している。また，下水道ポンプ設備工事の実施設計は東京都下水道局が自ら行っており，必要に応じて下水道ポンプの製造業者に対し，技術照会や見積書の提出依頼を行っており，以上の点については，本件違反行為期間後も変化はみられない。（査第３６２号証）

⑵　本件違反行為終了後，平成１７年１２月３１日までの東京都発注の特定ポンプ設備工事の発注件数は２６物件であり，このうち２物件は一般競争入札により，残りの２４物件は希望制指名競争入札によりそれぞれ発注されており，いずれも本件違反行為期間中に採られていた方法により引き続き発注されている。（査第３６１号証）

⑶　前記２６物件の入札には，１４社のうち由倉を除く１３社が１回以上参加しており，また，１４社以外では，扶桑建設工業が１物件の入札に参加したのみであり，入札参加者の状況にさしたる変化はみられない。（査第３６１号証）

⑷　前記２６物件を受注したのは，１４社中の９社である。また，既設工事である１６物件のうち，既設者が入札に参加しなかったものが２物件あるが，その余の１４物件のうち１１物件は，それぞれ既設者が受注している。なお，当該１１物件の落札率は８８．００％ないし９３．９５％で，その平均は９２．０３％であり，既設者が入札に参加しながら既設者以外の者が受注した３物件の落札率は８０．００％ないし８８．８４％で，その平均は８２．９５％であった。また，この３物件における次点入札者はいずれも各物件の既設者であり，うち１物件では，落札者と既設者が同額で入札し，くじ引きによって落札者が決定された。（査第３６１号証）

⑸　後記４のとおり，１４社のうち日立，古河，三菱，栗村，石川島播磨及び由倉の６社は，他社にポンプ設備工事に係る事業を譲渡し，若しくは会

社分割により承継させ，又は吸収合併により消滅した。

3　違反行為の再発のおそれがあること

(1)　東京都発注の特定ポンプ設備工事については，本件違反行為期間中と比べて，その発注方法に特段の変化がなく，新たな入札参加者もほとんどない（前記２）。

(2)　本件基本合意における既設工事の受注予定者の決定方法は，既設者が受注するという単純明快なものであったため，容易かつ確実に受注調整を行うことが可能であった。また，平成１４年４月以降における入札価格の決定方法は，受注予定者が税抜予定価格の９５％程度で入札し，他の入札参加者は自らが受注しないであろう価格で入札するというものであって，価格連絡がなくても予定価格を基準として入札価格を決定することができたところ，本件違反行為終了後も，東京都発注の特定ポンプ設備工事についての予定価格の事前公表は継続されている（査第３６２号証）。このため，受注予定者の決定に第三者の関与が必要であったり，入札参加者間での緊密な連絡が必要であったりする場合と異なり，容易に違反行為を再開することが可能である。

(3)　１４社は，遅くとも平成１１年４月１日以降，平成１５年７月２９日までの４年４か月という長期間にわたって本件違反行為を継続していたものであり，被審人らの間には強固な協調的関係が確立していたのであって，被審人らが再び共通の認識を形成することは容易である。

(4)　１４社が本件違反行為を取りやめたのは，公正取引委員会が立入検査を実施して審査を開始したからであり，自発的意思に基づくものではない。

(5)　以上のとおり，違反行為後においても，容易に違反行為を再開することが可能な状況にあり，違反行為が再び行われるおそれがあると認められる。

4　各社に係る個別事情

(1)　日立は，平成１８年４月１日，日立が約６８％の株式を保有する日立プラントテクノロジー（当時の商号は日立プラント建設株式会社）にポンプ設備に係る事業を会社分割により承継させた。これに伴い，ポンプ設備に係る事業に従事していた従業員の大部分が日立プラントテクノロジーに転籍した。（査第３５１号証ないし第３５７号証，第３７６号証の１及び２）

(2)　古河は，平成１７年３月３１日，古河の１００％子会社である古河産機

にポンプ設備に係る事業を会社分割により承継させた。これに伴い，ポンプ設備に係る事業に従事していた従業員は，すべて古河産機に出向している。古河産機の取締役７名中３名を古河の取締役が兼任しており，また，古河産機は，平成１７年１１月２８日以降，技術格付適格者の認定を受けている。（査第３４６号証ないし第３４９号証，第３６３号証）

⑶　三菱は，平成１８年１１月１日，三菱が３０％の株式を保有する新菱工業にポンプ設備に係る事業を譲渡した。なお，当該事業譲渡に係る契約において，三菱は，譲渡された事業を行わない競業避止義務を負っている。

また，三菱は，平成１８年１１月１５日，三菱が保有する新菱工業の株式のすべてを新菱冷熱に譲渡した。

（審Ｅ第１７号証，第１８号証）

⑷　粟村は，平成１６年１２月１６日，みるべき資本関係のない鶴見にその営業のすべてを譲渡し，平成１７年８月１日，株主総会の決議を行って解散し，清算手続中である。（査第３５０号証）

⑸　石川島播磨は，平成１８年４月１日，みるべき資本関係のない荏原にポンプ設備に係る事業を営業譲渡した。

なお，当該営業譲渡に係る契約において，石川島播磨は，譲渡された事業と競業する行為を２０年間行わない競業避止義務を負っている。

（査第３５８号証ないし第３６０号証，第３７７号証）

⑹　由倉は，平成１８年４月ころ，荏原の１００％子会社となり，また，同年６月１日，荏原の１００％子会社である荏原ハイドロテック（同日付けで「株式会社荏原由倉ハイドロテック」に商号変更）に吸収合併された。（争いがない。）

５　営業譲渡等を行った被審人に対する措置の必要性

違反行為を行った事業者が，違反行為の対象となった事業の全部を他の事業者に譲渡し，又は承継させて，自らは当該事業から撤退した場合は，特段の事情がない限り，将来，当該違反行為者が同様の違反行為を再び行うおそれはなく，また，事業撤退により現在の競争秩序には関与しなくなることから，独占禁止法第５４条第２項に規定する「特に必要があると認めるとき」に該当せず，排除措置を命じる必要はないものというべきである。しかし，当該事業を譲渡し，又は承継させた相手方事業者が，自らの１００％子会社であるなど，当該違反行為者の完全な支配下にあると認められる場合は，当

該相手方事業者が同様の違反行為を行うおそれがあって，当該違反行為者に対し，当該相手方事業者の違反行為を抑止するために必要な措置を講じさせることが適当であると認められる限り，独占禁止法第５４条第２項に規定する「特に必要があると認めるとき」に該当するものとして，当該違反行為者者に対し，同法第７条第２項に規定する措置を命じることが適当である。

６　各被審人に対する措置の必要性

⑴　荏原，酉島，電業社，鶴見，新明和，新日本造機は，本件違反行為期間終了後も東京都発注の特定ポンプ設備工事の取引分野に係る入札に参加し，又は参加し得る状態にあり，前記１ないし３で判断したところに照らし，本件違反行為と同様の違反行為を再び行うおそれがあるから，競争秩序の回復の点について判断するまでもなく，排除措置を命じる必要があると認められ，また，前記１ないし３及び４⑵で判断したところに照らし，古河産機についても，前記⑴の各社と同様に違反行為を行うおそれがあるものと認められる。

⑵　古河は，前記４⑵のとおり，１００％子会社である古河産機にポンプ設備に係る事業を会社分割により承継させており，古河自身はポンプ設備に係る事業を営んでいないが，古河産機を人的・物的に支配しており，同社を指導して違反行為の排除を確保することが可能な地位にあるものと認められる。したがって，前記５で述べたところに照らし，主文掲記のとおりの排除措置を命じる必要があると認められる。

⑶　日立及び三菱は，前記４⑴及び⑶のとおり，それぞれ他社にポンプ設備に係る事業を会社分割により承継させ，又は譲渡して，当該事業から撤退しているところ，当該他社との間に前記５で述べたような支配関係が存するとまでは認められないから，排除措置を命じる必要があるとは認められない。

⑷　粟村は，前記４⑷のとおり，その事業の全部を他社に譲渡した上，既に解散し，清算中であるため，同様の違反行為を再び行うおそれがなく，排除措置を命じる実益がないことから，排除措置を命じる必要があるとは認められない。

⑸　なお，クボタ，石垣及び石川島播磨に対しては，既に独占禁止法第５３条の３の規定に基づき，既に同意審決がされている。

⑹　審査官は，違反行為者の子会社等が，当該違反行為に関する事業を営ん

でおり，又は事業譲渡や合併等により当該事業を営むに至った場合において，違反行為に係る市場の競争秩序の回復が不十分であるとき又は当該子会社等が同様の違反行為を行うおそれが認められるときなどには，排除措置を採るべき特段の必要性が認められ，資本関係に基づく議決権や役員の兼任による人的支配力により，違反行為者がかかる措置を採ることが可能である限り，そのような措置を命じるべきであるとして，日立プラントテクノロジー及び由倉の親会社である日立及び荏原に対しても，競争秩序を回復し，違反行為の再発を防止するために必要な措置を採るよう日立プラントテクノロジー及び由倉に指導する内容の排除措置を命じるべきであると主張する。

しかし，独占禁止法第５４条第２項の規定に基づく排除措置は，自らが行った違反行為について「特に必要があると認めるとき」に命じられることが原則であり，前記４(6)のとおり本件違反行為終了後に由倉を１００％子会社とし，その後由倉を吸収合併した荏原由倉ハイドロテックの親会社である荏原に対し，由倉の違反行為に関して排除措置を命じることはできない。また，日立については，前記(3)に述べたとおりである。

7　被審人の反論について

(1)　古河及び新日本造機の主張

ア　古河及び新日本造機は，本件違反行為において，平成１４年４月以降も価格連絡がなされることがあったのであれば，価格連絡が不要とはいえず，受注予定者は予定価格の９５％程度に相当する価格で入札し，他の入札参加者は自らが受注しないであろう価格で入札するという抽象的かつ曖昧な内容では受注調整を行うこと自体が著しく困難であるので，受注調整方法が明確で価格連絡が不要であるとはいえないこと，本件違反行為が長期間続いていたとしても，既に本件違反行為が終了してから３年以上経過していることにかんがみれば，今後も本件違反行為と同一ないし社会通念上同一性があると考え得る行為が行われるおそれが極めて低いこと，本件違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査によるものであったとしても，現時点において，将来における違反行為の再発のおそれの有無を判断するに当たって３年以上も前の本件違反行為の終了の契機を考慮することは無意味であること，東京都発注の特定ポンプ設備工事の市場において，新規参入者がほとんどないことは

違反行為の再発のおそれとは関係がないことから，違反行為の再発のおそれがあるとはいえないと主張する。

しかし，平成１４年４月以降の価格決定及び連絡等の態様については前記第３の１(1)イ(ｳ)ｂのとおりと認められる（前記第５の５(1)）のであって，同月以降，受注予定者が他の入札参加者に対し，入札時に提出が求められる積算内訳書を提供すること等により，入札価格の連絡が行われる場合があったにせよ，原則として，公表された予定価格を基準として受注予定者及び他の入札参加者の入札価格を決めるため価格連絡は必ずしも必要でなかったのであり，既設工事における受注予定者の決定方法が単純明快なものであったことも考慮すれば，特段の準備なく比較的容易に違反行為を再開することが可能であると認められる。また，本件違反行為が終了してから３年以上が経過しているとしても，違反行為が長期間続いており，その取りやめも被審人の自発的意思によるものではないため，被審人間に確立していた強固な協調的関係や受注調整を行う意欲が完全に消滅しているとは認められない。さらに，みるべき新規入札参加者がいないなどの状況は違反行為の再発を困難にするものではないというべきである。以上によれば，明確な本件基本合意の破棄などの排除措置が採られなければ，違反行為が再び行われるおそれがあると認められるのであって，古河及び新日本造機の前記主張は採用できない。

イ　古河及び新日本造機は，新日本造機は，全国の公共事業用ポンプ事業から完全に撤退し，東京都から技術格付適格者の認定を受けておらず，東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札に参加し得る状況にないことから，新日本造機に対する排除措置の必要性は認められないと主張する。

しかし，新日本造機による公共事業用ポンプ事業からの撤退とは，民需主体のポンプ事業に構造転換を進めるというもので（審Ｃ第１２号証），ポンプ設備に係る事業は継続しており，また，現時点においては東京都から技術格付適格者の認定を受けていなくとも，再び当該認定を得ることは可能であって（査第３６２号証），公共事業用ポンプ事業から撤退する旨のプレスリリースが当該事業への再参入にとって若干の障害になることがあるとしても，新日本造機が自らの判断で再び東京都発注の特定ポンプ設備工事の入札に参加することが可能であるから，古

河及び新日本造機の前記主張は採用できない。

(2)　新明和の主張

ア　新明和は，本件基本合意は独占禁止法違反と認定され，公序良俗に反する意味で無効であり，基本合意が無効であれば，改めて基本合意を取り消す必要もないから，排除措置はもとより必要ないと主張する。

しかし，本件基本合意の民事上の有効無効は，独占禁止法に基づく排除措置の必要性とは関係がないから，その主張は失当である。

イ　新明和は，排除措置の目的は，違反行為により発生した違法状態の排除・変更にあるのであって，違反行為の再発防止は目的の範囲に含まれないから，違反行為の再発のおそれがあることは，独占禁止法第５４条第２項に規定する「特に必要があるとき」に該当しないと主張する。

しかし，独占禁止法第５４条第２項は，審決の時点では既に違反行為が無くなっているが，当該違反行為が将来繰り返されるおそれがある場合や，当該違反行為の結果が残存しており，競争秩序の回復が不十分である場合などには，なお違反行為の排除を命じる必要があることから，このような場合を「特に必要があると認めるとき」として，排除措置を命じるべきものとしたと解される（東京高等裁判所平成１６年４月２３日判決・公正取引委員会審決集第５１巻第８５７頁）から，その主張は採用できない。

ウ　新明和は，公正取引委員会が審決により被審人に対して命じるべき排除措置の内容について，前記第４の６(2)のとおり，るる主張する。

しかし，独占禁止法第５４条第２項の「特に必要があると認めるとき」の要件該当性の判断のみならず，同法の規定に基づいて命じられる排除措置の内容の判断についても，競争政策について専門的な知見を有する公正取引委員会の裁量にゆだねられているというべきところ，新明和の主張は，いずれも，裁量権の逸脱ないし濫用の根拠となるものではない。

第７　法令の適用

以上によれば，被審人１０社は，クボタ，石垣，石川島播磨及び由倉と共同して，東京都発注の特定ポンプ設備工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって，これは，独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し，同法第３条の

規定に違反するものである。

本件については，違反行為が再び行われるおそれがあって，排除措置の必要性が存在すると認められるので，独占禁止法第５４条第２項の規定により，被審人１０社のうち，荏原，酉島，古河，電業社，鶴見，新明和，新日本造機については，主文第１項ないし第５項のとおり審決することが相当であると判断する。日立，三菱及び栗村に対しては，同法第５４条第２項に規定する「特に必要があると認めるとき」に該当しないので，同条第３項の規定により，主文第６項及び第７項のとおり審決することが適当であると判断する。

平成１９年１２月２８日

公正取引委員会事務総局

審判官　　原　　啓一郎

審判官　　小　林　　渉

審判長審判官鵜瀞恵子は転任のため署名押印できない。

審判官　　原　　啓一郎

別　紙

表１－１　被審人目録

事業者	本店の所在地	代表者
株式会社荏原製作所	東京都大田区羽田旭町１１番１号	代表取締役　矢後夏之助
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内一丁目６番６号	代表執行役　古川　一夫
株式会社酉島製作所	大阪府高槻市宮田町一丁目１番８号	代表取締役　大江　佳典
古河機械金属株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目２番３号	代表取締役　吉野　哲夫
株式会社電業社機械製作所	東京都大田区大森北一丁目５番１号	代表取締役　渡邉　昌信
三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目１６番５号	代表取締役　佃　　和夫
株式会社鶴見製作所	大阪市鶴見区鶴見四丁目１６番４０号	代表取締役　辻本　　治
株式会社粟村製作所	大阪市北区梅田一丁目３番１－３００号	代表清算人　明田　　務
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町１番１号	代表取締役　井手　寿之
新日本造機株式会社	東京都品川区大崎二丁目１番１号	代表取締役　保永　重治

表１－２　代理人目録

被審人	代理人
株式会社荏原製作所 株式会社電業社機械製作所	弁護士　志田至朗 復代理人弁護士　鈴木一洋
株式会社日立製作所	弁護士　山田宰 同　對﨑綾子 同　竹田久美子 同　石原達夫
株式会社酉島製作所	弁護士　河合弘之 同　町田弘香 同　泊昌之 同　松村昌人 同　松尾慎祐 同　望月賢司 同　高野裕之 復代理人弁護士　洞敬
古河機械金属株式会社 新日本造機株式会社	弁護士　岩下圭一 同　佐藤水暁
三菱重工業株式会社	弁護士　川合弘造 同　内田るみ子 復代理人弁護士　弘中聡浩 同　紺野博靖
株式会社鶴見製作所	弁護士　塩路広海 同　奥田聡子 同　川瀬まやな 同　堀政哉
株式会社粟村製作所	弁護士　森本宏 同　川口久美子 同　松岡直樹 同　児玉実史 同　生沼寿彦
新明和工業株式会社	弁護士　福田浩 同　坂本成

表２

事業者	本店の所在地	代表者
株式会社クボタ	大阪市浪速区敷津東一丁目２番４７号	代表取締役　幡掛　大輔
株式会社石垣	東京都中央区京橋一丁目１番１号	代表取締役　石垣　　真
石川島播磨重工業株式会社	東京都江東区豊洲三丁目１番１号	代表取締役　伊藤　源嗣
株式会社由倉	東京都千代田区麹町五丁目７番地秀和紀尾井町テービーアールビル７０３号	代表取締役　小倉　義人

表３　被審人及び表２記載の事業者以外の者で，会社分割によりポンプ据付け工事の建設業を承継した事業者

事業者	本店の所在地	備　考
古河産機システムズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号	古河機械金属株式会社が，平成１６年５月１９日に全額出資により設立し，平成１７年３月３１日に会社分割により，ポンプ据付け工事の建設業を承継した者である。

表４

東京都発注の特定ポンプ設備工事一覧表（平成１１年４月１日～平成１５年７月２９日）

物件番号	物件名	工事の概要	発注方法	公表日	仕様書渡日	入札日	予定価格			落札額(C) 落札率(C/A)	入札状況　上段：入札価格(D)，下段：入札価格の税抜予定価格に占める割合(D/B)														
							事前公表	予定価格(A)	税抜予定価格(B)		回	荏原	日立	クボタ	西島	古河	電業社	三菱	石垣	鶴見	栗村	新明和	新日本造機	石川島播磨	由倉
1	森ヶ崎処理場併設東糀谷ポンプ所低段ポンプ設備その３工事	東糀谷ポンプ所の低段ポンプ室に汚水ポンプ４台を追加して設置する工事	希望	H11.4.1	H11.4.28	H11.5.18	無	978,085,500	931,510,000	976,500,000 99.84%	1	960,000,000 103.06%	1,045,000,000 112.18%		990,000,000 106.28%		1,020,000,000 109.50%	1,030,000,000 110.57%	990,000,000 106.28%		989,000,000 106.17%			995,000,000 106.82%	977,000,000 104.88%
											2	930,000,000 99.84%	入札辞退		945,000,000 101.45%		950,000,000 101.98%	950,000,000 101.98%	940,000,000 100.91%		946,000,000 101.56%			955,000,000 102.52%	942,000,000 101.13%
											3														
2	浅川処理場ポンプ設備その３工事	浅川処理場の沈砂池・ポンプ棟に汚水ポンプ１台を追加して設置する工事	希望	H11.4.1	H11.4.28	H11.5.18	無	96,831,000	92,220,000	95,550,000 98.68%	1	92,400,000 100.20%	98,000,000 106.27%		96,500,000 104.64%		96,500,000 104.64%	98,000,000 106.27%	98,000,000 106.27%		91,000,000 98.68%		94,000,000 101.93%	94,000,000 101.93%	93,800,000 101.71%
											2														
											3														
3	雑色ポンプ所ポンプ設備工事	新たに建設する雑色ポンプ所に雨水ポンプ５台を設置する工事	希望	H11.4.15	H11.5.27	H11.6.10	無	1,397,445,000	1,330,900,000	1,375,500,000 98.43%	1	1,420,000,000 106.69%	1,390,000,000 104.44%		1,340,000,000 100.68%		1,420,000,000 106.69%	1,450,000,000 108.95%						1,380,000,000 103.69%	
											2	1,325,000,000 99.56%	入札辞退		1,310,000,000 98.43%		1,325,000,000 99.56%	1,332,000,000 100.08%						1,330,000,000 99.93%	
											3														
4	砂町水処理センター汚泥ポンプ設備改良工事	砂町水処理センターの砂系水処理設備に設置されている汚泥ポンプを撤去して，新たな汚泥ポンプ６台を設置する工事	希望	H11.5.17	H11.6.9	H11.6.24	無	61,330,500	58,410,000	49,350,000 80.47%	1	45,000,000 77.04%	54,000,000 92.45%		46,700,000 79.95%		47,800,000 81.84%	48,500,000 83.03%					47,000,000 80.47%		
											2														
											3														
5	六郷ポンプ所ポンプ設備整備その２工事	六郷ポンプ所に設置されている雨水ポンプを撤去して，新たな雨水ポンプ２台を設置する工事	希望	H11.7.1	H11.9.16	H11.9.30	無	503,181,000	479,220,000	493,500,000 98.08%	1	508,000,000 106.01%	520,000,000 108.51%	500,000,000 104.34%	527,000,000 109.97%		522,000,000 108.93%		510,000,000 106.42%		526,500,000 109.87%				
											2	492,000,000 102.67%	入札辞退	485,000,000 101.21%	495,000,000 103.29%		495,000,000 103.29%		490,000,000 102.25%		495,000,000 103.29%				
											3	480,000,000 100.16%		470,000,000 98.08%	480,000,000 100.16%		480,000,000 100.16%		482,000,000 100.58%		480,000,000 100.16%				
6	芝浦処理場併設芝浦ポンプ所ポンプ設備その４工事	芝浦ポンプ所の竹芝系ポンプ室に雨水ポンプ２台を追加して設置する工事	希望	H11.7.15	H11.9.16	H11.9.30	無	628,057,500	598,150,000	614,250,000 97.80%	1	600,000,000 100.31%	625,000,000 104.49%		620,000,000 103.65%		637,000,000 106.50%		615,000,000 102.82%		622,000,000 103.99%				
											2	585,000,000 97.80%	入札辞退		593,000,000 99.14%		594,000,000 99.31%		590,000,000 98.64%		594,000,000 99.31%				
											3														
7	汐留第二ポンプ所ポンプ設備その２工事	汐留第二ポンプ所に雨水ポンプ２台を追加して設置する工事	希望	H11.8.16	H11.10.6	H11.10.21	有	985,635,000	938,700,000	954,975,000 96.89%	1	922,000,000 98.22%	909,500,000 96.89%	928,000,000 98.86%	917,000,000 97.69%		921,000,000 98.11%		914,000,000 97.37%		910,000,000 96.94%				
											2														
											3														
8	多摩川上流処理場ポンプ設備その６工事	多摩川上流処理場に設置されている汚水ポンプを撤去して，新たな汚水ポンプ１台を設置する工事	希望	H11.9.1	H11.10.6	H11.10.21	無	107,089,500	101,990,000	99,750,000 93.15%	1	99,200,000 97.26%	95,000,000 93.15%		103,000,000 100.99%		104,000,000 101.97%				105,000,000 102.95%		110,000,000 107.85%		99,500,000 97.56%
											2														
											3														
9	新河岸東処理場送泥ポンプ設備工事	新たに建設する新河岸東処理場の送泥ポンプ室に送泥ポンプ２台を設置する工事	希望	H11.8.16	H11.10.14	H11.11.2	無	270,280,500	257,410,000	262,500,000 97.12%	1	263,000,000 102.17%	268,000,000 104.11%		262,000,000 101.78%		250,000,000 97.12%						256,000,000 99.45%		
											2														
											3														
10	砂町処理場東陽大島系ポンプ設備その２工事	砂町水処理センターの東陽大島系ポンプ室に汚水ポンプ２台を追加して設置する工事	希望	H11.10.15	H11.11.18	H11.12.2	無	356,653,500	339,670,000	346,500,000 97.15%	1	342,000,000 100.69%	360,000,000 105.99%	346,000,000 101.86%	330,000,000 97.15%		347,000,000 102.16%		340,000,000 100.10%		344,000,000 101.27%			341,000,000 100.39%	
											2														
											3														
11	新河岸東処理場汚泥ポンプ設備工事	新たに建設する新河岸東処理場の左岸第一沈澱池及び左岸第二沈殿池に汚泥ポンプ１０台を設置する工事	希望	H11.8.16	H11.12.2	H11.12.16	無	724,657,500	690,150,000	695,100,000 95.92%	1	690,000,000 99.98%	680,000,000 98.53%		690,000,000 99.98%	662,000,000 95.92%	708,000,000 102.59%								
											2														
											3														
12	森ヶ崎処理場併設東糀谷ポンプ所低段ポンプ設備その４工事	東糀谷ポンプ所の低段ポンプ室に汚水ポンプ１台を追加して設置する工事	希望	H12.4.3	H12.4.26	H12.5.11	無	289,831,500	276,030,000	262,500,000 90.57%	1	250,000,000 90.57%	269,000,000 97.45%	262,000,000 94.92%	264,000,000 95.64%		265,000,000 96.00%	270,000,000 97.82%	259,000,000 93.83%		261,000,000 94.55%				
											2														
											3														
13	第二溜池幹線排水ポンプ所機械設備工事	第二溜池幹線管渠内の立坑の中に，新たに汚泥ポンプ３台を設置する工事	希望	H12.4.3	H12.5.8	H12.5.23	無	82,278,000	78,360,000	79,800,000 96.99%	1	79,500,000 101.45%	82,000,000 104.65%	76,000,000 96.99%		79,000,000 100.82%	79,700,000 101.71%	82,000,000 104.65%					78,500,000 100.18%			
											2														
											3														
14	蔵前処理場排水ポンプ設備工事	蔵前処理場に汚水ポンプ２台を追加して設置する工事	希望	H12.4.17	H12.5.17	H12.6.1	無	196,507,500	187,150,000	194,250,000 98.85%	1	197,000,000 105.26%		185,000,000 98.85%	196,000,000 104.73%		194,000,000 103.66%	194,000,000 103.66%	192,000,000 102.59%		193,500,000 103.39%			191,000,000 102.06%	191,000,000 102.06%
											2														
											3														

注：落札業者の入札価格等には網かけを行っている。

表４

東京都発注の特定ポンプ設備工事一覧表（平成１１年４月１日～平成１５年７月２９日）

物件番号	物件名	工事の概要	発注方法	公表日	仕様書渡日	入札日	予定価格			落札額(C) 落札率(C/A)	入札状況　上段：入札価格(D)，下段：入札価格の税抜予定価格に占める割合(D/B)														
							事前公表	予定価格(A)	税抜予定価格(B)		回	荏原	日立	クボタ	西島	古河	電業社	三菱	石垣	鶴見	栗村	新明和	新日本造機	石川島播磨	由倉
15	谷端川一号幹線排水ポンプ所機械設備工事	谷端川一号幹線管渠内の立坑の中に，新たに管渠内排水ポンプ2台を設置する工事	希望	H12.5.1	H12.5.23	H12.6.8	無	92,263,500	87,870,000	88,200,000 95.60%	1	89,500,000 101.86%		89,200,000 101.51%	89,000,000 101.29%		84,000,000 95.60%		85,400,000 97.19%	86,000,000 97.87%	88,700,000 100.94%		85,600,000 97.42%		
											2														
											3														
16	両国ポンプ所ポンプ設備工事	新たに建設する両国ポンプ所に雨水ポンプ3台を設置する工事	希望	H12.4.17	H12.6.8	H12.6.22	有	2,103,990,000	2,003,800,000	2,051,700,000 97.51%	1	1,960,000,000 97.81%	1,954,000,000 97.51%	1,975,000,000 98.56%	1,970,000,000 98.31%		1,973,000,000 98.46%	1,980,000,000 98.81%							
											2														
											3														
17	浜町第二ポンプ所ポンプ設備その3工事	浜町第二ポンプ所に汚水ポンプ2台を追加して設置する工事	希望	H12.7.3	H12.8.2	H12.8.22	無	121,779,000	115,980,000	120,750,000 99.16%	1	121,000,000 104.33%	138,000,000 118.99%		121,000,000 104.33%		122,000,000 105.19%	115,000,000 99.16%	118,000,000 101.74%		121,000,000 104.33%		118,000,000 101.74%	120,000,000 103.47%	118,800,000 102.43%
											2														
											3														
18	鮫洲ポンプ所合流改善施設排水ポンプ設備工事	鮫洲ポンプ所の敷地内に新たに建設する合流改善施設に管渠内排水ポンプ2台を設置する工事	希望	H12.6.15	H12.8.24	H12.9.7	無	87,244,500	83,090,000	84,000,000 96.28%	1	86,000,000 103.50%			83,200,000 100.13%		83,000,000 99.89%			81,000,000 97.48%	84,900,000 102.18%	80,000,000 96.28%	83,000,000 99.89%			
											2														
											3														
19	日本堤ポンプ所ポンプ設備整備その4工事	日本堤ポンプ所に設置されている雨水ポンプを撤去して，新たな雨水ポンプ2台を設置する工事	希望	H12.7.17	H12.8.30	H12.9.19	無	528,444,000	503,280,000	514,500,000 97.36%	1	490,000,000 97.36%	527,000,000 104.71%		508,000,000 100.94%		512,000,000 101.73%	513,000,000 101.93%	506,000,000 100.54%		510,000,000 101.34%			511,000,000 101.53%	
											2														
											3														
20	森ヶ崎処理場併設東糀谷ポンプ所高段ポンプ設備その2工事	東糀谷ポンプ所の高段ポンプ室に雨水ポンプ3台及び汚水ポンプ3台を追加して設置する工事	希望	H12.9.18	H12.11.1	H12.11.16	有	1,153,635,000	1,098,700,000	1,106,700,000 95.93%	1	1,054,000,000 95.93%	1,064,000,000 96.84%	1,065,000,000 96.93%	1,070,000,000 97.39%		1,068,000,000 97.21%	1,085,000,000 98.75%	1,085,000,000 98.75%		1,077,000,000 98.02%				
											2														
											3														
21	蔵前処理場ポンプ設備その2工事	蔵前処理場に雨水ポンプ2台を追加して設置する工事	希望	H12.9.18	H12.11.9	H12.11.28	有	1,144,815,000	1,090,300,000	1,097,250,000 95.85%	1	1,053,000,000 96.58%	1,077,000,000 98.78%	1,045,000,000 95.85%	1,070,000,000 98.14%		1,060,000,000 97.22%	1,070,000,000 98.14%	1,076,000,000 98.69%		1,066,000,000 97.77%				
											2														
											3														
22	第二十二社幹線排水ポンプ所機械設備工事	第二十二社幹線管渠内の立坑の中に，新たに管渠内排水ポンプ2台を設置する工事	希望	H13.5.1	H13.5.29	H13.6.5	無	22,764,000	21,680,000	22,050,000 96.86%	1	22,900,000 105.63%	23,500,000 108.39%	21,000,000 96.86%	22,100,000 101.94%		23,600,000 108.86%	22,300,000 102.86%	21,900,000 101.01%		22,600,000 104.24%			22,000,000 101.48%	22,900,000 105.63%
											2														
											3														
23	永代幹線排水ポンプ所機械設備工事	永代幹線管渠内の立坑の中に，新たに管渠内排水ポンプ3台を設置する工事	希望	H13.5.1	H13.5.31	H13.6.14	無	75,358,500	71,770,000	73,500,000 97.53%	1	76,400,000 106.45%		73,000,000 101.71%	72,500,000 101.02%		74,200,000 103.39%	73,300,000 102.13%	72,400,000 100.88%	70,000,000 97.53%	73,300,000 102.13%	73,000,000 101.71%			78,000,000 108.68%
											2														
											3														
24	本田ポンプ所ポンプ設備再構築工事	本田ポンプ所に設置されている雨水ポンプを撤去して，新たな雨水ポンプ2台を設置する工事	希望	H13.5.1	H13.6.21	H13.7.5	無	501,753,000	477,860,000	497,700,000 99.19%	1	580,000,000 121.37%	605,000,000 126.61%	597,000,000 124.93%	610,000,000 127.65%		592,000,000 123.89%	615,000,000 128.70%	612,000,000 128.07%		606,000,000 126.82%			595,000,000 124.51%	
											2	520,000,000 108.82%	入札辞退	548,000,000 114.68%	560,000,000 117.19%		538,000,000 112.59%	550,000,000 115.10%	546,000,000 114.26%		568,000,000 118.86%			550,000,000 115.10%	
											3	474,000,000 99.19%		入札辞退	510,000,000 106.73%		497,000,000 104.01%	500,000,000 104.63%	514,000,000 107.56%		509,000,000 106.52%			495,000,000 103.59%	
25	新河岸東処理場（右岸）ポンプ設備工事	新河岸東処理場の敷地内に新たに建設する右岸ポンプ室に雨水ポンプ4台を設置する工事	公募	H13.6.1	H13.6.27	H13.7.12	有	1,640,520,000	1,562,400,000	1,575,000,000 96.01%	1	1,526,000,000 97.67%	1,539,000,000 98.50%	1,500,000,000 96.01%	1,533,000,000 98.12%		1,533,000,000 98.12%	1,533,000,000 98.12%			1,515,000,000 96.97%				
											2														
											3														
26	両国ポンプ所ポンプ設備その2工事	両国ポンプ所に雨水ポンプ3台を追加して設置する工事	公募	H13.6.1	H13.6.27	H13.7.12	有	1,698,795,000	1,617,900,000	1,647,450,000 96.98%	1	1,590,000,000 98.28%	1,569,000,000 96.98%	1,590,000,000 98.28%	1,588,000,000 98.15%		1,589,000,000 98.21%	1,585,000,000 97.97%			1,594,000,000 98.52%				
											2														
											3														
27	羽田ポンプ所ポンプ設備再構築工事	羽田ポンプ所に設置されている雨水ポンプを撤去して，新たな雨水ポンプ2台を設置する工事	希望	H13.8.15	H13.10.3	H13.10.18	無	475,293,000	452,660,000	451,500,000 94.99%	1	430,000,000 94.99%	485,000,000 107.14%	453,000,000 100.08%	450,000,000 99.41%			465,000,000 102.73%	443,000,000 97.87%		447,000,000 98.75%				
											2														
											3														
28	北多摩一号処理場ポンプ設備整備工事	北多摩一号処理場の沈砂池ポンプ室に設置されている汚水ポンプを撤去して，新たな汚水ポンプ2台を設置する工事	希望	H13.8.15	H13.10.3	H13.10.18	無	223,272,000	212,640,000	220,500,000 98.76%	1	248,000,000 116.63%	249,000,000 117.10%	245,000,000 115.22%	230,000,000 108.16%			245,000,000 115.22%			246,000,000 115.69%				234,700,000 110.37%
											2	225,000,000 105.81%	入札辞退	227,000,000 106.75%	220,000,000 103.46%			227,000,000 106.75%			227,000,000 106.75%				225,500,000 106.05%
											3	入札辞退		218,000,000 102.52%	210,000,000 98.76%			215,000,000 101.11%			217,000,000 102.05%				218,000,000 102.52%

注：落札業者の入札価格等には網かけを行っている。

表４

東京都発注の特定ポンプ設備工事一覧表（平成１１年４月１日～平成１５年７月２９日）

物件番号	物件名	工事の概要	発注方法	公表日	仕様書渡日	入札日	予定価格			落札額(C) 落札率(C/A)	入札状況　上段：入札価格(D)，下段：入札価格の税抜予定価格に占める割合(D/B)														
							事前公表	予定価格(A)	税抜予定価格(B)		回	荏原	日立	クボタ	西島	古河	電業社	三菱	石垣	鶴見	粟村	新明和	新日本造機	石川島播磨	由倉
29	森ヶ崎処理場併設東糀谷ポンプ所低段ポンプ設備その5工事	東糀谷ポンプ所の低段ポンプ室に汚水ポンプ1台を追加して設置する工事	希望	H13.8.15	H13.10.24	H13.11.8	無	342,153,000	325,860,000	336,000,000 98.20%	1	345,000,000 105.87%	398,000,000 122.14%	359,000,000 110.17%	360,000,000 110.48%		入札辞退	370,000,000 113.55%	354,000,000 108.64%		358,000,000 109.86%			357,000,000 109.56%	353,000,000 108.33%
											2	330,000,000 101.27%	入札辞退	333,000,000 102.19%	340,000,000 104.34%			340,000,000 104.34%	339,000,000 104.03%		342,000,000 104.95%			341,000,000 104.65%	335,000,000 102.80%
											3	320,000,000 98.20%		329,000,000 100.96%	325,000,000 99.74%			327,000,000 100.35%	328,000,000 100.66%		327,600,000 100.53%			329,000,000 100.96%	326,000,000 100.04%
30	堀切ポンプ所ポンプ設備再構築工事	堀切ポンプ所に設置されている雨水ポンプを撤去して，新たな雨水ポンプ2台を設置する工事	希望	H13.8.15	H13.11.8	H13.11.22	無	507,475,500	483,310,000	504,000,000 99.32%	1	480,000,000 99.32%	530,000,000 109.66%	510,000,000 105.52%	500,000,000 103.45%			498,000,000 103.04%	494,000,000 102.21%		496,600,000 102.75%				491,000,000 101.59%
											2														
											3														
31	芝浦処理場併設芝浦ポンプ所ポンプ設備その5工事	芝浦ポンプ所の芝浦系ポンプ室に2台の汚水ポンプを追加して設置し，竹芝系ポンプ室に3台の汚水ポンプを追加して設置する工事	希望	H14.5.13	H14.6.4	H14.6.20	有	829,195,500	789,710,000	792,750,000 95.60%	1	765,000,000 96.87%		769,000,000 97.38%	770,000,000 97.50%		767,000,000 97.12%	755,000,000 95.60%	766,000,000 97.00%		766,000,000 97.00%			766,000,000 97.00%	
											2														
											3														
32	北多摩一号処理場ポンプ設備整備その2工事	北多摩一号処理場の沈砂池ポンプ室に設置されている汚水ポンプを撤去して，新たな汚水ポンプ1台を設置する工事	希望	H14.5.13	H14.6.4	H14.6.20	有	113,515,500	108,110,000	107,100,000 94.35%	1	105,000,000 97.12%		104,000,000 96.20%	102,000,000 94.35%		104,000,000 96.20%	106,500,000 98.51%	105,000,000 97.12%		104,550,000 96.71%			106,000,000 98.05%	
											2														
											3														
33	尾久東幹線排水ポンプ所機械設備工事	尾久東幹線管渠内の立坑の中に，新たに管渠内排水ポンプ2台を設置する工事	希望	H14.7.8	H14.7.26	H14.8.6	有	34,387,500	32,750,000	32,550,000 94.66%	1	31,700,000 96.79%			31,800,000 97.10%		31,450,000 96.03%	32,200,000 98.32%	31,900,000 97.40%	31,000,000 94.66%	32,000,000 97.71%				
											2														
											3														
34	東雲ポンプ所ポンプ設備再構築工事	東雲ポンプ所に設置されている雨水ポンプを撤去して，新たな雨水ポンプ2台を設置する工事	希望	H14.7.8	H14.7.30	H14.8.20	有	502,488,000	478,560,000	476,700,000 94.87%	1	465,000,000 97.17%	473,700,000 98.98%	454,000,000 94.87%	465,000,000 97.17%		456,000,000 95.29%	467,000,000 97.58%	468,000,000 97.79%		459,500,000 96.02%			468,000,000 97.79%	
											2														
											3														
35	加平ポンプ所ポンプ設備再構築工事	加平ポンプ所に設置されている雨水ポンプを撤去して，新たな雨水ポンプ2台を設置する工事	希望	H14.8.19	H14.9.10	H14.9.26	有	515,970,000	491,400,000	490,350,000 95.03%	1	478,000,000 97.27%	483,000,000 98.29%	478,000,000 97.27%	467,000,000 95.03%		479,000,000 97.48%	473,000,000 96.26%	477,000,000 97.07%		476,000,000 96.87%			475,000,000 96.66%	
											2														
											3														
36	和田弥生幹線排水ポンプ所機械設備工事	和田弥生幹線管渠内の立坑の中に，新たに管渠内排水ポンプ2台を設置する工事	希望	H14.9.2	H14.9.25	H14.10.15	有	189,451,500	180,430,000	182,700,000 96.44%	1	176,800,000 97.99%		178,000,000 98.65%	175,000,000 96.99%		176,500,000 97.82%	177,500,000 98.38%	174,000,000 96.44%	177,000,000 98.10%	179,000,000 99.21%	175,500,000 97.27%		176,000,000 97.54%	
											2														
											3														
37	第二浅草幹線汚水ポンプ所機械設備工事	第二浅草幹線管渠内の立坑の中に，新たに管渠内排水ポンプ4台を設置する工事	希望	H14.9.9	H14.10.1	H14.10.17	有	208,078,500	198,170,000	197,400,000 94.87%	1	188,000,000 94.87%	195,000,000 98.40%	193,000,000 97.39%	193,000,000 97.39%		191,000,000 96.38%	194,000,000 97.90%	192,000,000 96.89%	190,000,000 95.88%	194,000,000 97.90%			191,000,000 96.38%	
											2														
											3														
38	小台処理場高段ポンプ設備工事	小台処理場の敷地内に新たに建設するポンプ棟高段ポンプ室に汚水ポンプ6台を設置する工事	希望	H14.9.24	H14.10.16	H14.11.5	有	489,310,500	466,010,000	466,200,000 95.28%	1	444,000,000 95.28%	460,000,000 98.71%	452,000,000 96.99%	454,000,000 97.42%		451,000,000 96.78%	459,000,000 98.50%	452,000,000 96.99%		452,000,000 96.99%			450,000,000 96.56%	453,000,000 97.21%
											2														
											3														
39	小台処理場低段ポンプ設備工事	小台処理場の敷地内に新たに建設するポンプ棟低段ポンプ室に汚水ポンプ5台を設置する工事	一般	H14.10.21	H14.11.12	H14.11.28	有	1,150,170,000	1,095,400,000	1,090,950,000 94.85%	1	1,039,000,000 94.85%	1,080,000,000 98.59%	1,050,000,000 95.86%	1,060,000,000 96.77%		1,050,000,000 95.86%	1,066,000,000 97.32%	1,080,000,000 98.59%		1,075,000,000 98.14%			1,052,000,000 96.04%	
											2														
											3														
40	羽田ポンプ所ポンプ設備再構築その2工事	羽田ポンプ所に設置されている雨水ポンプ及び汚水ポンプを撤去して，新たな雨水ポンプ3台及び汚水ポンプ4台を設置する工事	希望	H14.11.11	H14.12.3	H14.12.19	有	883,984,500	841,890,000	849,450,000 96.09%	1	809,000,000 96.09%	830,000,000 98.59%	820,000,000 97.40%	821,000,000 97.52%		818,000,000 97.16%	826,000,000 98.11%			818,000,000 97.16%			819,000,000 97.28%	
											2														
											3														
41	新河岸東処理場汚泥ポンプ設備その2工事	新河岸東処理場の左岸第二沈澱池に汚泥ポンプ6台を追加して設置する工事	希望	H14.12.2	H15.1.15	H15.2.4	有	160,377,000	152,740,000	152,250,000 94.93%	1	148,000,000 96.90%	152,000,000 99.52%	148,000,000 96.90%		145,000,000 94.93%	148,500,000 97.22%	150,700,000 98.66%							
											2														
											3														

注：落札業者の入札価格等には網かけを行っている。

表４

東京都発注の特定ポンプ設備工事一覧表（平成１１年４月１日～平成１５年７月２９日）

物件番号	物件名	工事の概要	発注方法	公表日	仕様書渡日	入札日	予定価格			落札額(C) 落札率(C/A)	入札状況　上段：入札価格(D)，下段：入札価格の税抜予定価格に占める割合(D/B)													
							事前公表	予定価格(A)	税抜予定価格(B)		回	荏原	日立	クボタ	西島	古河	電業社	三菱	石垣	鶴見	栗村	新明和	新日本造機	石川島播磨	由倉
42	志村ポンプ所ポンプ設備再構築工事	志村ポンプ所に設置されている雨水ポンプを撤去して，新たな雨水ポンプ1台を設置する工事	希望	H15.1.27	H15.2.18	H15.3.6	有	203,836,500	194,130,000	194,250,000 95.30%	1	187,000,000 96.33%	192,000,000 98.90%	187,000,000 96.33%	185,000,000 95.30%		188,500,000 97.10%				190,000,000 97.87%			189,000,000 97.36%	
											2														
											3														
43	小菅処理場ポンプ設備再構築工事	小菅処理場の主ポンプ棟に設置されている雨水ポンプを撤去して，新たな雨水ポンプ1台を設置する工事	希望	H15.5.6	H15.5.27	H15.6.12	有	265,839,000	253,180,000	252,000,000 94.79%	1	246,000,000 97.16%	251,000,000 99.14%	246,000,000 97.16%	248,000,000 97.95%		248,000,000 97.95%	240,000,000 94.79%	248,000,000 97.95%		248,000,000 97.95%			249,000,000 98.35%	
											2														
											3														
44	小台処理場東系汚泥ポンプ設備工事	小台処理場の敷地内に新たに建設する東系水処理施設に汚泥ポンプ12台を設置する工事	希望	H15.5.26	H15.6.17	H15.7.3	有	534,072,000	508,640,000	509,250,000 95.35%	1	486,600,000 95.67%	507,000,000 99.68%		498,000,000 97.91%	485,000,000 95.35%	493,000,000 96.93%	494,000,000 97.12%							
											2														
											3														
45	神谷ポンプ所ポンプ設備工事	新たに建設する神谷ポンプ所に雨水ポンプ3台及び汚水ポンプ3台を設置する工事	一般	H15.6.2	H15.6.24	H15.7.10	有	1,484,385,000	1,413,700,000	1,375,500,000 92.66%	1	1,360,000,000 96.20%	1,310,000,000 92.66%	1,340,000,000 94.79%	1,360,000,000 96.20%		1,370,000,000 96.91%	1,380,000,000 97.62%	1,385,000,000 97.97%		1,365,000,000 96.56%			1,378,000,000 97.47%	
											2														
											3														
46	芝浦処理場放流ポンプ設備工事	芝浦処理場の敷地内に新たに建設する放流ポンプ棟に放流ポンプ3台を設置する工事	一般	H15.6.2	H15.6.24	H15.7.10	有	1,478,400,000	1,408,000,000	1,354,500,000 91.62%	1	1,350,000,000 95.88%	1,290,000,000 91.62%	1,365,000,000 96.95%	1,375,000,000 97.66%		1,366,000,000 97.02%	1,370,000,000 97.30%	1,351,000,000 95.95%		1,360,000,000 96.59%			1,365,000,000 96.95%	
											2														
											3														
47	町屋ポンプ所汚水ポンプ整備工事	町屋ポンプ所に設置されている汚水ポンプを撤去して，新たな汚水ポンプ1台を設置する工事	希望	H15.6.23	H15.7.11	H15.7.22	有	32,980,500	31,410,000	30,240,000 91.69%	1	30,150,000 95.99%	28,800,000 91.69%	30,800,000 98.06%	30,800,000 98.06%		30,500,000 97.10%				30,700,000 97.74%				
											2														
											3														

注：落札業者の入札価格等には網かけを行っている。